

刑政

第五十七卷  第二號

昭和十九年三月二十八日印刷納本
昭和十九年四月一日發行
(一・四・七・十月各一日發行) 季刊 第五十七卷 第二號

昭和十九年一月一日發行

卷頭言	正木亮	一
刑政休刊に題す	正木亮	一
論說		
刑事政策の謙抑主義	牧野英一	九
諸民族の犯罪性	植松正	四五
資料		
ナチス・ドイツの戦時刑法(四)		一一一
刑政年報・刑事關係文献		一三〇

財団法人 刑務協會發行

刑政休刊に題す

刑政休刊に題す

正木亮

大東亞十億の民族がその大東亞なるものの認識を改め、四百年に餘る長年月間の白哲人種による見えざる桎梏を脱し、茲に新なる大東亞共榮圈を建設し、以て八紘一宇の大政治を完成しようとするのが此の戦争の目的であることは今更いふまでもない。かかる目的の爲の大東亞戦争なるが故に此の戦争の目的完遂は單に武力のみに止るべきではない。同時に又政治、科學、文藝等々の力をも一層磨きその進歩發達を圖る必要の切なるものがあるのである。

此の時に際つて明治二十一年五月十一日創めて大日本監獄協會雜誌が發刊されて以來五十有七年間たゆみなく續けられて來た此の「刑政」誌を休刊するの已むなきに至つたのは、われら文人までもがその理想を抑へて以て只管に武力の勝利を禱るに外ならぬのである。煙硝の爲に必要であるならばわれらの紙を奉還してもそれをつづけよう。それによつて勝利の曉に再び大東亞文の確立を庶ふが爲である。そこにわれらが此の由緒深き機關誌を休刊することによつて文を捨てたのでないことを銘記しなければならぬ點があるのである。否むしろ機關誌の休刊されたことによつて益々將來に生きるべき文の糧をいろいろの方法と工夫とによつて研鑽し置くべき必要に迫られて居るのである。

だから「刑政」誌の休刊は戦争による學問の衰頹を見てはならない。むしろ新興刑事學の實踐的資料蒐集への總進軍の結果と見て貰ひ度いのである。戦時行刑の眞の姿を究め置くこと、犯罪人の人格を十分に把握し置くこと、刑政勞務の本質機構及び運営等を更に一層研究し置くこと、戦時食糧と在民體位の關係、を收容者を通じて研究し置くこ

前號内容(第五十六卷第一號)

論 說

十七條憲法と刑法………木村龜二

國學の傳統と日本刑法の理論……佐伯千仞

資 料

ナチス・ドイツの戦時刑法

刑政年報・刑事關係文献

と、收容者の衛生状態等々を遺憾なく調査し置いて「刑政」誌復活の日に剗爛として相次いで掲載せらるべきことを
皆が考へて各各の仕事にかからねばならぬのである。

されど五十有七年の間つづけられた此の雑誌が今や刑事學界から消えて行くことに付てわたくしは色々の點に於て
感慨深いものがあるのである。創刊者たちがいかに刑事學進展に力を盡さうと努力したことか、そして又刑事學の發
達にどれほど役立つたことか、茲にそれ等についてわたくしの回想と所懐の一端を述べて置き度い。

刑政の創刊號は義にも記したやうに明治二十一年五月十一日の大日本監獄協會雜誌であつた。この雑誌は同年三月
七日に成立した大日本監獄協會の機關雜誌として概ね左の事項を掲載することが目的とされたのである。

- 一、監獄に關する法令
- 二、監獄學並に歐米諸國監獄法講義
- 三、刑法治罪法講義
- 四、監獄に關する翻譯
- 五、地方會員の通信又は寄書
- 六、歐米諸國の監獄協會等に關する通信
- 七、本會の記事

何故に當時のわが國にかかる協會が設けられ機關雜誌を必要としたるかの趣意につき茲に同誌第一號に載せられた
宇川盛三郎氏の趣意書を掲げて置かう。

「監獄事業は警察上に裁判上に行政上に治安上に慈善上に國際上に大關係あるものなり。故に其の大切なこと實に容易ならざるもの
と云つて可なり殊に監獄事業中教誨及び感戒の二件は最も大切なものと云ふべし。監獄建築の事に至つてはこれまた格段の研究を要す

故に歐米にあつては屢萬國監獄公會を開き監獄事業に關する事を審査議定し以て各國監獄事業の改良を計り以て監獄取扱上の一定を促
しました萬國監獄委員と云ふを設けて監獄學の進歩を促がせるなり歐米にては監獄事業の整頓したると整頓せざるを見て以て其の國の文
明國たる与否とを證すと云ふも亦甚が理なきにあらざるなり。

我が國の監獄は封建時代に在つては實に其の殘酷を極めたること今日に至るまで世人の口碑に傳ふる所にして犯罪人一たび牢屋と唱ふ
る所に投入せらるるや食物にあれ衣服にあれ衛生にあれ實に投げ殺すか又は蔽き殺すか或は潰し殺すを以て目的としたるが如し。是れ監
獄の主義を知らざるより起りたることなるべし。其の時代に在つては監獄事業のみならず世間百般の事野蠻を極めたるものなれば一に此
の事業のみに就いて當時を批評するを得ざるべきなり(中略)。

新聞紙に據るも監獄の事はマ、其の辨道を見るに止まる位にして特に之に關する意見の如きは先づ見ざる所なり。故に世人に監獄事業
の容易ならざる事を知らしむるに於て相當の機關なからざる可からざるなり。近時は慈善黨と唱へ貴婦人令嬢たちが賣子となりて勉強
せらるることも随分拜見す然れども愚惠といふものは一方に於ては貧民の救助即ち純粹の慈善なれどもまた一方に於ては犯罪人の豫防
となることを忘る可からざるなり。慈善にして濫救の弊に陥らんか密に惰民を生ずるのみならず惰民の救助を缺く時は忽ち犯罪人を生ず
るものなり。然れば監獄事業上より見るも貧民救助の事業は輕々に舉行せられては迷惑至極なるべし。是れまた相當の機關あつてこれ等
の事を論議し或ひは其の方向を指示するの必要あるべきなり。また貧民の教育に至りては特に犯罪人の増減に關するものなり是れまた相
當の機關ありて其の方針を提示するの必要あるべし。

右等の理由よりして段々と熟考し諸友人と相計りたるところ歐洲各文明國に於ては監獄協會と云ふものを設け獄事の改良整頓を計るこ
と猶ほ各文明國に赤十字社ありて戦時負傷者の救護事業を周到ならしむるがごとしと言ふを聞く。然れば我が國に於ても同様の協會を設
立せんとの議に一決し今般大日本監獄協會を創設することに立ち至りたるなり(中略)

以上の理由なるが故に本會の事業は一に世人の贊助を仰がざるを得ざるなり(中略)本會をしてその目的を達せしめ本會をして日本全
國の監獄事業又は監獄に關係の事業を整頓せしむるは一に會員諸君にあるなり故に本會に對し又け全國に對し又は一府縣若しくは一町村

に對し本會の預る事業に就きて意見を有せらるる諸君は幸に其意見を送付せられんことを請ふ。右につき必要の場合に於ては本會の雜誌に掲載し以て當局者或は世人に質すこともあるへし或ひは朝野に向ひて勸告することもあるべきなり。然れども本會に於ては發行する雜誌は總べて學問上よりこれ等の事を研究すべきものにして政治上よりこれを論議することは決して爲さざるべし」(下略)

かくしてわが國に始めて監獄雜誌が出來而も學問的の出發をなしたのである。第一號に於ては佐野尙が「歐米諸國監獄に關する會社」と瑞典丁字形監獄略圖を、神谷彦太郎が「歐米監獄沿革史」と「囚人待遇説」を小原重哉が「監獄經理の管見」をそして加地鈔太郎が「囚人骨格測定法」を寄書し、小原重哉が尋らわが國古來の監獄制度を顧みたるに對し、その他の人人は何れも外國制度及論說の紹介に努めたが、さるにしても刑事雜誌としての價値は十分に盛られて居た。

大日本監獄協會雜誌の誕生は當時の刑事學界を動かさず刺激したやうに見られる。明治二十二年山縣司法大臣が歐米巡回の途次獨逸に於て獄務教師として雇入の條約を結びたるクルト・フォン・ゼーバツハが到着した。同人は非職陸軍少尉にて兼ねて上等司獄官として久しく伯林の中央監獄に奉職して居たが、之を雇入れ差當り模範獄様のものを選定して之を管理せしめ傍ら各府縣より召募したる司獄官に對し實際の事務を見習ひつつ兼ねて必要の學科を教授せしむる計畫であつた。早くも翌二十三年四月一日より監獄官練習所が開かれることとなり各廳府縣の典獄副典獄首席書記看守長の中一人を召集し二ヶ月の訓練を爲すこととし、フォン・ゼーバツハは獄務顧問として當分監獄管理法を講議したのである。一方に監獄協會雜誌が生れ今又監獄官練習所が出來、更に外國監獄者の來朝等が起縁となつて竟に明治二十二年十月には監獄協會に對抗して警察監獄學會が組織され翌十一月から警察監獄學會雜誌が發刊されるに至つた。清浦圭吾穂積陳重等の援助の下に専ら小河滋次郎がその編輯に當つた。清浦及びゼーバツハ等の監獄官練習所に於ける講義は皆此の雜誌に載せられて居る。協會雜誌が論說的であつたのに對して、之は専ら監獄事務に關す

る記事がもられて居た。特に當時の獨逸刑法が如何にフォン・ゼー・バツハによつて傳へられたかを知るにはこの警察監獄學會雜誌を讀くほかにはないほど委しくゼー・バツハの動勢を毎月報告して居る。

當時の人はこの雜誌を白表紙といひ監獄協會雜誌を赤表紙と稱してその對立に相當關心を持つて居たやうであるが佐野等を中心とする所謂赤表紙こそ實にわれらの「刑政」の前身であつたのである。

この監獄協會雜誌はその後わが國刑事學界の唯一の實踐雜誌としての使命を遂行して居たが、殊に明治四十年の刑法監獄法改正の時代に於ては實務家の提言を遺憾なく掲載して立法者に多大の考慮を要求したものであつた。就中かの不定期刑採用論の如きは今日から見ても忽諾に附すべからざるものがあるのである。

監獄協會雜誌時代にはわが國が國際監獄協會委員會に加入して居るし、第一次歐洲大戰にも會つて世界刑事學の影響が尠からずこの雜誌によつて導入されて居た。殊に歐洲大戰後のドイツ刑事學界の新立法、刑罰に關する新傾向、新たな諸制度が頻繁に雜誌面に現はれるやうになつた。行刑教育論が此の頃からこの雜誌に於てはげしく論ぜらるるに至つたのである。

斯様な狀況の下に大正十年山岡萬之助博士が新たに監獄局長に就任してその年早くも監獄局を行刑局と改名し監獄を行務所とかへて専ら監獄氣分から來る牢獄氣分一掃にかかられたのである。

その結果として竟に長い間用ゐられた監獄協會雜誌をも改名せねばならなくなつたのである。大正十一年十一月二十日發行の「刑政」に次の様な改題の辭が載せられた。

「刑は制裁であると同時に保護であるといふ觀念は、學者に依て夙に唱導せられたのであるが、之が行刑の上に實現せざる限りは舊時に於ける牢獄の弊習は尙其跡を絶つことが出來ない。從て監獄改良の問題も徹底的に刷新する時期がないのである。

然るに當局は是等の點に就て銳意實質形式の兩方面から其制度の改革に努め遂に近く此觀念の下に法規が改正せられ、行刑の改善が體

現され、行刑事業の基礎の確立を見るに至つたのは洵に刑事々業界の爲め喫緊に堪へざる次第である。加之吾人が常に主張せる作業問題教育、保健、少年囚の教育、刑務職員の待遇、其功勞表彰、乃至釋放後の保護に關する制度等總べて實質的に解決を見るに至つたの感謝の外はない。

更に形式の方面に於ては牢獄氣分の徴象たる監獄なる文字、此牢乎として抜き難かつた大文字が總べての機關から一掃された、恰も妖雲去りて明月皎々たるの思がある、即ち刑務所の廳名保健技師の職名は勿論、作業技手の細に至るまで悉く其名稱が改められた。本會に於ても級上の趣旨に基き、監獄の二字を試ひ去つて「刑務協會」なる名稱に改め斯業の改善遂行に就き一層の努力を致すこととした。而して一方に於ては我協會雜誌を改題して新に「刑政」なる名稱を冠することとした、云ふまでもなく今後に於ける本誌の使命は、行刑の充實を計るの目的を以て、須く刑事事業界の有ゆる方面に亘り研究、調査、報道、施設に努め時に問題の提供者となり、時に其實行者となり、刑事々業の改良發達を計り以て斯界に貢獻するの信條の下に進むので其範圍は刑事學の總てを網羅して頗る順潮なる裡に大方の援助に依り健實なる主張を爲さんとするのである。只徒に遠成を避け顧負せず、徐ろに其主張に向つて進行せんことを宣し、茲に改題に附て一言を述べたのである。

かくて此の新誌は完全に刑事學雜誌として再出發したのである。翌月の「刑政」第三五卷第一二號の本會總會山岡會長挨拶中に「此際に於て雜誌を刑政と改めたといふことに付て一言申し上げますが、單り行刑と云ふ狭い事業の爲めの機關たらしめないで、之を廣く刑事全般に渡つて學理と實際上に關する調査研究報道等を致しまして依つて以つて此刑事々業界の權威となさむとする希望であります」とあるのはその目的が明示されたのであつた。私はこの改題刑政誌の初號に於て「受刑者保護の新思潮」と題して始めて「愛の行刑論」を發表し爾來殆んど毎月行刑教育論を掲載したものであつた。

昭和二年一月刑法豫備草案委員會が設けられ、引續いて刑務法案記草委員會も設けられた。此の頃は全世界が刑法改正事業に大童になつて居り、此の刑事學上の出來事を中心として刑事學の研究が極めて盛んになつた。昭和三年に

は牧野英一博士の「刑法に於ける重點の變遷」が改めて教育刑論を世に示唆して茲に所謂教育刑論がはしくも日本刑事學界の惑星の姿を投げた。その翌年わたくしが「行刑上の諸問題」を世に送つて行刑の上より教育刑論を叫んで之に應じた。此の頃より「刑政」誌に牧野博士、木村教授、わたくしたちが屢々教育刑論的な論文を掲げる業になつた。昭和五年に刊行された「行刑論集」は此の人々即ち刑政學者たちによつて盛り上げられたといふも過言ではなかつた。

昭和六年に假釋放審査規程が、同八年に五年行刑教育令と行刑累進處遇令とが制定せられてこれらの行刑法令を中心に東、中尾、小川及寺光等の諸學士が専ら行刑學徒としてこの雜誌に執筆されるやうになつた。

「刑政」誌はかくしてわが國刑事學雜誌として恰もドイツの監獄雜誌 *Blätter für Gefängniskunde* と同様の價値を認めらるるに至つたが、しかし、他面於て下級刑務官の讀物としてはあまりに學術的に偏したるのきらひがあるとの聲が高くなつて居た。

行刑の機關雜誌が一面に學術的な貢獻をなすと共に他面刑務官大衆の知的水準を而も平易なる記事を以て高めることも非常に考慮に値するものはあつたのである。

昭和十六年七月末わたくしが司法省行刑局長になり同時に刑務協會長の職を兼ねることになつてから、この問題は益々考へて行かねばならぬ状態になつた。わたくしたちはこの長年の一般の要望に答へるべく慎重に研究を遂げ竟に翌年一月一日發行より「刑政」を二種類に分ち、一を刑務官大衆の爲に讀物的な雜誌として毎月之を編輯し、の他一を學術刑政として年四回發行することとしたのである。

爾來此月刊刑政の爲に吉川英治氏を始め文壇の曉星達を始め各界の名士が執筆の勞を惜しむことなく援助せられたその結果わが國で一番かけて居た文藝と刑との關係が認識せられて、此等文士達の述作が刑務官を喜ばすと同時に行

刑を此の人々に理解して貰ふことに大なる成功があつたやうである。又月刊刑政は特に表紙に意を用ひて第五五卷第一號より一二號までを桑島清氏にそれ以後を初山滋氏に依頼して月々に應ずる繪画を以て讀者を喜ばせた。學術刑政に於ては牧野博士を始め木村、佐伯團藤等の諸教授の援助を得て大東亞戦争下にふさはしき刑事學の論文を毎回掲載することが出來て居たのである。

かかる間に大東亞戦争は竟に最後の決戦にまで突入することとなつた。この最後の決戦に戦ひ勝つが爲にはいろいろの點に於て我慢を忍び犠牲にあまんぜねばならなくなつた。勝つ爲に一時を犠牲にする決意こそ勝利の基地となるものである。その犠牲の一として紙があげられる。新聞も雑誌も乃至は各種の出版物も皆最大限に紙數を制限せざるべからざる國民的義務が負はされるに至つたのである。此の時に際り吾々刑政陣の人人は只管に筆陣を張つて文化報國を堅持する前に如何にして勝つかを考へる必要があることを痛感するに至つたのである。上述の如く長い歴史を持つわれらの刑政誌をしばしの名残りにせよ別るるには忍びないが、しかし、勝利の糧として紙の最後の一枚をも奉還するいとが戦時に於けるわれらの先づ第一の義務なることを痛感して茲に決然「刑政」誌の休刊を斷行することとなつたのである。勝つ爲に！

されば、いよいよ戦争完勝の暁の爲にいろいろな刑事學的實踐に全力を盡すことにしよう。

刑事政策の謙抑主義

牧野英一

- 一 教育刑論に對する理論と實踐
- 二 團藤教授の「現實的贖罪」
- 三 八木檢事の「一罰百戒」

一 雑誌「刑政」(季刊)の最近號(第五十六卷第四號昭和十八年十月發行)に、わたくしは、注意すべき二種の論文に接した。その一は團藤教授の「行刑と刑事訴訟との關係」で、その二は八木檢事の「經濟統制事犯と刑罰の本質」である。いろいろの意味において、わたくしは、この二種の論文を興味深く讀了した。

第一に、兩家が、一方は大學の教職に在つて、又、他方は司法の實踐に在つて、共に將來に大きな期待を持つてゐられる人たちであることである。兩家は、共に、個人としての與者の立場からその議論を構成し、その主張を進めて

ゐられるのであるが、しかし、その將來を期待せられる立場に就いて考へるときは、兩家共に責任の重きを考へてゐられるはずである。さうして、その故に、わたくしは、この兩家の所説に對してわたくしの考へてゐるところを明かにしておきたいと思ふのである。

第二に、この兩家は、その論文において、わたくしの著、特に『刑法研究』から多くの引用を明かにしてゐられる。わたくしの『刑法研究』既刊十卷は、幸にして、中には版を重ねることを得てゐるものもあるもので、同情ある幾多の讀者を有することを考へねばならぬのであるが、しかし、又、學界の人人に依つては引用されることの殆どないものであつた。稀に引用されるにしても、果してそれが一讀されたのであるかを疑はねばならぬほど粗笨な素朴な方法において取扱はれてゐるばかりでなく、わたくしは、諸家の間に特に瀧川辯護士と小野教授との名をこの點において擧げておかう。さうして、例へば、『法律的消極主義』において展開したわたくしの立場を、兩家は、果して、いかに理解し、いかに釋明し、さうして、いかに批判してゐられるであらうかを、今なほ問題としてゐる。又、わが國の刑法文獻をドイツの學界に紹介するに方つても、わたくしの『刑法研究』だけは除外せられてゐるのである。わたくしは、この點において小野教授の名を擧げておかう。小野教授は、その著『法學評論』を特に擧げられたのであるが、同じ頃に公刊せられたわたくしの『刑法研究』の名は示されないものである。わたくしはその何故たるかを疑つてゐる。なほ、やや別事ながら、小野教授は、わたくしの自由法論を、ジニーに對する祝賀論文集において、特にドイツ語に依つて示されたのに對し、わたくしは、その何の故たるかを質してゐるのである。共に今日まで釋明に接しない。學界では、刑法に關してその後いろいろの文獻に接してゐるのであるが、わたくしの『刑法研究』を引用して事を論じてゐるものが殆どないにもかかはらず、兩家が、この最近の論文において、わたくしの著述を引用せられることのしかく著しいのは、わたくしとして大いに感謝せねばならぬのである。(同時に、兩家が、その引用されること

において、内容上、互に大きな差異を示されることに、わたくしとしては大に留意を促されたのであつた。わたくしは、なほ、わたくしの論述の他のいろいろの部分に、他のいろいろの觀點から批評せらるべきを待つてゐる。

二 さて、第三に、わたくしの『刑法研究』に對する兩家の立場は、互に大にその趣を異にするのである。團藤教授の立場は、學者としてのそれとして、専ら論理的なものに爲つてゐる。事物の性質上、刑罰はいかなるものでなければならぬかを論じ、それを、立法と司法と行刑とに別つて、とりわけ刑事訴訟における適用上いかに按排せらるべきかを論じてゐられるのである。これに對して、八木檢事は、その司法の實務における當局の一員として、實踐的に事を考へ、特に檢擧の立場から、とりわけ統制事犯につき、事件の處理のいかに運用せしめらるべきかを論ぜられるのである。わたくしは、團藤教授の所説に就いて、刑事政策の理論的を構成を考へよう。さうして、八木檢事の所説に基づいて、刑事司法の實際の運用を學ぶことにしたい。

第四として、兩家の主張の間に著しき差異を認めねばならぬのは、おなじく『刑法研究』の諸卷を資料としつつ、團藤教授が、わたくしに對して例の如く迫り且つ挑みつつ、反情を示されるのに對し、八木檢事が、わたくしの所説に對して常に同情を示してくれられることである。わたくし自身としては、學者として、むしろ純正に理論的な立場から、刑法及び刑事政策に關する所見を展開し來つてゐるので、學界においては——實際家の間には兎に角として——むしろ多くの支持者を發見し得ることを期待してゐるのであるが、實際においては、事はその反對であるらしい。小野教授の説かれるところに依ると、わたくしの目的論的主觀主義は世を『風靡』したものとせられてゐるのであるけれども、しかし、刑法論に關するわが國の文獻は、今なほ、依然として、應報刑論的客觀主義に屬するものがむしろ一般なのである。その間において、團藤教授も、亦、小野教授と共に、わたくしに對して、常に迫り且つ挑むの態度を示されるのであり、今次の論文においても亦しかりとせねばならぬのである。しかし、事は、論理的考察に屬

するのであるから、理論の展開を論理的に吟味することに因つて、おのづから思想の發展を期待することができらるであらう。これに對し、わたくしは、八木検事の所説から、實證的な立場において教へられるところがあることを考へねばならぬ。司法部の人は、由來、多く、わたくしの教育刑論に反對なのである。わたくしは、司法部の人人の手に成る各種の著述に接する毎に常にそれを考へねばならぬのであるし、又、刑法の改正事業にたづさはつて、二十年にわたり、司法部の代表者たる人たちと討議を重ねたことの經驗を有つてゐる。その公の討議の席上において、それ等の人人がいかに應報刑的客觀主義の論者であるかを知悉してゐる。されば、わたくしは、今、八木検事が、この新論文においてむしろわたくしの立場に同情を示されるのを意外ともせねばならぬのである。しかし、八木検事は、學友としてわたくしと年來所見を交換してゐる間柄であるので、わたくしは、わたくしの理論的な見地をしかく理解してくれられる八木検事が、その實踐的な立場において、わたくしの所説の、ひとり理論的のみならず、又、實踐的に意義あるものであることを教へられることにつき、わたくしは、特にこれを喜びとせねばならぬのである。

三 しかし、又、團藤教授は、しかく迫り且つ挑みつつも、やはり、一種の教育刑論者であられることが注意すべきである。このことは、會て、わたくしの指示したところなのであり、さうして、この論文において、團藤教授みづからそれを引用し且つ肯定してゐられるのである。ただ、團藤教授は、わたくしが教育刑として考へるものよりも更に高次において教育刑といふことを考へてゐられるらしいのである。會て、小野教授が、教育刑必しも教育的でなく、應報刑が却つて教育的であると主張されたとき、それは蒸餾水以上の蒸餾水を主張せられるのであらうかと疑つて見たことであるが、團藤教授も亦おなじ立場に立つて、客觀主義的な色彩の強い贖罪論を主張せられるのである。それで、わたくしとしては、いはゆる贖罪が果して教育刑的方法としての意義を完うすべき重點的のものであるかを考へることにしたい。これは、まづ、理論的な問題である。應報刑論がその純正な形式のものたる限りにおいては、それ

は、われわれの目的刑論に對しいはば離れ離れのものであるので、互に論理的な考察を交換するの餘地なき性質のものであるとせねばならぬのであるが、しかし、今日の應報刑論は、カントのそのやうな純正に論理的なものでないらしい。(不破教授は、特にこの點を高調して、その贖罪論を説いてゐられる)それは、わたくしが、應報刑論の相對主義化として年久しく論じてゐるものであり、わたくしには、應報刑論の墮落少なくともその後退としか考へられなないのであるが、しかし、その論者たちにはしむれば、それが國家乃至社會に對し相對的に考察せられるものたるの點において、やはり、一種の誇るべき進歩であるらしい。そこで、わたくしは、應報刑論をしかく相對主義化し目的化するの論理的な窮極が、果して、團藤教授の主張せられるやうな贖罪論に到達せねばならぬものであるかを、重ねて反省することにせねばならぬのである。

同時に、八木検事は、わたくしの所説に對し多大の同情を示しながらも、しかし、わたくしの所説を修正することの好意を示されるのである。會て、統制事犯に關し、法定犯の自然犯化といふことを論じたとき、八木検事は、それに有力な支持を與へつつも、わたくしが法律の錯誤に關して論じてゐるところに更に一步を進むべきものがあると思はれたわけであつた。(この點に關しては、すでに二回、釋明を試みてゐる。その一として、法學協會雜誌に寄せた「法律の錯誤に關する所見の補遺」は、その昭和十八年十二月號以下に載せられることに爲つてゐるし、その二として、「統制事犯の二重的性格」は國家試験に寄せて、すでに、その昭和十九年一月號に掲げられてゐる)今次、また、會て、司法當局の責任ある標語として傳へられた「一罰百戒」の語につき、八木検事は、司法部の趣旨とするところを釋明して、ねんごろにわれわれに示されたのである。わたくしは、「一罰百戒」の語が、平素いかなる持論を唱へてゐられる人の手に依つて高調せられたかを考へ、さうして、それが、一般の社會にいかにか不幸なる感想を與へたかを反省することに因つて、この標語が、責任ある當局の示すところとしては、むしろ避けらるべく、むしろ捨てらるべ

きでなからうかを論じたことであるが、しかし、八木検事は、當局の趣旨が決して威嚇的のものでないことを説かれ、少なくとも実務家としての八木検事は、いかなる意味においても威嚇的な意味に之を理解してゐないことを説かれるのである。わたくしが、世の一般と共にその語に對して誤解してゐるものがあるならば、固より願て慎まねばならぬ。さうして、現に世の一般がしかく一種の脅威と恐怖とを感じてゐる事實に對し、八木検事の説かれるところは、刑事政策のために、有力な救ひの手を延ばされたものとせねばなるまい。

四 この問題を考へるのについては、二つの事項が時事問題とされるのであることを、又、明かにしておきたい。その一は、刑法改正の問題である。昭和十五年に刑法改正の問題は打切りとされたので、これは、今日ではもはや時事問題でないとも謂ひ得よう。しかし、改正刑法假案に示された著しい刑事政策的な考慮は、現下の刑法運用乃至廣く刑政全般の遂行について、やはり、重要視されねばならぬのである。假案には客觀主義に固有な一種の見解が固執されたのであり、それは特に各則に示されてゐるところであるが、總則において明かにされてゐる主觀主義的な色彩は、之をいかに理解すべきであらうか。團藤教授はこれに對して未だ多くを論じてゐられないのであるが、おなじく應報刑論者たる小野教授は、新しく日本法理からの批判といふ理由をも加へて、例の手荒らく露骨な形容詞を以つて之を難じてゐられるのであるを知らず、この非常時の現下において、これはいかに處理せらるべきものであらうか。事は、わたくしとしても、すでに幾多のものに論じておいたところである。著述としては二種のを挙げよう。曰く『刑法改正の諸問題』曰く『改正刑法假案とナチス刑法綱領』共に未だ反對論者からのねんごろな批評に接してゐない。(刑法の改正に關する委員會の多數が應報刑的客觀主義の論者でありつつ、しかも、かやうな假案が成立を見るに至つた點は、一つの問題として考へらるべきであらう)

その二は、非常時の現下における刑務作業の問題である。刑務作業については、改めて、今次の第八十四議會(昭

和十九年)に問題とせられて、司法大臣の答辯があつた。わたくしは、曾て、刑務作業に關し『勤勞の原理』といふことを説いて、小野教授から例の激しい非難を受けたことがある。刑は要するに害惡であるべきであり、勤勞の原理といふが如きは功利主義に過ぎないとされたのである。これに對しその後幾度か釋明を重ねてゐるのであるが、小野教授から事の詳しきを示されたものがない。わたくしは、不幸にして、團藤教授の教育刑的贖罪論からこれがいかに考へらるべきかの批判に接してゐないのであるが、世の人人の或者は——わたくしは衆議院議員たる若干の人人から之を耳にしたのである——刑政の當局は、今、教育刑の原理に依つて事を發展せしめつつある、としてゐるのである。それは、贖罪としての教育刑ではなくして、わたくしの考へてゐるやうな意義においての教育刑らしいのである。(因に、わたくしは、行刑の當局たる正木博士が、その學者としての立場においては、わたくしとおなじやうな意義においての教育刑論及び勤勞主義を採つてゐられることを明かにしておかねばならぬ)

五 最後に、ここに標題とした『謙抑主義』といふ語について一言しておかねばならぬ。これは、謂ふまでもなく『刑法の謙抑主義』として宮本教授の創意にかかる造語である。しかし、おなじ趣旨であらうと思はれるところは、わたくしも亦古くから説いてゐるので、刑法の運用は、刑法の運用殊に刑罰に因るの損害が刑罰を科することに因る利益と均等するところに限界を見ねばならぬとするのがそれに爲つてゐる。わたくしは、一方において、刑政の成果に對し國家社會の保全といふ立場から大に期待を懸けてゐると同時に、他方において、刑政一般特に刑罰に對し専らそのすべてを期待することには謙虚な立場が執られねばならぬとするのである。

檢舉における人権蹂躪の叫びは、檢察當局にその守るべき謙抑主義の限界を超えるものあるを示すものである。これは、特に實踐的な問題であるとして、別に理論上の重要なものとしては、刑に依る教育の効果をいかなる點に期待し得るか、又期待すべきかが問題と爲るのである。應報刑に因る『轉惡成善』の効果が小野教授に依つて説かれてゐ

るのであり、これが、應報刑が教育刑を超越する教育刑たるゆゑのものに爲つてゐるのである。さうして、今、團藤教授が、その贖罪論において『現實的な贖罪』を説き『道義的教育刑』を高調せられる點が、われわれにとつて反省を要することに爲るのである。わたくしは、團藤教授の用語に、華やかなるもの、勇ましいものを見受けるのであるが、しかし、改めて、そのやうな態度と謙抑主義との交渉を考へたいのである。謙抑主義といふことを言ひ換へると、それは、事を、單に觀念的に考へるのでなくして、特に實證的に科學的に考究することを意味するのである。確信を叫ぶことでなくして、政策を順序よく構成することである。すなはち、理想の高遠なるものに向つて、飛躍的に突き進まうとするのでなく、現代に依つて現代の上に、低きよりはじめて、實踐的に理論の構成と發展とを考へよう、とすることである。

二

一 まづ、團藤教授の反教育刑的教育刑論を研究することにしよう。すでに一言したやうに、團藤教授はやはり教育刑論者であられるので、實は、純正な論理的形態における應報刑論の立場から教育刑論を批判せられるのではないのである。かくして、教育刑論を難ずるとき、特に形容詞を加へて、『いはゆる』教育刑論としてゐられるのである。その『いはゆる教育刑論』は、リストの主張にかかる改善思想を意味するものであるらしく、さうして、わたくしの教育刑論としてゐる考へ方はリストの所説に追隨してゐるものに過ぎないとせられるらしいのである。かくして、教育刑論といふものには、一種の固定した形態が完成されてゐるものと考へてゐられるらしく、それは『功利主義的』なものである點に特色を有つてゐるのであるとして、別に、功利的な見地に立たない教育刑として贖罪觀念の上に立つ教育刑の樹立が必要とせられるらしいのである。それで、團藤教授は、みづから獨立に、その特別な創意としてそ

の教育刑論を主張せられるのであるらしく、それを『道義的教育刑論』と稱してゐられる。それに對して『いはゆる教育刑論』は功利主義的教育刑論といふことに爲るのであるらしい。團藤教授の論文に就き、その用語を引用しつつ思想の構成と發展とを考へることにしよう。

先づ、リストの語が引用されるのである。曰く、『屢々引用されるやうに、リストは「市民的な、必ずしも道義的であることを要しない改善」を以てその改善思想の基本とした。いはゆる教育刑論はその根柢においてかかる功利主義的性格を有してゐるのである。我が國における教育刑論もこの流を汲むものなることいふまでもないが、云云』と(第二頁)。これが出發點である。さうして、この出發點について、まづ、いろいろな點が問題に爲るのである。

(一) リストのこの語は、教育刑論において、しかく『屢々引用され』てゐるものでない。ドイツ・フランスの文獻において、これはしかく引用されてゐるのでないし、しかし、それは、わたくしが、ドイツ・フランスの文獻について知るところの深からざるに因るのであらうかとことわつておかねばならぬ。わが國においてまづ教育刑論を展開したものとされるわたくしの論著には一度も引用されてゐない。わが學界における教育刑論の同志としては何人を擧ぐべきであらうか。團藤教授に依つてしばしば批判を加へられてゐる正木博士にしても、木村教授にしても、この語は引用されない。少なくともこの語に重きを置いて引用されたことはないと記憶してゐる。この語を引用してゐられるのは實は小野教授であり、さうして、小野教授はこの語に依つてリストを非難してゐられるのである。

しかし、われわれは、リストのこの語を知らぬわけでもないし、又、これを採るべきでないとしてゐるでもない。これは、やはり道理ある提言であると思ふのであるし、さうして、教育刑論としてはむしろ平凡なものであると考へてゐるのである。換言すれば、刑政において、われわれは、最後の目標としては兎に角、實踐上、さし當り、高度の倫理的な人物を養成することを考へてゐるのでないで、或は改善とし(これはリストの用ひてゐる語)或は教育と

するもの（これは、ドイツにおいてはリープマンが特に用ひたところであるが、別にイタリアにランザがあることを考へておかねばならぬし、又、フランスにおいては、キューシユは教育刑論者とされるほどの主張を有つてゐるのでないが、刑の『教育的』作用を説いてゐる）、その用語に依つて動もすれば聯想せられるやうな高度の改善乃至教育の効果を擧げようと考へてゐるのではないのである。それは、普通に國民としての生活を送り得る者としての市民たらしめることを以つてひとまづ満足しよう、と思ふだけである。それで、まづ、われわれの趣旨とするところは甚だ謙虚なものであることを明かにしておかねばならぬのである。換言すれば、われわれは、再び刑を科するの必要を見ることのない人間にするといふだけの教育刑を、兎も角も、考へてゐるのである。市民的教育といふ語が適當でないならば國民的教育とでもしようか。しかし、教育といふことが、一般的にいつて、その窮極的な理想は兎に角、實踐としてはやはり謙虚なものとして考へられねばなるまい。この頃、教育刑といふのに代つて『教化刑』といふ語が用ひられるが、それでも、その點においてはおなじことである。

(二)そこで、團藤教授は、リストの用語としての『市民的』といふことをいかなる意義のものと解せられるのであらうか。小野教授の論文にも、リストのこの語には厭ふべき一種の意義が含まれてゐるものとされるの趣旨が論ぜられてゐるが、（しかし、わたくしにはその詳なところが例に依つてわからない、ただ、それは自由主義の用語であるといふのでもあるかのやうである）團藤教授も、亦、『啓蒙主義の思想圏内にある「市民的」改善思想を超克』せねばならぬものとされるので、やはり、『市民的』といふのには一種の特別な意義があるものとされるのであるらしい。ただ、不幸にも、わたくしには、『市民的』といふことが『啓蒙主義の思想圏内に在る』ものであるとされる點の、その一種の華やかなししかし幽玄な言葉づかひの意義が、能く理解され得ない。わたくしが、リストのこの語に就き理解したところは、木村教授がその論文において示されるやうに、ただ文字通りに『市民』といふだけのことである。

國家の一員としての普通の人といふだけのことである。リストの改善思想は、刑法における目的刑主義の醇化として傳統的な應報刑主義贖罪主義に反對して樹立せられたものであるので、われわれは、ただそれだけの意味に理解してゐるのである。『市民』と邦譯された語、さうして、邦譯に成れるその『市民』の語は、十九世紀の自由主義的文化の下における『人間』を指すものとして、人權宣言における人乃至市民、古典經濟學における經濟人自由人合理人を意味するものやうにも理解せられるのであるが、理論として、改善といふ考へ方は、かやうな十九世紀の人間を目標とせねばならぬといふことはないわけであるし、（すなはち、現代においては、現代の文化が目標とするところの人間型が考へられるわけである）、又、事實として、リストは、傳統的な應報刑論贖罪論がかやうな十九世紀の人間を豫定して構成せられてゐるのに強く反對して、その新派理論を主張し出したことに爲るのである。固より、學說史上の論議として、リストがその『市民的』といふことにおいて何ものを意味したであらうかについては更に反省を重ねて教を受けねばならぬのであるが、少なくとも、わたくしが、リストの改善思想を承けてわが國に目的刑論を主張したのについては、特に人間觀につき、小野教授や團藤教授の考へられるやうな一種の人間型を目標として、これを刑政の極點としたわけでない。リストの語に一種の解釋を施すことに因つてわれわれの所見を批判するのは、方法として適當なものでない。況や、リストに對するその解釋が、われわれから見ても、決してすなほなものでないにおいてをや。しかし、固より、わたくしは目的刑論といふことをリストから學んだのであり、又、改善思想がリストの樹立したものであることについては、世に異論がないものと考へてゐる。

(三)リストの改善思想は相對主義のものである。それは、犯罪人を改善することに因つて國家社會を保全せむとするものである。この意味において、それは、傳統的な應報刑主義贖罪主義の絶對論であるのに對するものであり、その意味において功利主義である。さうして、いづれ、最後においては、いはば哲學的に絶對的な理念が何等かの形

式又は形態において探究せらるべきであるにしても、兎に角、かやうな意味においての功利的な目的がまづ到達されねばならぬとするのである。われわれは形而上的な考察を必しも無用視しようとはいはないのであるが、しかし、形而上的な考察——傳統的な應報刑主義贖罪主義はまさに形而上的なものに外ならない——に因つて國家社會の保全が輕んぜられることに爲るのに堪へないのである。かくして、目的刑主義といふことが考へつかれたのであり、その考へ方の樹立は、ドイツにおいては、まさしくリストの功績であるのである。(外に、イタリア學派を忘れてはならない)そこにリストの科學主義があり、さうして、その科學主義の醇化として教育刑論が構成されることに爲つたのである。團藤教授も亦教育刑といふことを主張されるのである限り、その立場は、相對主義であり、目的刑主義であり、さうしてその意味において功利主義であり、功利主義でないまでも、功利主義に逆行することを得ないわけのものである。功利主義の上に出づるは大によし。しかし、やはり、功利主義に依らねばならぬのである。

二 しかし、教育刑主義は、功利主義であるが故を以つて沒倫理的なものと爲るのでないし、反倫理的なものと爲るのでない。わたくしは、反對に、その功利主義なることが却つて倫理的なものであることを考へるのである。すなはち、犯罪人をして市民國民としての生活を送り得しめることは、それが傳統的な應報刑贖罪刑に依ることに因つて實際には改善の實を擧げ得ないのよりも遙かに倫理的なものであり、さうして、國民の最後の一人にまでに、すなはち犯罪人の末に至るまでに、國家のかやうな惠澤に浴せしめることは、國家の行動として、單に觀念的に贖罪として害惡を科することよりも、遙かに文化的なものである、と考へねばならぬのである。團藤教授は、この點に關して、わたくしの所見を批評して曰く、『我が國における教育刑論』は、『功利主義的であるとの批判を顧慮して更に新しい展開を試みようとしてゐるといへよう。牧野博士すでにしかり。博士は最後の一人までをも救はんとする教育刑を以て新しい國家的倫理であるとされるのである。これに對する批判は暫く別の機會に譲らう』と(第三頁)これ

はその『別の機會』まで事を待つの外ないだけのことである。さうして、正木博士に對し、正木博士が『教育刑と倫理刑との結合を論じ、勞働を以て內的贖罪であるとし、自動的贖罪感こそが刑罰の核心であることを認められる』のを批評して、『ここまで來れば、すでにリスト流の改善思想を蟬脱して正に「道義的」改善が説かれてゐるものといはざるを得ない』としてゐられるのであるが(第三頁)、これに對しては、正木博士みづから釋明せられるのは勿論それとして、正木博士も亦教育刑がその功利主義的な意義と同時に倫理的價値を具有することを考へてゐられることに爲るのである。正木博士がその『贖罪』乃至『贖罪感』の語に依つて形而上的な贖罪を意味せられるのであるかどうかは正木博士に教を請はねばならぬ。わたくしは、正木博士の用語に、實は、贖罪論に對する一種の皮肉をながめてゐるのである。正木博士の所見とリストの所説との關係も亦別に考察すべきものとして、わたくしは、ただ、リストの『流を汲みつつ』『リスト流の改善思想を蟬脱』することに因り、『いはゆる教育刑論』がいかに矛盾を包含し、いかにその構成において非論理的なものに爲るかの次第を知りたいと思ふのである。わたくしも、亦、リストの所説に對しては、わたくしとして若干の修正を明かにしてゐるので、いはば『蟬脱』を試みてゐるのであり、團藤教授の用語に依れば『展開』を考へてゐるのであるが、しかし、少なくとも、わたくしの主張乃至立場に關する限り、すべては『別の機會に譲ら』れるのである。事は論議の要點に關するものなのであるけれども、これは追迫の日永のことにせねばなるまい。

かくして、上に擧げた『啓蒙主義の思想圈』論が主張されるのである。重ねて之を擧ぐれば、曰く、『我々は啓蒙主義の思想圈内に在る「市民的」改善思想を超克して、「國民的」改善を標榜すべきである。國家を以て一つの目的團體と解するリストなるが故に「市民的」改善を以て満足し得たであらうが、我々は國家を單なる目的團體とすることに果して甘んじ得ようか。我々においては、國家がかかる利益社會的なものでないことは餘りに明かである。「市民的」

改善は必しも道義的なることを要しないが、「國民的」改善は正に道義的なることを要するのである」と(第三頁) リストが國家を單に利益團體(テニスノ分類に依るそれ)として立論してゐるかについては、學說史的問題としては更に論ぜねばならぬところである、しかし、教育刑論は、國家を利益團體と觀念することに因つてのみ考へられ得るものであるのではないし、わたくしは、リストの改善刑論において、そのかやうな國家觀が豫定されてゐるものとは理解してゐないのである。しかし、茲では、リストの所説を學說史的に論争してゐるのでないので、要するに、「いはゆる教育刑論」として、刑政は、「市民的」改善ではなく「國民的」改善を目的とせねばならぬとされることの意義が問題に爲るのである。さて、「市民的改善」と「國民的改善」との區別のいづこに存するかなほ考慮されねばならぬところであるが、わたくしからいへば、用語上、兩者はおなじものである(少なくとも、團藤教授の考へ方では、國民的改善は市民的改善を超えた高次のものであるらしく、又、おそらくは兩者は全く別のものでもあるらしいのであるが、われわれとても、市民的改善の外に更にそのやうな高次の國民的改善が刑政上完うされ得るのであれば、それを捨てようとも度外視しようとも思つてゐるのでない。しかし、それを待ち設けることは、さし當り困難であるので、せめて市民的改善だけは完うしたいと思ふのである。市民的改善を以つて必要且つ十分なものとして「満足」といふ意味には、リストの改善思想を理解するのでない。(リストの著のその場所におけるその語は、又、さう理解し得るものでもない) 團藤教授は、わたくしが教育刑論において目標とするところを引用し、そこに用ひた語として「行爲者の道德的社會的人格の完成」といふのを挙げられるのであるが、まことに、わたくしも、刑政の理想をそこに在るものと考へ、常にそれに向つて仕事を進めねばならぬとしてゐるのであるが、しかし、その「完成」が實現されない限り、刑政は無意味に了るであらう、とまで考へようとはしない。(若しさう考へねばならぬことにするならば、團藤教授のいはゆる道義的教育も、亦、實踐上不可能なるもの、少なくとも甚しく困難なものとして、結局、

無意味なものに爲るであらう)その意味において、わたくしは、リストのその語を道理あるものとして理解したいと思ふのである。

兎に角、かやうにして、團藤教授では、「道義的教育刑こそが眞的教育刑である」といふことに爲るのであり、わたくし自身も、教育刑論者ではあるが、やはり、リスト流の改善思想を「蟬脱」して道義的改善を説くこと、正木博士とおなじであることに爲るのであらうか)それで、團藤教授自身も亦一種的教育刑論者であられることに爲るので、團藤教授みづから、「私も亦、この意味でならば、教育刑論者を以て目されても毫も異議はないのである」とされることに爲るのである。(しかし、團藤教授は、やはり、贖罪刑論者であられるので、教育刑論者と呼ばれることを不愉快としてゐられるのであらうか)

三 かくして、責任といふ觀念と贖罪といふ方法とが、理論上の問題に爲るのである。

刑法論上、應報刑論の基礎とせられて來たその一種の「責任」觀念については、これを單純な觀念的な形而上的のものとして、わたくしは、實證的科學的な見地から反對し來つてゐるのである。さうして、更に、その責任觀念すなはち歸責觀念が假りに承認できるものとしても、その故に、應報的害惡が贖罪の方法として行爲者に科せられねばならぬといふことが、これ亦、觀念的な形而上的なものとせねばならぬので、そこには何等の論理的必然性が考へられないとするのである。さうして、最後に、贖罪として一定の害惡が科せられるといふことに爲ると、その害惡と贖罪に因る責任との對應關係當價關係がいかなる標準に依つて測定せられるものであらうかが實證的科學的な立場から問題として考へられねばならぬのである。眼に報ゆるに眼を以つてするといふ素朴的な考へ方がもはや許されないものとする、そこにその對應關係——學者に依つては當價關係といふ皮肉な語を用ひてゐるのである、これは、啓蒙時代から十九世紀へかけての資本主義的な取引觀念と相結合し相表裏するものであるといふのであるし、さうでな

いまでも、學者はまたかやうな對應關係は神にだけわかり得ることである、としてゐるのである——は之を測定するに由ないものであるわけで、ただ、形而上的觀念的なるものが事を論ずる者の單純なる確信乃至常識的なる信念として論ぜられるだけである。これが、やがて、從來の絶對主義の立場である。

しかし、教育刑論は、行爲者の改善といふことを目標として相對的に事を考へようといふのである。まづ、現に、事實として、われわれは、犯罪人に對し害惡として刑を科するのであるが、今、この事實を價值論的立場から批判して見ようといふのである。すなはち、一定の害惡刑を贖罪として満足するか、又は改善の方法として考へるか、といふのがそれで、そこに、舊來の論者とわれわれとの選擇するところが反對に爲るのである。改善を捨てて贖罪を採らねばならぬといふのであるならば、實はそれだけのことである。事は確信の問題に屬する。しかし、われわれは、ただ、その害惡刑が改善の立場から無意義のものでないことをながめ、へかくして、事實に就いて價值を看取し、價值の論理に依つて批判を進めようとするのである。その價值に従つて、害惡刑を改善目標のために按排し發展せしめようとするのである。幸にも、團藤教授は教育刑論者であられるのであるが、さて、害惡刑を改善目標のために按排するといふことをいかに考へられるものであらうか。それで、不幸にも、團藤教授は、贖罪としての害惡刑がその『道義的教育』とせられるものに必要なものとされるのであるらしい。しかし、それは、實證的にその必要なことを證明されるのでなくして、觀念的にさうであると信じてゐられるだけのものである。

贖罪といふ過去に對する回顧的な立場を捨てて、改善といふ將來に向つての展望的な目標に對することに爲ると、傳統的な歸責關係は、實證的には全く無用なものに爲るのである。(その關係の實體が、科學的に實證的に證明されないものであることは謂ふまでもない)まづ、責任無能力者に就いて考へて見ると、それには一定の教育的方法に依つて改善が期待されるわけである、そこには歸責關係といふことを論ずる必要もないし、又、責任無能力といふ觀念上

論理的にもそれが許されないわけである。そこには、實證的に、その責任無能力者が一定の行爲を爲したこと(又は少年法の用語に就いていふときは、その行爲を爲すの處あること)を以つて必要且つ十分なものとするに爲るのである。さうして、その關係は、責任能力者についても全くおなじであるのである。この立場において考へるときは、責任能力は刑罰を科するに適當な能力(心神の發達し又は障礙なきこと)といふことに外ならぬのであるし、責任條件は惡性の表現といふことに外ならぬのである。(犯罪は、この意味において、行爲者の反社會的性格の徵表であるに外ならぬのである)有責任といふ觀念は、形而上的觀念的なるものであるで、それは、少なくとも教育刑論の立場からは全く無用なものである。しかし、團藤教授は、傳統的な責任觀念がその道義的教育刑の構成と遂行のために必要なものとされるのであるらしい。

四 わたくしは、累進制に關聯して『責任と希望との原則』といふことを論じたことがある。小野教授は、その論文の標題を見て、(おそらく、『刑法研究』に收めたこの論文の内容は知られないのであらう)われわれも亦いはゆる『責任の理論』に立ちかへらねばならぬことに爲つたものであるかのやうに説いてゐられる。團藤教授も、亦、わたくしのその論文を引用しつつ、『新派刑法學の立場においても行刑における責任といふことが——特に累進處遇に關聯して——強調されて來た。責任の自覺こそが教育刑論の本旨であるときまで論ぜられたのである』としてゐられる

(第四頁)これで見ると、わたくしが、右の論文においてしかく『責任』を論じたことが、贖罪論者たちに依つては意外なことであつたらしい。勿論のこととして、わたくしの用語にも幾分の皮肉はあつたのである。しかし、わたくしがそこに『責任』として表示したものは、むしろ常識的な意味においての『責任』であるに過ぎないのである。わたくしは、贖罪論者の責任觀念とするところを以つて、その形而上的觀念的なるものなる點においてむしろあまりに人工的なものであるとしてゐるので、やはり『責任』といふ常識的な用語に依るの外ないわけであるのである。

しかし、小野教授の見られるところと大に趣を異にして、團藤教授は、わたくしのそこに意味した「責任」は傳統的な歸責觀念とは全くちがふものであることを認められるのである。すなはち、「しかし、そこで論ぜられる責任は犯罪に對する責任とは全く絶縁されたものである」としてゐられるのがそれである（第三頁）尤も、「犯罪に對する責任」といふことに因つて團藤教授が何ものを意味せられるかについては、なほ示教を受けねばならぬものがあるので、團藤教授は、ただ、「私がここに犯罪に對する責任といふのは根本的には刑法學における道義的責任と共通のものであるが、單なる「歸責」といふより廣い觀念である」としてゐられるだけである（第一二頁註）（否、實は、團藤教授の責任論は「人格責任」と稱せられて、われわれには、よほど耳遠い語に依る幽玄なものである。曰く、「刑法における犯罪論としての道義的責任は、行爲責任であると同時に人格形成責任であると思ふ。かやうな行爲責任とその基礎たる人格形成責任とを併せて人格責任と稱することを得ようか。人格責任は行爲者の主體的なものに著眼するものであつて、その意味で新派において説かれる性格責任と異なるのである」と（第七頁）やはり、團藤教授は、教育刑論者であるが、舊派の人でもあるらしいのである）

團藤教授の「責任」の觀念は、これも亦、いづれ追追に論ぜられるであらうところとして、ただ、わたくしの意味するところと全く趣を異にするのは、團藤教授が回顧的なものであり、過去の「犯罪」に對するものであるのに對して、わたくしのは展望的なものであり、將來の「性格」についてのものであることである。（現に、右の引用について、「かかる立場（團藤教授の立場）においては、犯人の人格に著眼しつつも、飽くまでも行爲の現實的意義を認めなければならぬ」としてゐられるのは、客觀主義の主張であらうか。その「道義的」教育刑は、又、「客觀主義的」教育刑であるらしいのである）

それで、團藤教授は、わたくしの責任觀念に存する右の「絶縁」を擧げたのち、つづいて、「だが、道義的教育刑論

を採る限り、行刑において受刑者をして犯罪に對する責任を自覺せしめ、かかる道義的自覺——すなはち道義的意識の覺醒——に基いて、身を以て罪を贖ふことに因つてこそ、始めて眞の道義的更生が全うされるものと思ふ」とされるのである（第三頁）。わたくしが茲にいささか氣にかかつたのは、右の引用中、最後に「と思ふ」として語氣にためらひを示されたことである。若し、そのいはゆる道義的教育刑といふ觀念と贖罪とが形式論理上必然の關係に立つものであるならば、その推度關係を明かにせらるべきであるし、若し、それが、理論的にでなくとも實證的にさういふわけのものであるならば、その實證的な基礎を擧げらるべきである。語氣にためらひを示されるだけでは、事は完うされ得ないのである。さて、それはそれとして、これに對するわたくしの批評としては、團藤教授の引用してゐられるわたくしの著述の一節がやがてすでにそれに爲つてゐるのである。曰く、「牧野博士は、この點につき、私（團藤教授）の所論に對して、「團藤教授は、右の如く、教育刑論は犯罪に對する責任を考慮してゐないとされるのであるが、實は犯罪に對する責任についてのわれわれの理解に謬りがないならば、（それは悔悟といふこととどれだけの差異があるものであらうか）、われわれは、教育刑の内容として固よりそれを重要視してゐるのであり、さうして、それを超えてなほ更に廣きにわたつての教育といふことを考へてゐるのである。ただ、應報的害惡刑といふことを避けたいだけであるので、責任の自覺を含んでのなほ高い教育に依つて、輕き者には輕く、重き者には重きことに因り、おのづから一般豫防の目的が達せられるとするのである」と。このわたくしの立場に對して、團藤教授は、二點の批評を明かにしてゐられる。その一は、わたくしの所説においては、「犯罪行爲自體の反道義性ではなくして、飽くまでも犯人の性格すなはち社會的危險性がその輕重と爲るものと解すべく」とされる點で（第四頁）、更に、「正確には犯罪人の刑罰適應性が標準とされるのである」とされるものである（第三頁註二）。これは、事實の問題であり、さうして、まさに、團藤教授の所見とわたくしとの間には、かやうに示された如き差異があるのである。そこで、更に、その

二は、論理上のもので、「しからば、果して、犯罪に對する「責任の自覺を含んでのなほ高い教育」といふことを論じ、また、「教育刑の内容として固よりそれを重要視してゐる」といふことを主張し得るものであらうか」としてゐられるのである（第四頁）。わたくしの所論に何ものか形式論理上矛盾するところがあるとされるのであるらしい。しかし、わたくしは、「教育」といふことが、いはゆる「責任の自覺」を促すことを唯一のものとし、單にそれに終始してゐるのみのものであつてはならぬとしてゐるだけのことである。教育の効果を収めるには、その外になほいろいろの方法が實證的に考へられねばならぬとするので、しかく、實證的な効果を収めるの教育を稱して、團藤教授のいはゆる「道義的教育」よりも高次のものとし、さうして、實は、教育論教育學の進歩とせられるものはそこに成立してゐるものとするのである。しかし、固より、又、實踐上、教育のためには悔悟を促すの方法が輕視されてはならぬので、かくして、「教育刑」の内容として固よりそれを重要視してゐる」としてゐるのである。どこに、わたくしの所論に形式上の矛盾が存するものであらうか。

かくして、最後に、團藤教授の特別な持論とも思はれる「現實的な贖罪」論が成立するのであるらしい。右の二つの論難につづいて、團藤教授曰く、「犯罪に對する責任の自覺は、博士（牧野）も指摘される通り「悔悟」といふ形式において現はれるであらう。しかし、犯罪に對する責任がかかる悔悟乃至改悛に因つて直ちに消滅するものでないことは餘りにも當然である。そこには、かかる悔悟に基く現實的な贖罪が爲されねばならぬ。刑は何よりもまづかかる贖罪であらねばならぬのである」と（第四頁）しかし、わたくしとしては、その「餘りにも當然である」とされるところが決してしかく當然であるとは思はないのであるし、又、「現實的な贖罪」といふ考へ方における「現實」といふことに多大の疑惑をさしはさまねばならぬのである。

團藤教授は、過去の犯罪に對する責任の解除といふことに重きを置かれるのであるらしい關係からして、悔悟だけ

では責任が消滅しないものとされるのである。それで、刑罰では、悔悟以上の或もの（しかし、それは、やはり、「道義的自覺」と稱せられるものである）が要求されるものであるとし、それは、「現實的な贖罪」と稱せらるべき内容實體のものである、とせられるのであるらしい。悔悟を完うした者に對しても、なほ、その上に、かやうな贖罪として「現實」的なものを（おそらくは、それは、やはり、小野教授の高調される害悪といふことに爲るのであるまいか）科するのでなければ、行爲者に對し改善を期待することができないものとされるのである。（茲にも、悔悟した者を更に改善するので、蒸餾水を蒸餾するやうな論法が用ひられてゐる）かくして、更に、「贖罪」といふことなくして道義的改善が期待され得ようか」とされるのである（第五頁）かう爲ると、悔悟を超える道義的改善といふことが、觀念構成として論理的なものであるか問題に爲るのである。（實は、ただ、外觀上悔悟したと見えただけでは足りないで、眞に悔悟せしめる方法が用ひられねばならぬといふだけのことであるまいか。若しさうであるとすれば、常識的な用語と論理的な思惟とがもつれ合つてゐることに爲るのである。尤も、上に引用したやうに、團藤教授は「飽くまでも行爲の現實的意義を認めなければならぬ」とされるのであり、それで、それを、わたくしは、稱して、客觀主義的教育刑論としたわけであつた。わたくしから、見れば、そこに論理的構成が完うされてゐないのである。何となれば、教育は、知能的に且つ道義的に人格の陶冶を目的とするものであり、専ら主觀主義的に展望的に構成されねばならぬものであるからである）

五 それで、わたくしから見ると、團藤教授の所説は、團藤教授がわたくしの語として引用せられるやうに、次の如きことに爲るのである。すなはち、「われわれから見ると、さし當り、團藤教授の眞の教育刑は、行爲者に對し犯罪の責任を自覺させるといふだけに終始してゐる實は狭い教育刑であるとしか考へられない」ことに爲るのである。しかし、これに對して、團藤教授は答へて、「私は、ただ、犯罪に對する責任を自覺せしめることが行刑における最小限

度の要求として不可缺であり、これをぬきにして直ちに教育刑を云爲することの不可なるゆゑを論じたのである』としてゐられる。それで「現實的な贖罪」すなはち、悔悟を超えての或ものを行爲者に要求することが、果して刑罰における最小限として必要であるかを、論理的に且つ實證的に考察せねばならぬことに爲るのである。

(一) 先づ、純正に論理的な立場において——暫く事の實體を離れて——考へることにしよう。すなはち、假りに行爲者をして將來に向ひ犯罪を再びするの虞なき者たらしめる爲めに、團藤教授の意味せられるやうな「現實的な贖罪」に依らないで、それ以外の方法に依ることが、一層合目的なものである場合においては、その贖罪的でない方法を探ることが、政策としてはしかるべきであるまいか。純正に論理的に考へれば、刑罰が改善的目的に依つて按排されねばならぬといふことはかくの如き次第を意味するので、贖罪は、論理上、刑罰の最小限度でもなく不可缺要件でもないのである。それは、目的に對するいろいろの方法の一たるに過ぎないものである。相對主義に依つて事を考へる限り、方法は目的に依つて統制され、従つて、又、發達を見ねばならぬのである。贖罪を以つて刑罰の最小限度とする考へ方は、純正に論理的な立場においては、教育刑論といふ相對主義に對して矛盾を免れないものである。それは、ただ、實踐上、今日のところ、「贖罪といふことなくして道義的改善が期待されようか」と疑はれ得る限度において謂ひ得られるだけのことである。團藤教授は、市民的教育といふことと國民的教育といふことを區別し、功利主義的な考へ方と道義的教育とせられるものとを區別して論ぜられるのであるけれども、假りにその區別を肯定するにしても、その國民的道義的教育の爲めには、それがいはゆる國民的道義的であるが爲めに贖罪を必要とする、といふ道義的必然性は、論理的には成立し得ないのである。換言すれば、贖罪的害悪刑よりも更に合目的な方法が案出せられむ暇には、刑罰における害悪性従つて贖罪性は、全く除却せられる日が來るものと、少なくとも論理的には考へ得るのである。

(二) そこで、實踐的な立場において事を考へよう。わたくしは、實は、團藤教授がその「現實的な贖罪」といふ語に依つて何を意味せられるのであるかの正確なるものを把握し得ないのであるが、兎に角に、傳統的な害悪刑的贖罪觀念に依つては、甚だしばしば、いはゆる道義的教育もいはゆる市民的教育も、これを待ち設けることのできない事實を實證的に認めるのであるし、(かくして、應報刑論に對するの批判としてそれに代り新たに目的刑論が樹立されたのである) 又、反對に、贖罪的害悪刑の方法に依らないで、その教育的効果を更に容易に更に確實に收め得ることを、又、甚だしばしば實證的に認めるのである。(かくして、廣く刑事政策といふことを考へることに爲つたのである) 固より、われわれとしても、亦、刑に存する害悪的な作用が悔悟を促すのに重要視されねばならぬことを認めるのであるが、從來、あまりにそれを重要視したことが刑罰の目的に逆行するの効果を發生せしめるに至つた事實は動かすべくもないのである。されば、刑罰特に行刑の發達は、一方において、刑罰の害悪性を按排調節することに存するのであるし、さうして、従つて、他方において、刑罰に國家の技術性と賢明性とを一層ならしめようとするところに在るのである。かくして、實證的方法といふことが重要視されるのであり、現に特殊の犯罪人に對しては、心理學的醫學的の處置を適當ならしめることに因つてその者を正常化させ良民化させ得た例が、(従つて、そこには必しも悔悟といふことが伴はないのである) 現に少なからず實證科學の方面から提供されてゐるのである。わたくしは、刑罰における害悪性の全く除却せられるであらう日が近きに在るべきことを信するのでないが、しかし、行刑が、害悪性のものから去つて技術的なものに向ひつつ、その改良と發展とをつづけつつあるの事實は之を高調したのである。

六 從來の贖罪刑は、あまりにも暗黒面の濃厚なものであつた。それは良き囚人を作り得ても良き國民を作り得るものでなかつた。かくして、教育刑論が提案せられ、明るい行刑といふことが考へられるやうに爲つたのである。その立場からして、わたくしは、行刑における「希望の原則」を説いたことである。さて、團藤教授は、わたくしのこ

の提案に賛成されるのであるが、しかし、その「希望の原則」はその「現実的な贖罪」に因つてはじめて完うし得るものと主張されるのである。それで、曰く、「私は、行刑に單に過去に對する消極的な暗黒の面のみを認めようとするものではない。牧野博士の特に強調される行刑における希望の原理は、私もまた博士の驥尾に附してこれを強調したいと思ふのである。否、過去の犯罪行為に對する責任を痛感しその面において暗黒を感じれば感ずるだけそれだけ將來における更生の希望とその面における光明とが必要であり、また強く感せられるのである」と。かくして、上に引用したやうに、「しかも、贖罪といふことなくして道義的改善が期待されようか」とし、更に、「道義的改善といふことなくして國民としての更生があり得ようか。さうして、かかる國民としての更生なくして眞の希望と光明とが果してあり得るであらうか。實に、行刑における眞の希望と光明とは眞の贖罪を前提とする」とせられるのである。

わたくしは、「現実的な贖罪」とせられるものに因つて、行刑が、「過去の面」において暗黒にしてしかも「將來の面」において光明あるものたらしめられるやうな刑事政策が、團藤教授に依つて更に展開されるであらうことを氣永く待たねばならぬ。ただ、さし當り、わたくしの感じたものの若干を挙げれば次の如くである。

(一) 團藤教授の方法的立場は、専ら觀念的なものであり、さうして、動もすれば形而上的なものを重んぜられる點に要點を有つてゐるものと解することを得よう。之に對して、わたくしの立場は、團藤教授に依つて、「功利主義的」とされるものである。わたくしは、まづ、功利主義的な効果を完うしてのち、功利主義的なものを超越するところに就き考察したいとするのであるが、(否、功利主義的なものの國家的社會的及び道義的倫理的な價值を考へてゐるのであるが)、團藤教授が、しかく功利主義的といふことを斥けて、その道義的なものを高調せられるのは、その道義的なものの爲めに功利主義的なものが無視され犠牲にされていゝものとされることに爲るものであらうか。さうして、それと、その教育刑論の相對主義的性格との關係が問題とされねばならぬのである。現に、團藤教授は、わたくしの

所見を引用して、わたくしが「(犯罪人の)意思の本質をできるだけ實證的に考察し、できるだけ法則的に把持し」、「犯罪を因果的な立場において觀察」しようとするのを、その「人格責任」論の立場から難じ、「主觀主義ではあるが主體的でないところに責任論における我々の立場との岐路がある」としてゐられる(第一四頁註三)。「主體的」な考察といふが如きのわたくしには耳遠いのをそれとして、團藤教授が、犯罪人の處遇を考へるに方つて、實證科學的方法を度外視されること、少なくとも甚しく輕視されるその立場が、そこに明かにされてゐる。専ら觀念的なものに爲つてゐるのである。

(二) 團藤教授の贖罪論においてわたくしの特に意外としたのは、そこに一般豫防論の説かれてゐないことである。世の通説においては、刑罰の道義性贖罪性と一般豫防的作用とが結合して論ぜられてゐるのであるが、(特に、小野教授は、會て、一般的豫防作用の多く期待すべきでないことを説かれたのであつたが、今は、格別に一般的豫防の必要を痛論してゐられるのであり、その變説の次第については未だ釋明がないままに爲つてゐる) 團藤教授は、教育刑論者とせられることを「甘受」せられるのであり、しかも、又、刑罰は、悔悟を完うするばかりでなく、更に道義的責任に對する「現実的な贖罪」でなければならぬものとせられるのである。(重ねていへば、わたくしは、その「現実的な贖罪」といふ語に依つて何ものの意味せられてゐるかを明かにし得ないのであるが、しかし、傳統的な立場においての贖罪處分では、それは教育的にはむしろ逆効果のものであつたといふ事實が考へられねばならぬのである。團藤教授の贖罪論は、傳統的なものに比して、大に違ふやうでもあり、又、全くおなじやうでもある。それで、兎に角、「現実的な贖罪」といふが如きでは、教育刑に非ざる教育刑に爲るの處が十分これあるものとせねばならぬのである。少なくとも「現実的な贖罪」といふ語乃至觀念がわれわれをして感はしめるのである。)

(三) わたくしは、團藤教授と共に、やはり、道義的教育といふことを考へてゐるのである。しかし、わたくしは

その市民的教育とせられるところを完うしつつその道義的教育に及ぼうとするのであるが、團藤教授は、市民的教育とせられるものは兎に角として、(おそらくは、市民的教育とせられるものを斥けて)道義的教育でなければならぬとされるのである。さて、立場のかやうな差異は、おのづから、刑事政策の發展を企畫するのに態度を異にすることに爲るのである。團藤教授は、むしろ氣みじかに、あらゆるものを飛躍して、直ちに、刑罰の贖罪性を高調せられるのであるのに對し、わたくしは、その贖罪刑の害悪性を按排するやうに根氣よく事を考へようとするのである。(團藤教授の考へ方では、その理想とせられるところに直ちに「飛躍」しようとするのが特色に爲つてゐる。勇ましいものがある。それで、市民的教育だけの教育ならば、そのやうな刑罰は全く無意義のものであるとされるのである。そんな程度のものであればそれを捨てるべきでもあるかのやうに論ぜられるのである。それを捨てて、さてどうなるものであらうかは之を別として、しかし、若し、せめて市民的教育とされるものだけでも完うされるならば、刑罰の効果は、傳統的な考へ方のものに比して面目を新たにするわけである)

(四)かくして、わたくしが實證諸科學の所興と發展とに對し關心を有つことの深きに對し、團藤教授は、實證諸科學に對し甚しく冷淡な態度を示されるのである。團藤教授も固より行刑の進歩といふことを考へてゐられるのであらう。しかし、そこには、「現實的な贖罪」以上の何ものも期待されないのであるが、われわれは、「現實的な贖罪」とせられるらしいものを離れて、すでに幾多のものを考案し、幾多のものを實行に移しつつあるのである。刑事政策乃至行刑における最近の發達にして、われわれの考へてゐるやうな實證的研究に依らないいかなるものがあるかすべきであらうか。換言すれば、「現實的な贖罪」といふやうな立場に依つたものとしていかなるものを擧ぐべきであらうか。惟ふに、「現實的な贖罪」論は、刑事政策の發達をむしろ呪ふの語に爲るのでなからうか、われわれから見れば、それは教育刑論と呼ぶに値ひするものではないのである。「道義的教育刑」論は、實踐的には教育的なものであり得

なり。

(五)團藤教授は、刑罰に存する贖罪性を絶對的なものとし永劫的なものとされるのであらうか。かくして、刑罰の發展といふことを説かれることが甚だ稀薄なのである。しかし、わたくしでは、刑罰が、いかなる方法に依り、いかなる方面から、いかやうに改良されつつあるかを考察することに因つて、見方が常に進化的なものに爲つてゐるのである。團藤教授は、しばしば「動的」といふことを高調せられるのであるが、しかし、少なくとも刑罰の發展といふことについては、その「動的」な考察とせられるものを見ることができない。換言すれば、教育刑論としてわれわれの拓いた途を修正し且つ進めることが、新しい研究に對して、われわれとしては望ましいのであるが、われわれの拓いた途を塞ぎ且つ逆行しようとするのであつては、そこに、果していかなるものが待ち設けられるであらうか。しかし、團藤教授は、それに由つて、市民的教育は待ち設けられないが、道義的教育は完うされるものと考へられるのであるらしい。

(六)それで、最後に、わたくしが既にしばしばくり返してゐる質疑を、又、くり返すことにしたい。質疑に曰く、われわれは、實踐上、贖罪か改善かの岐路に立つことが多いのであるが、かやうな場合にいづれを採るべきであらうか、と。不幸にして、團藤教授からは、未だこの點についての簡明率直な解答に接しない。しかし、觀念的方法を重しとせられる團藤教授としては、かやうな實踐上の岐路は、觀念上はこれあるべきでないと思はれることに爲るものであらうか。ひたすら「現實的な贖罪」に因る「道義的教育」の確信を説いてゐられるのである。觀念的なものが實證的なものに依つて修正されねばならぬとするのわれわれとしては、かやうな樂天的な立場に安住することができない。かくして、われわれには、常に、刑事政策上の努力があるのである。この努力に因つて發展が期待されるのであり、樂天的ではあり得ないが、しかし、希望の原則がここにもわれわれを導くのである。われわれの考へ方には、華

やかなものと勇ましいものとが缺けてゐる。ただ、われわれの科擧として考へてゐるところには謙抑といふことが常に反省されねばならぬのである。理念は高く設定されつつも、途はなほ遠いとせねばならぬのである。

三

一 曾て、統制事犯の檢擧及び裁判に關し、當局より『一罰百戒』といふ標語が示されたことがあつた。蓋し、從來公判廷における檢事の論告中、しばしば、一般豫防説が高調せられ、特別豫防の必要を超えて一般豫防の必要なることが強く主張されたのであつた。かくして、右の標語が、その一種の語感からして——わたくしは、その出典の如何を知りたいと思つてゐるのであるが、不幸にして、未だ教へられるところがない——世に脅威と恐怖とを感ぜしめたのであつた。一には嚴罰主義といふことが恐れられ、二には處罰の不衡平が疑はれたのである。すなはち、見當り次第の者に對し強き權威を示すことが、發見されないでゐた者に對し廣く一種の効果を有つものとの意義が、その標語の内容として理解（おそらくは誤解）されたのである。

檢事の論告において用ひられる一般豫防論の外に、なほ、司法部内の刑法學者に依つて書かれた刑法上の著述が、又、右の理解（否、誤解）を強めるものである、とせねばならぬ。わたくしは、その多くの著述が、客觀主義と一般豫防主義とに重きを置いてゐることを、その著しい特色とせねばならぬのである。その間において、わたくしは、司法部に在つて、主觀主義を發展せしめ、教育刑論を構成しつつある學者と著述とを知らぬわけではないが、しかし、著述の一般は、純正に客觀主義を採り一般豫防主義を主張するのではないまでも、やはり、妥協的な折衷主義を出でないものであるとせねばならぬのである。かやうな雰圍氣を豫定して『一罰百戒』の標語に接するとき、世の人人が脅威と恐怖とを感ずるのは、おそらくは誤解であつたにしても、おのづからなことであつたのである。

八木檢事の所論は、これをかやうな立場から考へるとき、それは明かに一種の異説である。しかし、その論理的構成の精緻にして鋭利なることは、檢事としてのその實踐上の背景と相待つて、われわれの留意を促すものが多大であるとせねばならぬ。

二 八木檢事は、『一罰百戒』の標語が、世の人人の理解（誤解）したやうな意義のものでないことにつき、懇篤な説明を與へてゐられる。この標語は、その後間もなく捨てられたのであるので、今日では特にそれを批判するの必要のないことに爲つたのであるが、しかし、その標語の眞の意義を理解することは、やがて、又、將來にわたり、刑政の本義を理解するゆゑんのものである。

八木檢事の引用せられるやうに、わたくしは、當時次のやうに批判したのであつた。曰く、『當局の人人がいかなる意味において『一罰百戒』の標語を揚言し、それを大衆が如何に理解したにしても、刑罰は社會の統制といふことを忘れた粗笨なる威嚇主義であつてはならぬのである』と。八木檢事は、これに對し、『牧野博士と必しも見を一にしな』として、しかし、やはり、ただ、當局としては、『重大且惡質なるものに對しては徹底的に之を糺弾して其の責任を追及すべき』であり、『犯罪輕微又は法規の不知に基くもの等に對しては、寛容の態度を以て臨み、苟も苛察に互り嚴格に失するが如きことなきを期せねばならぬ』としたのである、とせられるのである。右の引用は、現に司法大臣の訓示に見えてゐる語であり、約言すれば、おなじく、司法大臣の語たる『一罰百戒』といふことに爲るものであらう。さうすると、われわれをはじめ世の人人がその標語を誤解したのは固よりわれわれの無知を示すのではあらうにしても、司法當局の責任ある標語としては創意を誇り得る内容のものでないし、又、措辭としては指導をなめらかならしめるゆゑんのものでないといせねばならぬのである。兎に角、標語はその後捨てられたのである。

さて、八木檢事は、右の標語を審に釋明しつつ、主觀主義教育刑主義の所論を展開せられるので、その點が、わた

くしにとつては茲に關心事なのである。すなはち、一方、八木検事の説かれるところに依ると、「經濟統制事犯」については、從來一般豫防論が高調せられ、嚴罰主義といふことが強調せられてゐる。さうして、甚しきに至つては、經濟統制事犯に於ては、特別豫防論とか教育刑主義とかいふことは存立の餘地がなく、此等の見地は、從來の普通犯罪に於てはさもあらばあれ、經濟統制事犯といふが如き新しき犯罪類型の出現に因つて遂に破綻を來さざるを得ざるに至つてゐるとさへ爲す者がある」といふことに爲つてゐるのであるが、他方、しかし、八木検事は、これに對し、實踐的には、「そこに強調せられてゐる一般豫防論のみに依つて經濟統制事犯の刑は果してその豫期せられたる豫防的效果を充分に發揮し得るものであらうかが、この際考へられねばならぬと同時に」、理論的には、「そこに強調せられてゐる應報刑主義に因つて國家は果して刑政に於ける道義を完うし、正義に適合し、文化的と認められることになるであらうかが、やはり、この際考へられねばならぬ」とされるのである(第二六頁)

三 會て、わたくしが、重かるべき者に對して重く、輕かるべきものに對して輕きところに、特別豫防が一般豫防を完うするのである、としたとき、司法部の高い責任ある地位に在る人人から強い反對を受けたことがあるが、今日では、その語を、皮肉にも、その人人のうちの或人の口から耳にするまでに、思想のおのづからな變化をながめ得るものがある。(さあれ、さりとしてそれ等の人々がわれわれの教育刑論と一般豫防主義との關係をいかに考へてゐられるかは、勿論、まだ大に問題とせねばならぬのである)しかし、右に挙げた團藤教授の道義的教育刑論(これは、教育刑論であるので、一般豫防主義ではないが)からは、今なほ、反對されねばならぬことに爲つてゐる。ところが、八木検事は、わたくしの右の提言に賛意を表してくれられるのであり、さうして、それは、單に理論的にだけでなく、更に、八木検事の豊富な實踐上の經驗に照らしてさうであるとされるのである。

八木検事は、「小野教授は、會ては刑の一般豫防的作用について反對的見解を示されたのであつたが、最近に於て、

「刑罰は何を其の本來の目的とするか。一般豫防の外にはない。しかも、時代は今や以前にも増して一般豫防を必要としてゐる」としてゐられることを明かにし、しかし、「かやうな見解は」(固より、小野教授は單純な威嚇刑論者でないともみづから稱せられるにしても)「我國家に於て、さうして、その現下の戰時に於ての立論として果して正當であらうか」とし、かくして、わたくしの考へ方を援用してゐられる。「牧野博士の指摘せらるるが如く、「問題と爲るところは、國家が、現在において、しかく教育刑を行ふだけに十分の餘裕を持つべく強いが、又、これを目的に實施するだけに充分賢明であるかである。權力としての國家の力の弱いところには教育刑は行はれ得ない。そこには國家的焦躁があるだけのことである」。私は、我國家の「強さ」と「餘裕」と「賢明」とを確信する」として、詳に特別豫防主義乃至教育刑論の國家的意義を説き、又、わたくしの語を引用して、「まことに、「非常時に於ける經濟政策の緊急性の爲めに刑政の文化的意義が没却されてはならぬはずである」とせられるのである(第三〇頁)

四 八木検事は、統制事犯の特質として五點のものを挙げ、(この詳細は示唆深いものであるが、遺憾ながらここでは別論とせねばなるまい)それについては、一般犯罪の場合に比して一般豫防の一層考慮せらるべきことを認められるのである。しかし、その故を以つて、刑の一般豫防的效果が過大視されてはならぬとし、その特別豫防的機能の等閑にされてはならぬことを論ぜられるのである。

八木検事は、「一般豫防は、刑罰が威嚇乃至害惡を中心として科せられ、應報乃至贖罪に重點を置いて科せられるところに全うされるものでない」とし、「國家はその權力の行動としての刑罰に於て克く道義を明かにせねばならぬ」としてゐられる(第三五頁)それで、八木検事は、應報と贖罪とを以つて道義とは解せられないので、やはり、重かるべきに重きと共に輕かるべきに輕きところにおいて、はじめて社會一般の悦服を得るゆゑんの道義的なものがある、とされるのである。すなはち、特別豫防を完うするところに一般豫防を完うするゆゑんが成立するものとするわたく

しの持論に賛意を表し、わたくしの著書からかすかすの引用を挙げられるのである。それで、例へば、『教育刑論は刑の一般豫防的作用を無視したことはない。しかし、害悪性の強度な刑が、それだけで、刑として當然に一般豫防的作用を営むものとは考へられない』とし、『一般豫防を主眼とし、従つて威嚇乃至害悪を中心とする刑罰は、事實において、却つて犯人の反抗を招き、その改善を困難ならしめることを覺悟せねばならぬ。これに反し、教育刑の立場において刑を量定し刑を執行するにおいては、一方において改善の成績を挙げ得ると共に、他方において、重かるべきに重きと同時に軽かるべきに軽きを明かにして、國家の文化的意義を發揚し、社會の悦服を全うすることに爲るであらう。ここにこそ、實に、一般豫防が待ち設けられると考へざるを得ない』とし、『犯罪人が個人として既に改善の實を擧げてゐるにかかはらず、社會に對する見せしめの爲めに改善の必要を超えて強く鞭うたねばならぬとすることは、刑の道義的權威を却つて疑はしめることに爲るのでなからうか』とし、『要するに、軽い刑に因つて容易に社會的復歸を期待し得る犯罪人に對しては刑は輕きを以つて足りるであらう。われわれは、その限度を超えて刑を科するの必要を認めないのである。これと同時に、重い刑に因るに非ざればその社會的復歸の待ち設けられない犯罪人に對しては刑は重からねばならぬ』とし、さうして、八木檢事自身の語として、『重かるべきに重くして輕かるべきに輕きに因つて、一面には、一般豫防論は特別豫防論に歸すべく、他面には、特別豫防論に依る一般豫防論の目的達成といふことに爲るのであり、これは、實に、經濟統制事犯と一般犯罪とを通じての刑政の要諦なりとされねばならぬ』と説かれるのである(第三六頁、第三七頁)。

五　そこで、八木檢事は、『一罰百戒』の標語に依つて司法當局の企圖したところは、實は、『寛嚴宜しきを』制すべしといふの意に外ならざるものであり、その語の『一應、一般豫防論的なる響きを持つ』のはそれとして、その『一般豫防的色彩にも拘らず、事の實質は特別豫防的立場の實踐を期してゐるのであると謂ひ得よう』とされるので

ある(第四〇頁)

しかし、又、八木檢事は、右の眞正の意義における『一罰百戒』の原則(すなはち、わたくしのいはゆる重かるべきに重く、輕かるべきに輕くの原則)の檢舉に關する適用を現在の檢察機構に就いて特に考察せられるのである。換言すれば、現在の實情においては、檢舉の『重點主義』『企畫主義』といふことが考へられねばならぬとせられるのである。蓋し、事犯あるところ敏速に適確に檢舉を爲すことが策として最も得たるものであるが、事犯者の一人をも残さず檢舉することは、今日の實際において不可能のことである。かくして、『輕重を問はず漫然檢舉』するのでなく、『全事犯の中に於て特に惡質又は重要な事犯の發生せる業界等を重點的に一齊檢舉し、その中に就きて處理の寛嚴宜しきを得』ることが考へられねばならぬ、とせられるのである(第四四頁、第四五頁)。形式において、世の誤解にかかる『一罰百戒』とおなじやうで、しかも、實體的には、やはり、特別豫防を完うすることに因つて一般豫防を期するものなのである。

かくして、量刑の問題がある。從來の客觀主義贖罪主義は、その威嚇主義にもかかはらず、その短期自由刑に依つて甚しく刑政を弛緩せしめてゐるのである。それで、八木檢事においては、『經濟統制事犯に對する罰金刑の効果は期待できないので、事案に依りて適當に懲役刑に處すべきである。懲役刑には原則として罰金刑を併科すべきである。その懲役刑も、短期自由刑は之を避けて、むしろ相當長期の刑を言渡すべきであり、之に對しては假釋放制度を活用して眞に國家觀經濟觀の是正せられたる者については、惜しみなく釋放するやう運用すべきである』といふのがその持論に爲るのである(第四七頁)これは、假出獄の制度に依つて、刑期を實際上不定期化しようとするものである。

この點については、さし當り三つの事實が回想せられよう。その一は、刑法實施の當時、すなはち明治四十一年の頃、わたくしが、刑法の運用上假出獄の新規定を運用すべく短期自由刑の言渡を慎しまねばならぬとして、各方面から反

對を受けたことである。しかし、假出獄に依る刑期の不定期化といふことは、わたくしの今日もなほ、否今日一層、強調してゐるところなのである。その二として、その後、假出獄審査規程ができて據るべき途が明かにせられ、爾來假出獄の數と成績とは、外國に對して誇りとすべきものがあるので、それは、わたくしが彼地に向つて論じておいたところである。しかし、その三として、改正刑法假案が假出獄の運用を發展せしむべく制度を更に寛大化し彈性化したのに對して、應報刑贖罪刑の論者からは日本法理を名として反對せられることである（小野教授）この反對論は固より觀念的なものであつて實證的な根據のないものであることはいふまでもないが、要するに、すでに改悛したと認められる者に對しても、やはり『現實的な贖罪』が必要とされる趣旨のものであらうか。（わたくしは、八木檢事のかやうな所論の外に、やはり、同時に、執行猶豫が惜しまれてはならぬことを考へる。さうして、假案のその點に關する規定があまりに寛大であるとして、應報刑論贖罪刑論いはゆる日本法理論の方面（小野教授）から非難されてゐることも之を附加しておかう。）（八木檢事は、『假釋放制度がここに充分に活用せられ』ねばならぬとし、『此の種受刑者こそ實に假釋放制度が眞に活用せらるべき』である（第五三頁）としてゐられるのであるが、執行猶豫についてもなじである）

かくして、行刑上の問題がいろいろに考へられることに爲るのであるが、茲では、とりわけて三つのことが主張されてゐる。その一は、統制事犯の受刑者を一般の受刑者から區別し、且つ特定の刑務所に集禁することである。さうして、その處遇を法律化して『此の種事犯者に對する行刑處遇規程の設けられることを希む』とまでしてゐられる（第五二頁）。その二は、教誨師の再教育である。小野教授は、會て、自由刑の改善的效果を疑ひ、ただ教誨にのみ倚賴せられる旨の議論をされたことがあるが、それはそれとして、その教誨の任に當る教誨師が徒に自業自得（小野教授がその刑法理論に用ひられる標語）などを説いてゐるのでは、現代の要望に副はないものとせねばならぬ。さて、その

三として、八木檢事は、『勤勞に依る教育』といふことに重きを置いてゐられる。勤勞主義の監獄作業については、これも功利主義であるとして、贖罪刑論いはゆる日本法理論の立場から強い反對（小野教授）に接したことがあるが、八木檢事は、『刑務作業に於ても、その作業の賦課に依りて、時局の認識を得しめ、國家が戰爭を遂行しつつある現實を考へしめ、統制經濟の現下における重要性と必要性を自覺せしむるが如く考案すべきである』とせられるのである（第五三頁）。この方針に従つて作業が從來の害惡主義から改められ、今や、勤勞主義の色彩が濃厚ならしめられつつあることは、當局から此の議會において明かにされたところである。

八木檢事結論として曰く、『私は、刑政に於て此の種事犯者の最後の一人をも眞の日本人たらしめたいのであり、現在の戰時下に於ける我國家の有用なる國民たらしめねばならぬことを考へてゐるのである。教育刑主義、教化刑主義と稱せられるものは、實にかやうな國家の理論に外ならないのである』と（第五四頁）これは、團藤教授の『道義的教育刑』における『現實的な贖罪』論と相對比して考へらるべきものであらう。さうして、わたくしのこの論文も亦茲にこれを以つておなじく結論とすることにしたい。——要するに、われわれは、兎も角も謙抑に特別豫防を事としよう。さうして、それに因つて、おのづから一般豫防の效果を待ち設けることにしよう。

六 東京帝國大學の教職を退いた際、刑法と共に送つた歲月を回想して、『刑法の三十年』を書いた。そこにはしがきとしたものから一節を抄録することが許されたい。曰く、『若し、應報的害惡刑を以つて刑政の要點を爲すものとせむか、おそらくは、刑法は、今、人類の歴史において、その頂點に到達してゐるわけでもなからうか。應報論の人たちが害惡刑の普遍的意義（さうして、その倫理的及び論理的意義）といふやうなことを高調して、勇敢にその主張を揚言してゐられるのを見るときに、われわれにはむしろ羨ましきものさへがあるのである。われわれは、常に躊躇し、常にみづから批判し、常に逡巡し、常に自己を反省せねばならぬ。それは、われわれは、われわれの考へるところ、わ

われわれの爲すところに、十全といふことの完うされてゐることを信じ得ないからである。われわれは、常に謙虚に、われわれの立場を考へなほしつつ、完全者を希望の遙けきにながめて、絶えず努力を重ねねばならぬものとするのである。さうして、現代の刑政において、何ものが改められ、何ものが再構成されねばならぬかを、みづから深く省みるとき、そこには、應報を超えた或ものを考へ、害悪を出づるの或ものを求めねばならぬのである。すなはち、われわれは、或一定の犯罪人に對し、之に教育的改善的な方法を施すことの可能なることと應報的害悪刑を科することとの岐路に立つとき——さうして、われわれは、今や、まさしく、この岐路に立つてゐるのである——觀念的にしていはゆる倫理的なるところに安住することに因つて、その可能なる改善を抛つべきであらうか、或は、又、その觀念的なものを實證的に批判して、その傳統的な倫理觀を修正することに努力一番すべきであらうか、ここに、今、刑法三十年の意義が成立せねばならぬのである」と。

(昭和十九年二月十五日)

諸民族の犯罪性

植松 正

目次

- 一、序 説
- 二、アメリカ・ニグロの犯罪性
- 三、ジプシーの犯罪性
- 四、ユダヤ人の犯罪性
- 五、諸國民の犯罪性
- 六、結 語

一、序 説

犯罪學においては犯罪原因を素質と環境とに二大別することがほとんど一つの傳統となつてゐる。この素質と環境とを最も大づかみな姿で代表するものは人種と風土とである。しかし現實の具體的な犯罪は常に兩者の輻輳關係において成立する。環境の悪いことが犯罪發生に重要な役割を演じてゐる場合もあらうが、悪い環境にある者の決定的な多數は遺傳的にも不良の素質を傳へられた者である。また反對に遺傳的な悪質者は屢々犯罪人となるであらうが、その種の者の大部分は後天的にも粗悪な環境のもとに置かれてゐるのを常とする。かやうなことは個々の犯罪人についても當てはまるとともに、多數の成員から成る共同態についてもいへることである。民族性の問題に關しても風土一

元、人種全因といふやうな考が人為的な偏向に陥るのもこのためである。勿論、十分嚴密周到な検討を経て、いづれか一方に歸せらるべきことが證明された曉には、それも許されるであらう。しかしながら、現在は現在までに知られた限度において論ずべきである。であるから、民族といふ概念を遺傳的素質の意味の濃厚な人種概念と混同せざらんことを望むものである。それは素質と環境との輻輳關係において現に成立して在るものである。「民族性」といふ言葉は決して生物學的な遺傳的素質を意味するのではなく、社會學的な文化共同體⁽¹⁾として觀念さるべきである⁽²⁾。少くともこゝに用ゐてゐるのは、その意味においてであることを斷つておきたい。

本篇はかゝる意味において民族性と犯罪性との相關問題を考察して行かうとする。いふまでもなく、この種の研究にとつて、最も價值ある成果は、一方において直接に諸民族の生活に親しみ、その犯罪事件にも數多く接して、事例研究的經驗を積み、他方においては科學的に整備された方法に則り、良心的に蒐集された犯罪統計を處理することによつて初めて得られることである。しかしその方法は所與の問題に關する限り、現在の我々にとつては不可能である。僅に限られた一二の民族について、現實の資料を得て勞作することが許されてゐるに過ぎない。いままでに得られる材料については、朝鮮や臺灣が重要な意味を持つ。臺灣については筆者に特別の便宜があるところから、別に稿をなすところもあつた⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾、今後も若干の寄與をなさんとするものである。朝鮮についても次善的な手段に訴へて、現實の資料の處理を現に行ひつゝある。しかし今やわが國は東亞共榮圈の諸地域に亘つてこの資料を蓄積し得べき事情のもとに置かれるに至つた。今後は本篇の主題に對して理想的な研究も出てくる可能性がある。この意味において從來この方面についてあきらかにされた諸事實につき文獻綜說的敘述を加へて、一つの覺書を作つておくことも無意義ではあるまい。本篇はこの目的のために草せられる。

由來特に犯罪性を問題として取上げられることの多かつた民族は、アメリカ・ニグロ、ジプシー、ユダヤ人の三者

である。これら諸民族は從來は我々日本人にとつてあまり關係の深い民族ではなかつたが、わが帝國の權域の増大と世界史的地位の向上とに伴つて、必然的に無視することを許さない存在となつて來てゐる。この三者のため各一節を設けて敘述するのはそのためである。かくて最後に爾餘の諸民族にしてその犯罪性につき文獻の徵すべきものあるにつては、一括して簡敘略説するといふ方法をとる。

本篇もとより文獻を盡したといふのではない。殊に當然參看すべくして、入手し得ざるもの二三ある⁽⁶⁾については、頗る遺憾に思ふのであるが、ともかくも大要を敘して、今後の經驗科學的研究への備忘の役に立たしめたいと思ふ。

註(一) Eickstedt, E. F., Rassenkunde und Rassen Geschichte der Menschheit, 2. Aufl., 1. Bd., 1. Lfg., 1937, S. 40.

(二) 新明正道「民族社會學の構想」昭和二十年、六百以下。

(三) 植松正「臺灣の犯罪現象の概観」、民俗臺灣、昭和十七年、二卷二二號、二頁以下。

(四) 植松正「犯罪現象より見たる臺灣在住民の族系的差異」、臺法月報、昭和十七年、三六卷二〇、二一、二二合併號、四七頁以下。

(五) 植松正「臺灣本島における福建系と廣東系との性格比較」、臺灣司法保護、昭和十八年、通卷一〇二號、四頁以下。

(六) 殊に必要なと思はれるのは Hacker, Statistique Comparée de la Criminalité, Rev. Intern. de Droit Pénal, 1936, p. 220.

二、アメリカ・ニグロの犯罪性

一 アメリカ合衆國ではニグロ問題が最も困難な社會問題の一つだといはれてゐる。それだけに「民族性と犯罪」に關する問題についての關心も少くないやうである。それは第一に白人と黒人といふ極めて明白な異人種が面を接して生活してゐるといふことにもよるであらう。本來、雜多なる異民族の集合として成立したアメリカ合衆國においてはニグロに限らず、一般に民族性と犯罪との關係を研究するには極めて好都合な地盤を持つてゐる。

アトランタ(Atlanta) 大學は一九〇四年ニグロ人の犯罪に關する問題を取上げ、その報告は Some Notes on Negro Crime. Report of a Social Study. Atlanta, 1905. The University Press. として報告された。それは

同大學逐年刊行のニグロ研究報告の一篇をなしてゐる。この報告によれば、ニグロは全國を通じて白人よりも遙に犯罪率が高いが、モンゴルやインディアンよりは少い。すなはち一八七〇年乃至一八九〇年の犯罪統計によると、第一表の如くである。

第一表

アメリカの在監者人種別 (各人口萬についての囚人數)

年 度	1870	1880	1890
白人	7.40	9.60	10.42
有色人種	16.21	24.80	32.75
ニグロ	—	—	32.50
支那	—	—	38.35
インディア	—	—	54.76

この表のうち一八七〇年と一八八〇年とがニグロを標示してないのは、資料を缺くためである。この兩年度におけるニグロについての資料は「有色」中に合算されてゐる。⁽¹⁾この表からみると、ニグロの在監者は白人のそれに比し約二倍乃至三倍に相當することが知られる。この倍率は報告者を異にすると、必ずしも一致しないが、それは資料の相違によるものであらう。いまずべての年度を漏れなく示すに足る資料を手許に持たないが、ニグロの犯罪率(嚴格に云へば、こゝに示されたのは在監者數である)が白人のそれよりも著しく高率であるといふことは、その後の年度についても同様に觀取され得ることである。すなはちニグロの犯罪人はニグロの一般人口百萬につき、一九一〇年に一

性罪犯の族民諸

性罪犯の族民諸

八二二・七名、一九二三年には一三〇五・九名であるのに對し、白人は白人の一般人口百萬に對し、右兩年度においてそれぞれ六〇九・二名および四〇四・一名である。この一九二三年の資料はさらに次の如く換算することもできる。ニグロは同年の一般成人の人口中その九三%を占めるに過ぎないが、在監人全員中にあつては一・三%の多きを算する。⁽²⁾もつと新しく、一九三六年度の資料によれば、各十五歳以上の人口十萬につき全米有罪者の出現率は、アメリカ籍白人四三八名に對し、ニグロ一三〇六名となつてゐるから、ニグロは白人の約三倍の高率を示してゐる。かういふ傾向はほと恒常的に見られるやうである。従つてニグロの犯罪率が高いといふことが、合衆國では一般に信ぜられてゐるし、⁽⁴⁾⁽⁵⁾また現象的事實として疑をいれないことであるといつてよからう。さうして、白人とニグロとの間の犯罪率における差異が、男性におけるよりも女性において著しいといふことも數値上明瞭である。⁽⁶⁾ギリン(Gillin)の報ずるところによれば全米における犯罪人中女は男の九分の一に過ぎないが、ニグロ犯罪人だけについていふと、女は男の四分の一を占めてゐる。一般人口との比を求めると、ニグロ女は白人女の約六倍の高率を以て犯罪に關與してゐる。⁽⁷⁾

ニグロが白人より犯罪率において高いといふ現象は合衆國の國內地域を異にするにより大きな相違がある。前掲アトランタ大學の報告によれば、一八九〇年度におけるニグロ犯罪人(在監者)は人口一萬につき、北部諸州では七五人なるに對し、南部諸州では僅に二九人である。⁽⁸⁾また別の研究者の報ずるところによつても、ニグロが白人より犯罪率高しとの事實は、全米各地につき、逮捕數においても宣告數についてもいへることである。その一九一〇年の收監員數は全國平均につきニグロは白人の二・四倍の高率(これは當該人種の一般人口との比率を比較の基礎とした率である。)であるのに對し、北部だけの數値はニグロが白人の五・六倍に達してゐる。州別に名をあげれば、ウィスコンシン(Wisconsin)、ミネソタ(Minnesota)、アイオワ(Iowa)、兩ダコタ(the Dakotas)、などが最高率で、南部

と北部との中間に位置するミズーリ (Missouri)、インディアナ (Indiana)、オハイオ (Ohio)、ケンタッキー (Kentucky)、カンサス (Kansas) 等がこれに次いでゐる。勿論その他の南部諸州はさらに低率である。かくて北部が南部よりもニグロの犯罪率高きことは明白である。殊に南北兩地方間の差異は女性犯罪において特別顯著である。ギリンの調査では白人に對してニグロは犯罪率において男子は五倍に過ぎぬが、女子は一五倍に相當するといふ。⁽¹⁰⁾ なにゆゑに、南部と北部とでかやうな差異が起るのであらうか。まづ第一に、北部は南部よりもニグロの人口密度が著しく稀薄であり、ニグロは白人と接觸する機会が甚しく多いといふことを思ふべきである。そこでニグロ犯罪の南部低率北部高率現象の原由につき、サザーランド (Sutherland) は南部においては北部におけるよりも、ニグロの犯罪が看過され易く、白人よりも一般に逮捕困難であらうとの推測を下してゐる。⁽¹¹⁾ エーティンガー (Ethingar) はニグロが南部では出舎に多く居住してゐるに對し、北部では都會生活を營んでゐるとの事實を以てこの説明に充ててゐる。⁽¹²⁾ 殊に第一次ヨーロッパ大戰の結果として、ヨーロッパ人の移住者が激減したため、その補充として、一九一〇年代にニグロが北部へ著しく移住した。しかしかれらは北部の都市生活に十分順應することが出來ず、人種的虐待を受け、犯罪の増加を來したと見られてゐる。⁽¹³⁾ 實に移住自體が犯罪率増加と高い相關關係のある現象なのである。⁽¹⁴⁾ これらの觀察は恐らく真相を傳へてゐるものであらうと思ふが、なほ一項、北部のニグロは特に成人男子を多く含むといふ事實も一考する必要がある。成人男子が多いといふことは最も犯罪率の高い人口構成を持つといふことだからである。然るに、成人男子だけについてニグロと白人とを比較してみても、北部では南部におけるよりも兩者間の倍率が高い。丁度南部と北部とを比照するに好都合な資料がないが、次善策として北大西洋諸州 (所謂北部には該當せず、東部に含まれる地域である。) と北部中央諸州 (所謂北部に該當する地域である。) とを比較してみると、成年男子總數に對する犯罪人の割合は、前者にあつてはニグロはニグロにあらざる者の三倍にしか當らぬが、後者ではそれが七倍に

なつてゐる。⁽¹⁵⁾ ニグロが北部において特に犯罪率高きことは最早動かすことの出來ない事實である。さうしてその理由は上にあげた種々の事情によると考へることも蓋し誤なきものであらう。しかしなほ、人種的偏見が裁判や捜査に關係を有するであらうといふことも看過出來ない。この問題については後に論及するところに譲る。

註 (1) Fehlinger, H., Die Kriminalität der Neger in den Vereinigten Staaten. Arch. f. Kriminol., Bt. 24, 1906, S. 112f.

(2) Haynes, Fred. E., Criminology, 1930, p. 78.

(3) Exner, Franz Volkscharakter und Verbrechen. Mon. f. Kriminalpsychol., 1938, 1g. 29, S. 406.

(4) Gault, Robert H., Criminology, 1932, p. 204.

(5) Gillin, John L., Criminology and Penology, 1929, p. 59. はこの數值的差異をこれより小さく算出してゐる。理由は審でないが、一般人口との比率からみて、ニグロの犯罪は白人の二倍乃至一倍半であると報じてゐる。いづれにせよ、兩者間に相當大きな開きのあることは確實である。

(6) Haynes, *ibid.*

(7) Gillin, Op. cit. p. 61.

(8) Fehlinger, Op. cit. S. 113.

(9) Sutherland, Edwin H., Criminology, 5th. imp., p. 103.

(10) Gillin, *ibid.*

(11) Sutherland, *ibid.* かういふことは警察網の非常に發達したわが國の領土内にある臺灣においても、本島人犯罪が内地人のそれよりも却つて檢舉困難に陥るもの多しといはれてゐる。

(12) Ethingar, Clayton J., The Problem of Crime, 1932, p. 119.

(13) Donald, H. H., The Negro Migration of 1916-1918. Jour. Negro Hist., 6: 461-462, October, 1921. Epstein,

A., The Negro Migrant in Pittsburgh, Pp. 47-48 (from Sutherland, *ibid.*). なほ移住民と犯罪との關係については近く別稿において論ずる豫定である。

- (14) Ettinger, *ibid.*
- (15) たんぼ Duncan, Otis D., *An Analysis of the Population of the Texas Penitentiary from 1906 to 1924.* Amer. J. of Sociol. vol. 36, 1931, p. 772.
- (16) Fehlinger, *Op. cit.* S. 113.

二 白人に比しニグロが犯罪率において甚だ高率であることを上に述べて来たが、その理由を追及するにつき、最初に地理的事情を考察した。こゝに眼を轉じて罪質別考察に移ることとする。

これにつまフーリンゲル (Fehlinger) は第二表の如き結果を示し、結局財産罪の如く経済的困窮に起因する犯罪は白人もニグロも殆ど同様であるが、白人は社會の安全に關する罪を多く犯し、ニグロは人身に對する罪、就中性

第 二 表 (%)

罪	白人	ニグロ
國家權力に對する罪	2.9	0.7
社會の安全に對する罪	27.0	16.5
人身の安全に對する罪	17.9	26.0
財産の安全に對する罪	45.2	46.7
その他	7.0	10.1

的犯罪を犯すこと多き事實を述べてゐる。⁽¹⁾ニグロにおいてこの人身に對する罪が多いといふことは、他の研究者等によつても認められ、動かぬところであるが、そのうちで性的犯罪が特別に高率に現れてゐるかどうかは必ずしもさう明瞭ではなし。ニグロを「性動物」(Geschlechtier)と呼んでゐる者もあるくらゐであるから、この種の犯罪を犯し易い傾向のあることは間違ないであらうが、殺人、傷害の如き所謂流血犯もこれに劣らず多いのである。⁽³⁾⁽⁴⁾サザラ

ンドが罪名別に記述するところによれば、一九二〇年の國勢調査に現れたところにおいては、全在監者の五分の一強がニグロによつて占められてゐるが、「重き殺人」(Grave homicide)の犯罪人だけについてみると、全犯罪人の五六%はニグロであるから、かれらに人身犯罪が多いといふ事實の一端を知るに十分である。同様に、「輕き殺人」(Lesser homicide)では全犯罪人の四九%、暴行では四一・一%、賣淫、私通、強盜、夜間侵入、竊盜、禁酒法違反等の各罪においてはいづれも全犯罪人の約三分の一をニグロが占めてゐる。⁽⁵⁾視點を變へて、各單位人口中に含まれる犯罪人の割合についていふと、ニグロは白人に比し「重き殺人」および「輕き殺人」では各約八倍、暴行では約六倍、賣淫、私通、強盜、漂盜、竊盜、強姦、禁酒法違反等では各約四倍の高率を示してゐる。⁽⁷⁾これらの犯罪のほか擬裝兇器の携行、賭博なども特に多いと述べてゐる者もある。⁽⁸⁾

罪質別の考察につき特に注目すべき現象は女子の侵入竊盜において、ニグロは白人の約一倍、暴行において約三倍といふ著しい高率を示してゐることである。⁽⁹⁾こゝにも單純にして粗暴な低文化的犯罪への傾向が殊に明瞭に出てゐる。

これを要するに、ニグロは人の生命身體に對する罪を犯すことにおいて、白人よりはるかにその頻度著しく、それが一つの特徴をなしてゐることは疑ない。しかし既にあきらかな如く、財産罪においても決して低率なのではない。たゞ、その犯すところの財産罪は強竊盜の如き單純粗暴な種類に限られ、詐欺、恐喝の如き知的要素を多く含む種類についてはニグロを特色づけるほどの犯罪率を示してゐない。ゆゑにニグロの犯罪はその文化的低段階を如實に物語つてゐるといふべきである。

罪名の上からみても察知されるやうに、ニグロは刑法上重罪とされるやうな犯罪領域に多く關與してゐるから、當然その受ける刑罰も一般に白人より重いものとならざるを得ない。一例を挙げれば、一九二〇年における全米におい

て死刑の宣告を受けた者のうち四九名すなはち全員中の三七・七%はニグロであつた。また自由刑の宣告を受けた者のうち一年以上の刑期を科せられた者の割合は、ニグロにおいては白人の三倍に上る高率であつた。一九〇〇年においてもニグロの自由刑受刑者の約三分の一には一年以上の刑期が科せられたに對し、白人は僅にその一割が一年以上の刑期を言渡されたに過ぎない⁽¹⁰⁾。なほ別の報告によれば、年度は審でないが、合衆國生れの白人では刑期一年未満の者二八・五%、一年以上の者七一・五%であり、外國から移住した白人では刑期一年未満の者四三・六%、一年以上の者五六・四%なるに對し、ニグロにおいては、刑期一年未満の者二〇・四%、一年以上の者七九・六%となつてゐる⁽¹¹⁾。このことは、視點をかへて、一年以上の刑期を宣告された全員中に含まれるニグロの數においても、その眞實なることは裏書されてゐる。たとへば一九一〇年度において、一年以上の刑期を宣告された者のうち四〇・九%ならびに一年未満の刑期を言渡された者のうち一三・四%がそれぞれニグロであつた⁽¹²⁾。これを合衆國における一般人口中にニグロの含まれる量が僅に九・三%であるといふ事實と對比するとき、犯罪人口殊に重刑受刑者の人口構成中においてニグロの占める量は驚くべく大きいものであるといはなければならぬ。

これらの事實を総合すると、ニグロは合衆國において、甚だ犯罪率高き民族であるとともに、その關與する犯罪の罪質は人身に對する罪を多しとし、財産に對する罪においてもかなりの高率を示してゐるが、その大部分は強竊盜の如き單純組案なる態様のものであつて、巧緻複雑な態様からはおのづから遠ざかつてゐることになる。

註(1) Fehlinger, Op. cit. S. 114.

(2) Moreira, Augusta, Zur Kennzeichnung der Farbigen Brasilianer, im „Globus“ (30. Januar 1908)

(Nach Njéke, P., Die Verschiedenartigkeit der Neger, Arch. f. Kriminal., Bl. 33, 1909, S. 180.)

(3) Njéke, P., Rasse und Verbrechen, Arch. f. Kriminal., Bd. 25, 1906, S. 65.

(4) Roessner, Ernst, Ausländer: Elster u. Lingemann, Handwörterbuch der Kriminologie, 1933, Bd. I, S. 84.

(5) Roessner, *ibid.*

(6) Sutherland, Op. cit. p. 105.

(7) Gillin, Op. cit. p. 60.

(8) Haynes, Op. cit. p. 79.

(9) Gillin, Op. cit. p. 61.

(10) Haynes, Op. cit. p. 80.

(11) Fehlinger, Op. cit. S. 114.

(12) Haynes, *ibid.*

(13) Etinger, *ibid.*

三、ニグロの犯罪における上級の如き性格は何に由來するのであるか。ニグロの犯罪についてのかゝる高率、かゝる悪質等について、十分割引して考ふべき幾多の理由がある。それを列擧すれば次の如くである。

一、ニグロは白人とは風俗習慣を異にし、未だ白人的な法律制度によく融合するに至つてゐない。

二、ニグロは白人に比して經濟的弱者である。經濟狀況の悪いことが犯罪を多からしめてゐるのである(アトランタ會議の見解⁽¹⁾)。この點を解明するには、經濟的位相の相應する者についての比較研究を行はなければならぬ。

三、ニグロの被告人は貧困で辯護人を依頼し得る者が少い。本人は理由もわからずに收監されてしまふことが多いが、審判開始後辯護人を頼む者は稀である⁽²⁾⁽³⁾。殊に合衆國のやうな訴訟制度のもとにおいては、辯護人を附すると否とは被告人の立場に著しく大きな相違を來すであらう。

四、ニグロには貧困で罰金が支拂へないため收監される者が多い⁽⁴⁾。ニグロ犯罪に關しては單に在監者を資料とした調査が多いから、かういふ缺點も調査の結果算出された數値に影響してゐるであらう。

五、ニグロ囚の年齢は一般に若い者が多い。この點は白色囚に比べると一つの特色のやうである。これはやはり犯

罪率を高からしめる理由となつてゐると見るべきである。然るにフェーリングルは一般人口の構成においてもニグロは白人よりも若い者が同様に多く含まれてゐるとの理由により、このことは人口との比率において求められた犯罪率の高いことの原因にはならないと主張してゐる。⁽⁵⁾しかし犯罪発生率の高い年齢群を一般人口構成中に多く含んでゐるといふことが事實であるとすれば、それはあきらかにその民族の犯罪率を高からしめる要因となることは疑ない。

六、司法保護關係が悪い。ニグロは保護を得難いので累犯率が高いといはれる。⁽⁶⁾確かに累犯率は高い。フェーナー(D. Fernald)等の調査によれば白人の累犯率は五五・一% (原著の記述明瞭を缺くが、初犯者の五五・一%の意味であらう。)であるが、ニグロの累犯率は六九・四%にもなつてゐるし、一人當りの犯數平均も白人は一・五二犯に過ぎぬが、ニグロは二・四九犯に相當する。⁽⁷⁾

保護についても一つ注意されるのはニグロ囚を白人の耕地所有者の手に委ねる制度が悪いともいはれることである。これがニグロを不道徳化し、腐敗させたといふことであるが、今日でもそれが行はれてゐるかどうか審でない。

七、合衆國の文化は大部分のニグロに對して本質的には無縁のものとして放置されてゐるため、かれらは文盲、群集生活、貧困、精神缺陷者離隔施設の缺如等の不良状態にあり、そのために犯罪率が高くならざるを得ぬ。⁽⁸⁾

八、裁判、檢察がニグロに對して公平に行はれてゐない。このことは合衆國自體の學者によつても氣付かれ、或る者はニグロの犯罪率高きこと、刑罰重きこと等は擧げてこの理由によるものの如く主張してさへゐる。⁽⁹⁾蓋しニグロに對する白人の民族的偏見はわれら日本人には到底想像し盡せぬものがあるやうである。

九、この民族的偏見は前記の如く、裁判手續上において、ニグロの犯罪を不當に増加させるやうな役割を持つばかりでなく、民族感情を激化せしめて、民族的對立抗争によるニグロ犯罪の實質的增加を招來してゐるとも考へられる。合衆國における黒人解放は、ブラジルなどのそれとは異り、⁽¹⁰⁾紙の上のことであり、眞の平等は得て望むべくもな

い。このことは既に公の裁判の不正が論ぜられてゐることにもその一端を見るのであるが、民族的偏見の根強さはその實證を枚擧するに遑なきほどである。それを最も雄辯に物語る例としては、かの地における有名な私刑(Lynch)問題を指摘するだけで十分であらう。實にニグロ問題の中核は私刑に絡んでゐる。⁽¹¹⁾その執行の殘忍極まる狀況はまことに眼を蔽はしむるものがあるのである。⁽¹²⁾

一〇、教育も勿論ニグロに行亘つてゐない。たとへば一四九名のニグロ死刑囚と五一名の白人死刑囚につき調査したところによれば、白人は二二名(四三%餘)が文盲であつたに過ぎないが、ニグロはこのうち一二〇名(八〇%餘)が文盲であつた。⁽¹³⁾

一一、ニグロの犯罪人には精神缺陷ある者が多い。⁽¹⁴⁾

以上の如き種々の事情から、ニグロの犯罪率が高くなつてゐると推測され得るのは事實である。しかし眞にこれらの事情が本質的にニグロ犯罪増大の主因をなしてゐるかどうかはこれだけの研究からはまだあきらかにされてゐない。いづれも推定的なものであつて、斷定的な意味は持たない。眞相の究明は、もつと條件の整一な資料を抽出して比較しなくては行はれない。どの國でも、利用し得べき犯罪統計はかういふ點において甚だ不備たるを免れないやうである。かくて詳細な解明はたゞ今後に俟つのほかはないが、現實の事實としてニグロ犯罪の高率と粗暴性、單純性とは、ニグロの民族性的一端を示すものといつてよからう。勿論それは恒常不變な宿命的性格を意味するのではなく、現實態としてのニグロの犯罪の特徴を語るには足るといはなければならぬ。

註(一) Fehlinger, Op. cit. S. 114.

(2) Ethinger, Op. cit. p. 118.

(3) Gault, Op. cit. p. 304.

(4) Gault, Op. cit. p. 205.

- (5) Fehlinger, Op. cit. S. 113.
 (6) Gault, *ibid.*
 (7) Sutherland, Op. cit. p. 105.
 (8) Fehlinger, Op. cit. S. 114. この制度は既に一九〇六年頃の二三の州にしか行はれてゐなかつた。
 (9) Etinger, Op. cit. p. 119.
 (10) Haynes, Op. cit. p. 81.
 (11) The Chicago Commission on Race Relation, *The Negro in Chicago*, 1922, p. 345.
 (12) Nücke, P., *Die Verschiedenartigkeit der Neger*, Arch. f. Kriminol., 1909, Bl. 33. S. 180.
 (13) Roessner, Op. cit. S. 84.
 (14) 同上 Nücke, P., *La bête humaine*. Arch. f. Kriminol., 1903, Bl. 10. S. 171f.
 (15) Haynes, Op. cit. p. 82.
 (16) Haynes, *ibid.*

三、ジブシーの犯罪性

一 ジブシーの犯罪性は早くからヨーロッパの學者の注目を惹いてゐた。既にロンブローゾ (Lombroso) はグレルマン (Grelmann) の指摘した「彼等は些細な勤勞をもいとむ」との言葉を援用して、勞働嫌忌が犯罪性の主因であることに注目した。ロンブローゾの記述せるところによれば、ジブシーは犯罪人種族の生きた例證ともいふべく、繼續的な勞働に従事するよりは、むしろ飢餓と悲惨とを忍ぶ。たゞ僅に餓死を免れる程度に働くだけである。彼等は他面甚だ復讐心が強く、残酷である。怒を發すれば、自分の子さへまるで石ころでも投げるやうにぶつける。恥を恐れることなく、収入は擧げて飲酒と裝飾とに使つてしまふ。靴下も履かずにゐながら、身體はきらびやかに著師つてゐる。彼等は野蕃人や犯罪人と同じやうに無分別で、道徳もなく迷信的である。騒音を好み、市場などで大聲で叫ぶ。

冷酷な謀殺を敢てし、以前には食人の風習があるかと疑はれもしたくらゐである。女は盜を巧にし、兒童にこれを教へる。家畜の肉を安く買はんがため、もしくは治療技術の信頼を得んがためには、往々豫め家畜に毒を食はせる。トルコではジブシー女は盛んに賣淫もする。要するにジブシーはすべて偽貨を使つたり、病馬を健馬と偽つて賣付けたりするのを得意とする。丁度ヨーロッパ人にとつて「ユダヤ人」といふ言葉が恰も「高利貸」の同義語の如く使はれるのと同じやうに、エスパニヤでは「ジブシー」(“gitano”)といふ言葉は狡い家畜販賣人の意味に用ゐられる。彼等の生活は全くその日暮しで、權威、法、規則、義務などといふ觀念はこの民族にとつては頗る煩瑣なものなのである。彼等は服従することも命令することも好まない。財産の觀念もない。ジブシーには「持つ」といふ語も「ねばならぬ」といふ語も共に關りなきものである。「ねばならぬ」に相當する語はジブシーには存在しない。「持つ」といふ動詞はアジアのジブシーには全然知られてゐないし、ヨーロッパのジブシーにも殆ど忘れられてしまつてゐる。彼等の間には犯罪を讚美せる文學さへ生れてゐるのである。

ジブシーの特質、殊に犯罪的性情については、このやうな古いロンブローゾの敘述が大略その要を報じてゐるといつてよい。その後の研究者の論ずるところもこれと大同小異である。

註(一) Grelmann, *Histoire des Bohémiens*, Paris, 1837. (Lombroso *Le Crime, Causes et Remèdes*, 12^e ed., 1907, p. 46.)
 (二) Lombroso, Op. cit. Pp. 46-49.

二 リッテル (Ritter) は最近定住せざる民族について犯罪學的研究を行つた結果、すべての犯罪的反社會性人格の大部分に共通な心理的標徴として、原始性 (Primitivität) と不安定性 (Unstetigkeit) とを最も重視すべきであるとし、この兩標徴を兼有する典型的な民族がまさにジブシーなりとしてゐるのである。十七、八世紀の頃この不定住民族の集團は多數の團體をなしてヨーロッパ各地を遍歴し、一般から恐れられてゐた。リッテルの調査によれば現在もこの不定住民族の末裔が多數存在して、反社會的行動を敢てしてゐるのであつて、この民族が互に婚姻して、彼等

の原始的な生活様式を保持し、勞働嫌忌の悪習を今になほ傳へてゐるといふ。

ジプシーは「食物を求めて遊牧の生活を送り、その生活は全く素朴、無愛、全然目的も計畫もない。眞の意味では困窮もなければ必要も知らぬ。終始その日暮して、貯蓄といふことを心得ない。要するに共同意識の基礎となるべき結合意識を持たない。」⁽³⁾かくの如き社會性の缺如が犯罪の誘因となることは否定すべからざるところである。

ジプシーは「兒童を他人の間に放置して顧みず、従つて兒童もものを學習しようとの意欲を持たない。清潔と整頓との感覺を有することなく、たゞ感情的なもの、魔術的なものへ向ひ、自己の行爲不行爲をあげて迷信によつて解決せんとする。一般住民の持つ道徳的、法的な觀念は彼等の思惟にとつて全く無縁のものであり、従つてそれらの住民の規範は彼等にとつては何等良心を羈束することもない。」⁽⁴⁾「彼等は全く運命のまゝに生活してゐるのであつて、運命を支配するなどといふことは夢想だにしてゐない。」⁽⁵⁾「吾人が犯罪その他の非行なりとするやうな行爲と雖も彼等にとつては大切な生活上の行爲なのである。」⁽⁶⁾「かやうな生活態度、かやうな精神構造こそは、まさに民族學者が人類學的意味において、典型的な原始性なりとするところのものである。」⁽⁷⁾ジプシーに關するヨーロッパの學者のかゝる記述を見るとき、わが帝國の領土その他の権域内に居住する未開民族のうちに、これと符節を合するが如き諸事實のあつるのを想起せざるを得ないのである。

ジプシーは主として乞食をしてゐるのであるが、乞食といふ行爲そのものを彼等是一種の職業として見てゐるので、巧な乞食は却つて衆望を擔ふといふ有様である。殊に乞食は女によつて多く行はれるところであるが、彼女等は恰も人に物を貰ふことが當然の權利でもあるかの如く、甚だ執拗に物を乞ふのを常とする。⁽⁸⁾

なほジプシーの一般的習性中犯罪に關係ある一面として注目し値するのはウッテッヒ (E. Wittich) の報告である。曰く「ジプシーは馬の取引において買手を利せずして自分だけ利得する秘術を心得てゐる」「自分のものと他

のものとを混同することも稀でな⁽⁹⁾」「ジプシーは官憲に對して仲間を賣ることがない。刑を受けることを少しも恥とせず、受刑によつて却つて仲間の尊敬を贏ち得る。よく乞丐し、盗み、豫言する者が最も尊敬されるのである。」⁽¹¹⁾と。ハンス・グロス (H. Gross) の記述によれば、ハンガリヤには「ジプシーのやうに嘘だ」といふ成句があるくらゐ彼等は虚偽を平氣でいふ。また「ジプシーすること」(„Zigeunerei“)とは「虚偽」または「欺罔」を意味するといふことである。またジプシー自體の持つ諺にも彼等の犯罪性を語るに足るものがある。「盗むは恥ならず。されど捕はるゝは恥なり。」「盗むは働くより易し。」「己の心にひそかに保たば人これを知ることなし。」⁽¹²⁾等がそれである。かういふ習性、かういふ生活環境から、ジプシーの犯罪は理解されなければならぬのである。

註 (一) Ritter, R., *Primitivität und Kriminalität*, Mon. f. Krimin. b. ol. 1940, Jg. 31, S. 197.

(2) Ritter, Op. cit. S. 208.

(3) Ritter, Op. cit. S. 198f.

(4) Ritter, Op. cit. S. 199f.

(5) Ritter, Op. cit. S. 201.

(6) Ritter, Op. cit. S. 202.

(7) Ritter, Op. cit. S. 200.

(8) Hellwig, Albert, *Zur Kriminalität und Charakteristik der Zigeuner*, Arch. f. Kriminol. 1938, Bt. 31, S. 76.

(9) Wittich, E., *Blicke in das Leben der Zigeuner*, 1911, S. 11. (Hellwig, A. G. Arch. f. Kriminol. 1912, Bt. 46, S. 363. 右を右書紹介文による)

(10) Wittich, Op. cit. S. 15, 31. (同十)

(11) Wittich, Op. cit. S. 22. (同十)

(12) Gross, H., *Handbuch für Untersuchungsrichter*, I. Teil, 7. Aufl., 1914, S. 527.

三 既に二三の代表的犯罪學者の記述によつてジブシーの犯罪性高きことは明白であると見なければならぬ。それはヨーロッパ各地における一般の確信であるといつてよい。それを統計的數字によつて立證した一つの資料を示せば第三表の如くである⁽¹⁾。

これは詳細を知ることが得ないが、責任能力年齢に達した者の一般人口十萬につき有罪宣告を受けた者の數を示したものである。これによつても、いかにジブシーの犯罪率が飛び抜けて高率のものであるかといふことが知られる。ワードレル (Wadler) がルーマニアおよびセルビアについて數量的に調べたところによつても、ジブシーの犯

第 三 表

ハンガリアにおける民族別有罪人員

(1934—1937各年各有罪人口10萬に對する比率)

	1934	1935	1936	1937
ハンガリア人	719	759	836	813
ルーマニア人	421	422	445	420
セルビア人	492	591	607	553
クロアチア人	653	946	969	792
スロバキア人	630	647	747	642
チェコ人	770	833	600	850
ジブシー人	6234	6880	11000	10100

罪率は一般に甚しく高率である。詳細な數字を見ることが出来ないが、ルーマニアにおいてはジブシーの犯罪は全國犯罪率の平均の約三倍に相當することである⁽²⁾。ハンガリアにおけるほどではないが、依然その高率は注目すべき

ものであるといはなければならぬ。

ジブシーの犯罪人の人口構成をみると、若年者を特に多く含むといふ特徴が見られる。これは若年者が老年者のために食物を蒐集するといふ彼等の習性に原因があるといはれてゐる。彼等の間にかゝる習性あるがため、年長者は徒食してゐるので、犯罪を犯す機會も少く、もつぱら若年者が犯罪者として活動する。またたとへ、老年者が現に犯罪行為者たる場合であつても、若年者はこれを庇護して代つて罰を受ける傾向がある。決して老年者は品性が改善されたといふことにはならぬのである⁽³⁾。

ジブシーの犯罪についての罪名別の統計資料の参照すべきものが手許にないが、曩にその習性を述べたところからも推知されるやうに、虚偽的手段に訴へるやうな犯罪を多く犯す傾向がある。同じ竊盜を犯すにしても、詐術的な方法によるものが目立つて多いのが特色をなすといつてよからう。さうして人身に關する罪よりは財産に關する罪に對して親和性を有する民族であることは、多くの記述を綜合してほぼ斷定し得るところのやうである。ウィルマンズ (K. Wilmanns) は殊にジブシーの財産犯における累犯率の高きことを指摘してゐる⁽⁴⁾。

ジブシーには一般に特殊な魔力があると信ぜられてゐるため、無智な民衆のこの種の俗信が彼等の犯罪に巧に利用されてゐる。この俗信の一端を示せば、南スラヴではジブシーの背負袋から盜取したパンは食欲を刺激するばかりでなく、子供に言葉を喋る能力を早く發達させる效能ありと信ぜられてゐる⁽⁵⁾。すべてこの調子でジブシーに魔力があると信ぜられてゐるので、彼等はこれを奇貨として、民衆を瞞すのである。

人種學者アンドレー (Andree) が報ずるところによると、拘捕、萬引などもジブシーに多く、呪禁で病氣をなほすと稱して人の身體に手を觸れ、その間に拘捕を働くのなどはその適例である。金錢を取替へるときに、一定の年號のものを要求したり、何か特殊のものを求め、自分で他人の錢箱に手をいれてごまくわしたりする。馬の賣買にふい

病馬を健馬と欺いて賣ることは常套手段であるし、畜病の治療や精神的煩悶の解決にことよせて奉納金をとつたりする。こんなことをされても民衆はジブシーの魔力を恐れて容易にこれを告訴しようとしないのである。⁽⁶⁾

ジブシーの欺罔手段に無智な農民がいかにか容易に陥るかはヨーロッパの文獻に數多報告されてゐるところである。⁽⁷⁾ さればこそ、犯罪學者の敘述のうちにも「彼等は小猫の如く忍び込む」とか「幽霊の如く音もなく盗み取る」とかいふ表現を見出し得ることになるのである。

註(1) Hecker, E., Die Kriminalität in Ungarn in den Jahren 1935—1937, Mon. f. Kriminalbiol. 30. Jg. 1939, S. 344.

(2) Exner, F., Volkscharakter und Verbrechen. Mon. f. Kriminalbiol., 29. Jg., 1938, S. 406.

(3) Ritter, Op. cit. S. 202.

(4) Wilmanns, K., Das Landstreichertum, seine Abhilfe und Bekämpfung. Mon. f. Kriminalpsychol., 1 Jg. 1935, S. 610.

(5) Hellwig, A., Diebstahl aus Aberglauben. Arch. f. Krim., 1906, Bt. 26, S. 43.

(6) Hellwig, Op. cit. 74f.

(7) 大塚(大) Schuster, E., Dummheit und Zigeuner. Arch. f. Krim. 1906, Bt. 23, S. 1435.

(8) Gross, Op. cit. S. 508.

(9) Gross, Op. cit. S. 509.

四 ジブシーにはその犯罪に關して特異な風習が幾多傳へられてゐる。そのうち若干の著名なものを摘示してみると、(1) 古い時代には常に集團を組んでゐた。今でも竊盜團のやうなものを組織してゐることは稀でない。見張役などを使つてゐるので、大勢でやればやるほど、靜かに巧に行ふことが出来るともいへる。⁽¹⁾ ローゼネル(Roesener)は特にオーストリーにおいてはジブシーが集團的に入り込んでゐるために、その犯罪率高きことが顯著に見られるとし、ジブシーの犯罪の大多數を占めるものは竊盜と詐欺、殊に占卜に伴ふ詐欺であると報じてゐる。⁽²⁾ しかしドイツに

はこの集團は比較的少い。⁽³⁾

(2) このジブシーの集團は犯行後比較的近い地點に停滯する風がある。⁽⁴⁾

(3) 「ドライ」(Dry, Drei など)と寫音的に綴られる)と稱する猛毒を使用して人畜を害する。それはシベリヤ、南ロシア、インド等において比較的によく用ゐられ、朝鮮朝顔(Datura)と含毒アルカロイドとを主成分とする。⁽⁵⁾ 南アメリカの矢毒(Curara)と同性質のもので、皮下注射により成犬を三十分間内にして能く斃死せしめるといふ。⁽⁶⁾

(4) ジブシーは幼兒略取を好んで行ふと信ぜられ、殊に赤毛の子を盗むといはれてゐる。⁽⁷⁾ さういふ俗信を證すべき事例は甚だ多いが、正確に調査してみると、後にそれが民衆の妄信に過ぎぬことがあきらかにされてゐることが多い。⁽⁸⁾ ジブシーは一般に多産であるから子供を盗んでまで、自分等の徒弟を養成する必要もない筈であると論じてゐる文獻もある。⁽⁹⁾

(5) ジブシーは、殺人の犯行當時著てゐたシャツを一年間そのまま、着用してゐれば、神の恵みを受けることが出来ると信じてゐる。⁽¹⁰⁾ そのため血痕が後まで附著してゐたりして、犯罪捜査上甚だ便利なことがある。⁽¹¹⁾

(6) ジブシーは變名を用ゐること實に甚しい系譜についてもさうである。⁽¹²⁾ これは勿論犯罪捜査上頗る不都合である。(7) ジブシーには特殊用語が非常に發達してゐる。一般に常習性犯罪人にその社會特有の隠語のあることは洋の東西を問はぬ現象であつて、わが國でも博徒や、拘摸などの間に隠語が特別の發達を遂げてゐることは周知の通りであるが、それがジブシーにあつては遙に著しいやうである。従つて、その語彙を集録したもの、⁽¹³⁾ その文法關係を示したもの、⁽¹⁴⁾ 語源を闡明したものなど、その研究も各方面に亘つて行はれてゐる。

(8) ジブシーは竊盜を行ふに當り、往々一種の粉末を撒布する。これは彼等の間で逃走を容易ならしめる效能ありと信ぜられてゐるのである。それは産褥で死んだ女の血液を乾かしたものから出來てゐる。これに自分の血液をも混

じて、それで竊取地點に十字を描き、その上に點を打つておけば發覺を免れるといふ迷信もある⁽⁸⁾。かういふ迷信の魔術的效果を彼等は信じてゐるのである。

これを要するに、ジプシーの犯罪性はその原始的な幼稚な生活態度に加ふるに、長きに亘つて養はれた不徳義な思想傾向に大きな根源を有すると見ることが出来るやうである。

註(1) Gross, Op. cit. S. 510.

(2) Roesener, E., Asiländer: Elster A, u. Lingemann, H., Handwörterbuch d. Kriminologie, 1933, Bl. II, S. 84.

(3) Kleemann, E., Die Gannersprache. Ein Beitrag zur Völkerpsychologie. Arch. f. Krim., 1908, Bl. 30, S. 253.

(4) Glos, A., Ein Fall zum Kapitel: Zigeunerwesen. Arch. f. Krim., 1905, Bl. 27, S. 65.

(5) Nücke, P., Kleinere Mitteilungen. Arch. f. Krim., 1906, Bl. 28, S. 374ff.

(6) Abals, A., Das Südamerikanische Pflgift Curare als „Zigeunergift.“ Arch. f. Krim., 1909, Bl. 35, S. 181.

(7) Hellwig, A., Unsinnige Blutmordgerichte. Arch. f. Krim., 1908, Bd. 31, S. 91.

(8) Gross, Op. cit. S. 514.

(9) 大塚 隆 著 Homrighausen, Verschwinden der sechsjährigen Else Kassel aus Hannover am 18. Aug. 1901. Arch. f. Krim., 1906, Bd. 29, S. 49ff.

(10) Gross, Op. cit., S. 513.

(11) Lombroso, C., L' Uomo Delinquente, 1889, I, p. 436.

(12) Gross, Op. cit., S. 509.

(13) Hellwig, A., Kriminaltaktik und Verbrecherbergbau. Arch. f. Krim., 1908, Bl. 38, S. 313.

(14) Gross, Op. cit., S. 523f.

(15) Glos, Op. cit. S. 64.

(16) Glos, Op. cit. S. 66.

性罪犯の族民諸

性罪犯の族民諸

(17) Jühling, J., Alphabetisches Wörterverzeichnis der Zigennersprache. Arch. f. Krim., 1909, Bd. 32, S. 219ff.

(18) Jühling, J., Zigennerisches. Arch. f. Krim., 1908, Bd. 31, S. 134ff.

(19) Günther, L., Beiträge zur Systematik und Psychologie des Rotwelsch und der ihm verwandten Deutschen Geheimnissprachen. Arch. f. Krim., 1910, Bd. 38, S. 193ff., bes. S. 252ff.

(20) Hellwig, Kriminaltaktik und Verbrecherbergbau. Op. cit. S. 314.

五 ジプシーの犯罪率高きことについては、その理由を彼等の經濟狀態の不良なるに求めんとする者もあるが、一般にはその改善は甚しく困難なものと見られてゐるところからみると、單に經濟狀態に歸するわけにもゆかないやうである。

彼等に對する刑事政策としては、何よりもその定住化を計ることが先決問題とされてゐる。定住化によつて生活環境を整理し、犯罪生活から遠のかせようとするのが、その主要なる努力の中心である。しかし、この民族の強い放縱欲のため、この政策は幾度か挫折した⁽²¹⁾。マリア・テレジア (Maria Theresia) やハンガリヤ王ヨゼフ (Joseph) も失敗したし、エスパニヤ、ノルウェー、イングランドなども繼續的效果を擧げることが出来なかつた⁽²²⁾。

ジプシーは集團生活を營んでゐて、互に犯罪者を掩護しようとするので、檢擧が頗る困難であるところから、犯人を一人に特定し得ない場合にも、連帶的刑事責任を認容することによつて、刑罰法の目的を達しようとの見解も出て來てゐる⁽²³⁾。また極端な見解に至つては、ジプシーの改善不能を理由として(一)嚴重な監視のもとに強制勞働を行はせるか、(二)斷種によつてこの子孫を斷つかするのほかなしとする⁽²⁴⁾。またその取締は國際的に行はるべきことが強調されてゐるのである⁽²⁵⁾。

いま彼等の犯罪性はその遺傳的素質に由來するか、それとも不良なる環境に依據するかといふことを斷定するわけには行かないが、そのあるがまゝの姿としてのジプシーは、高き犯罪性を有する民族として特に注目し値するもので

あることは否定し得ない。しかもジブシーの生活が昔のまゝでありあまり化變を見せず、またその所在がいづれの地方にあるかによつてもあまり大きな相違を見せないといふことは、その犯罪性が相當根強い民族性に由來するものと見てよしといふことを物語るものであらう。

- 註 (1) Exner, Op. cit. S. 406.
 (2) Jaeger, J., Hinter Kerkermauern. Ein Beitrag zur Kriminalpsychologie. Arch. f. Krim. 1905, B. 1. 21, S. 23.
 (3) Hellwig, A., Zur Kriminalität und Charakteristik der Zigeuner Arch. f. Krim. 1908, B. 1. 31, S. 78.
 (4) Hallwig, Op. cit. S. 79.
 (5) Rittre, Op. cit. S. 210.
 (6) Harster, Th., Der Erkennungsdienst der Kgl. Polizeidirektion neben. Arch. f. Krim., 1911, B. 1. 40, S. 136.
 (7) Gross, Op. cit. S. 502.
 (8) Gross, Op. cit. S. 503.

四、ユダヤ人の犯罪性

一 國家を形成せず、各地に散在する民族としてユダヤ人はジブシーと共通の一面を持つ。しかし一般にユダヤ人は高度の文化的教養ある人士を多く含み、殊に經濟的優者となつてゐる點は、ジブシーの原始性とは甚しき對蹠的相貌を呈してゐる。このユダヤ人は歐米人の間にあつては、非常に嫌忌され、種々の點で特殊扱を受けてゐるためか、その犯罪性についても、特別の關心を呼んでゐる。

ユダヤ人の犯罪性について、その數的位相は地方によつて若干相違するから、確定的且一義的に犯罪率が高いとか低いとかいふことは出来ない。しかし研究者達のうちには或る限られた地域におけるユダヤ人の犯罪率だけを見て、だどちにユダヤ人の民族性にそれを結びつけようとする者もある。その正謬なるは各地につき行はれた多數の研究結

果を比照綜合すれば明白である。ユダヤ人の犯罪率には環境的因子の力が大きな意味を持つてゐる。この點はジブシーなどとは餘程趣を異にしてゐる。

ロンブローゾはユダヤ人の犯罪性について各國の統計はいづれもその低率なことを示してゐるといつてゐるが、これはもとより片面的考察に過ぎない⁽¹⁾。尤もその報ずるところの數値はそれ自體としては十分意義のあることであるから、略記してみると、次の如くである。

バヴリア (Bavaria) ではユダヤ人一般人口三一五人につき一人の有罪者 (宣告を受けた者) を出してゐるに過ぎないが、カトリック信者ではそれが二六五人につき一人の割となつてゐる。バーテン (Baden) では犯罪者出現率においてユダヤ人はキリスト教徒一〇〇に對し六三・三の割合に過ぎない (この比率の根據は正確に報告されてゐないので、曖昧なるを免れないが、總體の敘述から見て。それは人口との比率において論ぜられてゐるものと解して置く)。ロンバルディア (Lombardia) では七年間にユダヤ人は二八五人につき一人の有罪者を出してゐるに過ぎない。イタリアでは一八五五年度におけるユダヤ人の囚人は僅に五名の男と二名の女とがあつたに過ぎなかつた。勿論これはカトリック教徒の犯罪率より遙かに低率である。またイタリアにおいては、セルヴィ (Servia) の調査したところによれば、一八六九年度に一七八〇〇人のユダヤ人中僅に八名の有罪者を出したのみである。ところが、プロシヤでは、ハウスネル (Hausner) の研究により、ユダヤ人の犯罪人は二六〇〇人につき一名の割合であるに對し、キリスト教徒の犯罪人は二八〇〇人につき一名の割合であることがあきらかにされた。これは多少ユダヤ人の方が高率である。コルブ (Kollb) の研究も亦一部分これに照應する。すなはち、プロシヤでは一八五九年度に、ユダヤ人は二七九三名につき一名、カトリック教徒は二六四五名につき一名、プロテスタントは二八二一名につき一名の割合で、各被告人を出してゐる。一八六二年乃至一八六五年の間についてみると、ユダヤ人の被告人は二八〇〇人につき一名、

プロテスタントの被告人は三四〇〇人につき一名の割合で出てゐる。バヴァリアではユダヤ人は三一五名につき被告人一名、カトリック教徒は二六五名につき被告人一名といふ割合になつてゐる。フランスでは一八五〇年乃至一八六〇年の期間における年平均被告人数は、各人口十萬につきユダヤ人一一一名（成年者十萬につき七七・六名）、カトリック教徒一二二名（成年者十萬につき五八・四名）といふ數値が示されてゐる。⁽³⁾

これを要するに、ロンブローゾによつて綜説されたところでは、大體の傾向としては、ユダヤ人の犯罪率はカトリック教徒より低い、プロテスタントよりは高いといふことになる。またカトリック教徒とプロテスタントとを一括し、キリスト教徒として、ユダヤ人に對照すると、後者は前者より犯罪率が低いといふことになる。このカトリック教徒の犯罪率高きことはアッシュャンプルクもこれを強調せるところであつて、その原因は經濟狀態の悪いことにあると見られてゐる。⁽³⁾

犯罪現象そのものではないが、これと密接な關係ある現象として、私生子分娩率を参照してみると、ドイツではユダヤ人に不利な數字は見られない。ブレイズィケ (Breisicke) の調査によれば、プロイセンにおける一八七五年から一九〇〇年までの私生子分娩率は、新教徒一〇・五四、カトリック教徒六・四八、ユダヤ教徒三・六〇の割合である（恐らく單位人口に對する比率であらうと思はれるが、その點が審でない⁽⁴⁾）。オーストリーについてはコレズィ (Krosi) の研究があるが、それによると、私生子分娩者中カトリック教徒はその三七・八九%、ユダヤ人は三・二%を占めるに過ぎず、ウィーンで一八七四年乃至一八七八年にユダヤ人一一・八%、新教徒二三・一%、カトリック教徒四四・二%の割合となつてゐるし、ロシアではギリシヤ教會派三・〇六%、ユダヤ人〇・二二%、マホメット教徒〇・一六%を示してゐる。⁽⁵⁾ このコレズィの示す數値は各信教別の一般人口との比率をあきらかにしてゐないので果してユダヤ人の犯罪率が低いのかどうかよくわからない憾はあるが、全部の敘述の位置からいへば、やはりユダヤ人

のため不利なる事實を示すものではないと思はれる。

註 (1) Lombroso *Le Crime, Causes et Remèdes*, 12: ed., 1907, p. 42.

(2) Lombroso, *Op. cit.* p. 43.

(3) Aschaffenburg, *Das Verbrechen und seine Bekämpfung*, 1923, S. 66.

(4) Aschaffenburg, *Op. cit.* S. 62f.

(5) Aschaffenburg, *Op. cit.* S. 63.

二 オランダにおけるユダヤ人の犯罪傾向は、他の諸國のそれよりも一層よい事情にあるやうである。第四表に示す如く、オランダの犯罪統計 (*Criminele Statistiek. Jahrg. 1906.*) の語るところによれば、ユダヤ人はカトリック教徒よりもまた新教徒よりも犯罪率が著しく低い。この表において「比率」とは人口十萬に對する有罪者の數を示したものである。⁽¹⁾ この有罪者數といふのは、他の資料からみると、重罪、輕罪、違警罪（乞丐、放浪など）⁽²⁾ 税法違反の如きをも含んでゐると思はれる。

オランダにおけるユダヤ人は年々言渡される全有罪者中にその一%強を占めるに過ぎない。一九〇〇年には一・三二%、一九〇一年には一・二二%、一九〇二年には一・三八%を示してゐる。⁽³⁾

オランダにおけるダヤ人は累犯率も亦甚だ低い。一例を一八九九年の國勢調査にとれば、各人口一萬につきキリスト教徒は有罪者二九・七八名で、そのうち累犯一一・六九名なるに對し、ユダヤ人は有罪一八・二八名で、そのうち累犯五・三九名に過ぎない（有罪者出現率が第四表のそれと若干相違してゐるのは、統計資料の相違に原因するものであらう）。すなはち、全有罪者に對する累犯者の割合からいふと、キリスト教徒は三九・八%であるが、ユダヤ人は二九・三%である。かくの如くユダヤ人に累犯者の少い理由につきホッペ (Hoppe) は、慣習犯人において重大な役割を持つ飲酒傾向がユダヤ人には甚しくないからであると説明してゐる。⁽⁴⁾

第 四 表
オランダの有罪者信教別

信 年 度	新 教		徒 率		舊 教		徒 率		ユダヤ教	
	實 數	比	實 數	比	實 數	比	實 數	比	實 數	比
1896	8327	280.8	6707	385.4	227	22.6				
1897	8683	289.4	7003	397.9	245	238.7				
1898	8353	275.3	6986	392.6	209	202.3				
1899	8428	274.7	6699	372.4	165	158.7				
1900	7860	254.3	6315	348.5	187	178.5				
1901	8514	271.3	7051	383.2	184	173.0				
1902	8694	272.6	7225	386.4	219	202.7				
1903	8371	258.4	6774	356.7	199	181.3				
1904	8805	267.8	6957	360.8	219	193.8				
1905	8315	249.2	6492	331.9	177	156.5				
1906	7515	222.0	5915	298.0	160	139.5				

性罪犯の族民諸

フランスでもユダヤ人の犯罪率は低い。ルッピン (Ruppin) の研究によれば、一八九七年フランスの有罪者中キリスト教徒は一四二三四名(全キリスト教徒の三・七三%)なるに對し、ユダヤ人は二三名(全ユダヤ人の二・五七%)に過ぎない。⁽⁵⁵⁾

なほフランスについては、一九〇一年の入監者六八〇五名(このうち男六〇九七名、女七〇八名)の種族別が判明

性罪犯の族民諸

してゐるが、これによると、ユダヤ人はこのうちに僅二三名(男のみ)しか含まれてゐない。これは全入監者の〇・三八%に相當し、一般ユダヤ人人口の〇・二六%を形成するに過ぎない。同年強制教育の宣告を受けた少年の數についてみても、全數四二五八名(男三五六八名、女六九〇名)中ユダヤ人は六名(男女各三名)あつたに過ぎぬ。すなはち被宣告者全員の〇・一四%に當つてゐる。⁽⁵⁶⁾

アフリカのアルジェリア (Algérie) の Casimil Ruppin は一八九七年キリスト教徒の有罪者八〇四名(全キリスト教徒の二・五三%)に對し、ユダヤ人有罪者は僅に三四名(全ユダヤ人の〇・七%)に過ぎぬと報じてゐる。⁽⁵⁷⁾

アメリカのユダヤ人犯罪もオランダのそれと似た特徴を持つてゐる。ジャコブス (J. Jacobs) の報ずるところによれば、或年度のアメリカ某地におけるユダヤ人在監者は五五九名で、これは全在監者の六・五%に過ぎず、殊に女性犯人はこのうち七五名を算するに止まる。然るにアメリカの移住民中に含まれるユダヤ人の數はその一〇%に相當するのであるから、ユダヤ人は一般人口から期待されるほどの犯罪人を出してゐないことになる。またその犯すところの罪を重罪と輕罪とに分けて調べてみると、ユダヤ人は全移住民一般に比し重罪に關與する割合が少い。それは第五表に示す如くである。同じやうな數値はいくつもある。ニューヨーク市では一八九八年においてロシアからの移住民は全移住民人口の一・二%であつたが、犯罪者中に含まれるロシア移住民の割合はこれよりも少く、八・二%に過ぎない。⁽⁵⁸⁾ このロシアからの移住民といふのは大體ユダヤ人なのであつて、この數値は後に述べるロシア本國におけるユダヤ人の犯罪率の高率なことに對照すると甚だ興味がある。ロシア本國においてユダヤ人が高い犯罪率を示してゐるに拘らず、アメリカに渡つたロシア系ユダヤ人がかくの如く低い犯罪率しか示さないといふことは、結局ロシア本國におけるユダヤ人の犯罪率の高いことはその民族の遺傳的な性格に由來するものでないといふことを一應推定させるに足る事實である。

第五表 アメリカのユダヤ人在監者

罪 質	ユダヤ人		全 移 住 民	
	数	%	数	%
重 罪	170	28.3	4124	41.98
軽 罪	389	71.7	5701	58.02
計	559	100.0	9825	100.0

フィラデルフィアでは一九〇四年にユダヤ人は一般人口中においてはその七・七%に及んでゐたが、在監者のうちでは二・七%を占めるに過ぎなかつた。ボストンでも同様であつて、それは在監者についても、有罪宣告を受けた人員についても、矯正所收容者についても、ユダヤ人の犯罪者の含まれる数は一般人口中にユダヤ人の含まれてゐる數よりもよほど少い。⁽⁶⁾

スイスでは、ユダヤ人は一八九二年乃至一八九六年の間の事情によれば、一般人口中に〇・三%を占めてゐるが、これは在監人についても全く同率で、〇・三%である。人口一萬についての數値をみると、全國民については九・八人、ユダヤ人については九・九人であるから、これ亦有意味の差異あるものとなつてゐない。⁽⁶⁾

ロシアについては一八九七年の國勢調査當時の事情を示すものとして第六表を参照することが出来るが、これによると、當時のロシアの人口を構成する四民族（正確にいふと「民族」といへないものも含まれてゐる。）の各につきその犯罪率が知られる。すなはち、ユダヤ人はポーランド系に次いで犯罪率が高い。⁽⁷⁾ ワインベルク（Weinberg）等は、ロシアにおけるユダヤ人の經濟状態が甚だ不良で、生活の困難であることが犯罪の温床をなしてゐるものと見てゐる。

性罪犯の族民諸

⁽⁸⁾。しかし、ロシアにおけるユダヤ人の犯罪率については、やはりキリスト教徒より低率なることを主張する論者もあつて、若干の疑問を残してゐる。

第六表 ロシアにおける在監者の種別

民 族	被告人數		人口萬に付比率	
	男	女	男	女
ロシア系	57422	6556	19	2
ポーランド系	6432	1368	23	5
レソト・リトニア系	1986	300	17	2
ユダヤ系	3907	413	22	2

⁽⁹⁾、⁽¹⁰⁾、⁽¹¹⁾、若干の疑問を残してゐる。

これを要約すれば、大體の傾向としては、俗信に反して、ユダヤ人は一般に犯罪性が低いといへさうである。しかしユダヤ人の犯罪問題に關して精到な研究業績を残したワッセルマン（Wassermann）のやうな學者が、クロアチア、オーストリー、ハンガリー等においてユダヤ人の犯罪率の高きことを實證して（第七表）、ユダヤ人の犯罪率低しとの結論を導くことを躊躇してゐる。⁽¹²⁾彼の立場では勿論これによつて、遺傳的素質としての犯罪性といふものをそこに見ようとする論者に反對してゐるのである。さういふ意味ではたしかに結論を容易に導くことは許されない。しかしユダヤ人が一般に西洋諸國で嫌はれてゐるところから、簡単にユダヤ人が犯罪性が高いものと即断すべからざることは、以上の事實を以て既にあきらかである。むしろ現象的事實としては、多くの國においてユダヤ人の犯罪率は概して低いものであることを知らなければならぬ。

性罪犯の族民諸

第七表

民族	年平均	實	その他	人口十萬に對する比率
オランダ	1896/1900	207	15239	305
フランス	1902	209	14917	298.3
ドイツ	1875/85	—	—	426
オーストリア	1899/1900	3907	—	(ロシア) 210
ハンガリーとフィンランド	1872/73	—	—	—
イギリス	1896/98	2243	35800	143
スウェーデン	1900/01	—	—	134.8
ノルウェー	1896/98	4734	87715	29.2
デンマーク	1899/1902	4464	464376	164
フィンランド	1899/1902	4628	479552	47
プロシヤとスロヴァキア	1897/1901	33	2996	86.0
				126

註(一) Roos, J. R. B. de, Über die Kriminalität der Juden. Mon. f. Krim. Psychol., 1909, 6. Jg. S. 193.

(a) Wassermann, R., Beruf, Konfession und Verbrechen, 1907, S. 19.

(c) 同上

(4) Wassermann, Op. cit. S. 20.

(5) Wassermann, Op. cit. S. 13.

(6) 同上

(7) 同上

性罪犯の族民諸

性罪犯の族民諸

- (8) Wassermann, Op. cit. S. 21f.
- (9) Wassermann, Op. cit. S. 22.
- (10) Wassermann, Op. cit. S. 12.
- (11) Weinberg, R., Psychische Degeneration, Kriminalität und Rasse. Mon. f. Kriminalpsychol., 1905—6, 2. Jg. S. 721.
- (12) たんぐは Weinberg, Op. cit. S. 723.
- (13) Roos, Op. cit. S. 194.
- (14) Wassermann, Op. cit. S. II.
- (15) 同所

三 ユダヤ人の犯罪を罪質別に考察してみると、犯罪の種類によつて大きな相違の存することを知らる。まづリスト (F. v. Liszt) の記述に従つて述べると次の如くである。すなはち一八九二年乃至一九〇一年の間のキリスト教徒の犯罪率の年平均を一〇〇とすれば、ユダヤ人は利欲犯 (der Strafbare Eigennutz) につき一四〇〇キリスト教徒の一四倍に相當する。高利貸罪につき一三〇〇、著作權侵害罪につき一一〇〇、詐欺破産罪につき八九〇、禁止作業における兒女使役罪につき七三〇、日曜日不休罪につき六八〇、破産前競賣罪につき六八〇、獸疫法違反につき五八〇、累犯贓物罪につき四九〇、食料品偽造罪につき四七〇、職業的および常習的贓物罪につき四〇〇、決闘罪につき三六〇、文書毀損罪につき三四〇、秘密侵害罪につき三三〇、といふやうな數値が見られ、これらの諸罪についてはユダヤ人は甚だ高率であるといふことになる。然るにユダヤ人に少い犯罪では、重傷害三三三、重竊盜三三三、公務員に對する暴行脅迫三〇、單純累犯竊盜二四、器物毀棄二四、國權に對する反抗二三、重き累犯竊盜二二、近親相姦二二、強盜およびこれに近き恐喝二二、過失鐵道危害二〇、放火一八、重傷害一六、囚人を逃走せしむる罪一三、獵漁關係の罪二・九、謀反罪は十年間絶無といふ數値が見られる。このほか謀殺、囑託殺人、嬰兒殺、幼兒遺棄、毆打、毒害、略

取、誘拐、鐵道輸送危害、贈賄、爆發物取締法違反等の犯罪は全然現れてゐない。ユダヤ人の犯罪におけるこれらの罪質的特徴は、彼等の職業生活における特質とあきらかに結びついてゐることがわかる。一言にしていへば、ユダヤ人の犯罪は利欲的な犯罪が多く、粗暴的な犯罪が少い。財産犯のうちでも勞力を要するものよりはむしろ智力を要するやうな犯罪において多くの役割を演じてゐるといつてよからう。なほほゞ同旨の研究結果を諸所に見出すことが出来る。

ワツセルマンによつても、ユダヤ人には公然猥褻、猥褻圖書頒布、侮辱、詐欺、贓物、税法違反等の犯罪が高率に現れ、これに反して、國權に對する反抗、傷害、竊盜、強盜、毀棄、乞丐、放浪等の諸罪は低率にしか見られないと
523
524

ドイツにおけるユダヤ人の犯罪につき、グロースによつて若干補言すれば、ユダヤ人にして有罪宣告を受けるのは、多く日曜日を休まないといふ極めて無害な違反行爲によるものである。またユダヤ人が猥褻圖書頒布の廉で罰せられるのは、彼等が出版業に携はることが多いのに原因の一半を有する。姦通罪や誘拐罪の如きは、ユダヤ人に對しては被害者が用捨なく告訴するので、報告に現れる犯罪率が高められるのであらう。決闘罪がユダヤ人に多いやうに統計上現れてゐるのは、ユダヤ人は危険に曝された地位にあるといふことも一因ではあらうが、他面キリスト教徒は豫備役將校として、その決闘事犯の如きも、軍律の支配下にあることが多いので、通常の犯罪統計に算入されない結果となつてゐるが、ユダヤ人にはこのやうな事情がないため、通常の犯罪統計の上では、キリスト教徒よりもユダヤ人の決闘事犯が甚しく多いやうに現れてゐるのである。³⁾このことは一九〇七年頃の事情であつて、今もさうであるといふのではない。當時の犯罪統計上の數値を解釋するには役立つ補説として引合に出しておかう。

オランダにおいても、ユダヤ人は粗暴犯や竊盜罪の如きにおいて低率であり、詐欺、横領、偽證等において高率である。ロースの研究に従つて、オランダにおけるユダヤ人犯罪の罪名別による考察を加へると、次の如くである。

性罪犯の族民諸

(一) 公務執行妨害ではユダヤ人はキリスト教徒より犯罪率が低い。一九〇一年乃至一九〇五年における各人口十萬に對する年平均本罪の犯罪人數は、キリスト教徒二〇・七名に對してユダヤ人八・四名である。これは主として警察官に對する妨害行爲によるのであるが、かくユダヤ人の犯罪率低きことを説明して、ロースはユダヤ人が本來のオランダ民族のやうな自由尊重の念を持たないから、容易に官權に服するのだと説明し、これについては政治史上の例證をも擧げることが出来るといつてゐる。またユダヤ人が一般に暴力を用ゐることが少いといふことも本罪を少からしめる理由の一つであるとしてゐる。なほ同年度内諸罪を見るに、各人口十萬に對する比率は、輕傷害ではユダヤ人三七・七名なるに對し、キリスト教徒六六・八名、重傷害および殺人ではユダヤ人〇・五名なるに對し、キリスト教徒一・七名、毀棄ではユダヤ人三・六名なるに對し、キリスト教徒一五・三名といふ數値を示し、所謂體力を要する種類の犯罪においてはユダヤ人は常に低い犯罪率を示してゐる。然るに侮辱罪の如く體力的でない犯罪においてはユダヤ人一五・一名に對してキリスト教徒五・二名といふ關係になるのであつて、ユダヤ人の方が却つて高率になつてゐる。そこで體力的な行爲とさうでないものとが雙方含まれてゐる「警察官その他の公務員に對する侮辱暴行の罪」をとつてみると、侮辱といふ點ではユダヤ人が高率であり、暴行といふ點ではキリスト教徒が高率であるため、結局本罪全體としてはユダヤ人八・七名、キリスト教徒八・九名となつて、兩者相伯仲してゐることも甚だ面白い。(二) 眼を財産犯に轉ずるに、竊盜でもユダヤ人は犯罪率が低い。殊に大都市を根城とする竊盜は頗る低率である。單純竊盜ではユダヤ人一七・五名に對し、キリスト教徒三三・三名、重竊盜ではユダヤ人一・二・四名に對してキリスト教徒一六・八名、林野盜ではユダヤ人〇・七名に對してキリスト教徒一二・八名といふ數値になつてゐるから、竊盜罪は、そのすべての種類に亘り、ユダヤ人の犯罪率低き罪名に屬するといふことになる。然るに、同じく財産犯であつても、智能的な性質を帯びたものにおいてはこの關係は全く逆轉する。横領ではユダヤ人六・〇名に對してキリスト教

徒三・八名、業務上横領ではユダヤ人四・二名に對してキリスト教徒二・二名、詐欺ではユダヤ人三・一名に對してキリスト教徒二・一名となつてゐる。さらに贓物罪に至つてはユダヤ人六・六名に對してキリスト教徒一・九名を示し、その間殊に大なる相違があるのであるが、この贓物罪の特高率なのはユダヤ人の職業が商業に偏してゐるといふ關係にその原因の一半を歸すべきであらう。詐欺の高率なことは各國のユダヤ人に共通に見られる現象であり、ユダヤ人が好んで欺罔虚構的手段を採ることが一つの特色をなしてゐる。これは文書偽造においてユダヤ人一・六名に對してキリスト教徒〇・八名であり、偽證においてユダヤ人一・一名に對してキリスト教徒〇・七名であるといふ對照的事實においてもあきらかに現れてゐることである。(三)最後に、性的犯罪についてみるに、強姦、幼兒に對する猥褻等の重い犯罪においてはユダヤ人〇・九名に對してキリスト教徒二・四名でユダヤ人はあきらかに低率であるが、公然猥褻の如き輕微な性的犯罪においてはユダヤ人二・〇名に對してキリスト教徒二・一名で、兩者は元たり難く弟たり難い有様である。然るに、曩にも言及した如く猥褻圖書頒布ではユダヤ人がはるかに高率であつて、ユダヤ人二・二名に對してキリスト教徒は僅に〇・〇五名に過ぎない。ゆゑにユダヤ人は性的犯罪の方面においても、直接に倒錯行爲に及ぶこと比較的少く、間接に圖書頒布等の行爲によつて財物的利益を收めんとする傾向にあることがわかる。實に彼等は社會的行動においても、反社會的行動においても、等しく利欲的傾向の著しきことを示してゐる。⁽⁴⁾オーストリーのユダヤ人犯罪の罪質については、ルッピンがそれは全くドイツやオランダのそれと符節を合するが如くであることを述べた末、「ユダヤ人は理性により、キリスト教徒は手によつて罪を犯す」と、極めて味はふべき要約を以てその特徴をあきらかにしてゐる。⁽⁵⁾この國については罪名別を前記兩類似國について述べた以上、重ねてそれを記す必要はないであらう。罪名別に關する限り、オーストリーのユダヤ人犯罪はそれほどよく前述の兩國における現象に似てゐるのである。

ロシアのユダヤ人も高利貸、偽造等を多く犯すことは、他の國と同様であるが、やゝ特色のあるのは密輸事件や婦女をトルコへ移送する事件の多いことである。⁽⁶⁾これももつと高次の犯罪概念から見れば、結局一種の利欲犯と解せられるから、ユダヤ人の犯罪一般の利欲犯的特性にとつて何等例外をなすものではない。またコヴァレフスキー(Kovalevsky)はロシアのユダヤ人につき行政法規違反の目立つて多く、殊に欺罔手段に訴へて旅行免狀の下附を受ける罪の多いことを指摘してゐるが、これは彼等の滞在期間につき著しい制限が付せられてゐるがためであるといふ。浮浪者の多いことも亦彼の摘示するところである。⁽⁷⁾

これら諸國におけるユダヤ人の犯罪をその罪名に即して綜合的に考察してみると、その國籍の如何を超越したところの顯著な共通性が認められる。犯罪率には大いに相違があるけれども、その犯し易い犯罪と、比較的陥ること少き犯罪とは各國とも酷似してゐるのである。すなはち、ユダヤ人は粗暴犯よりは利欲犯に傾き、體力的な犯罪よりは智力的な犯罪を犯すといふ特徴を有する。この點頗る鮮明なる民族性を犯罪の面において示すものといはなければならぬ。その優れたる智能と厭ふべき食欲とは犯罪現象においても亦結合してゐるのである。

註(一) Liszt, F. v., Das Problem der Kriminalität der Juden. Festschrift für die Juristische Fakultät in Gießen z^{im} Universität-Jubiläum, (hgh. v. R. Frank), 1917. S. 372f.

(a) Wassermann, Op. cit. S. 21.

(c) Gross, H., Kriminalstatistische Vergleiche. Arch. f. Krim., 1907, Bd. 27, S. 189f.

(4) Roos, Op. cit. S. 194ff.

(5) Roos, Op. cit. S. 197.

(6) Lombroso, Op. cit. p. 44.

(7) Kovalevsky, Ia Psychologie Criminelle, 1903, Pp. 21.

四 序に觸れて置くべきはユダヤ人の「儀式殺人」(Ritualmurder)と云ふことである。既にあきらかにされたやう

に、ユダヤ人は殺人罪の如き粗暴罪を犯すことが甚だ少い。然るに、ドイツなどではユダヤ人の蔽習として、宗教的儀式のために人血を必要とするため、殺人が往々行はれると信ぜられてゐる向もある。その俗信によれば、清浄な血液、殊に處女や幼児の血液がそのために必要とされ、それを神聖なものとして食用に供するのであつて、そのためには、人を殺すことも亦可なりとすることが、ユダヤ教の教義上許されてゐるといはれてゐる。然るに、ユダヤ人側ではこれを否定し、却つて血液を弄ぶことは古くから禁ぜられ、また屢々宗教上の禁令も出てゐるのであるから、これに牴觸しないやうに一種の儀式を行ひ、その場合に獸血を採取するのだといふ。さうして紀元一世紀頃アレキサンドリアの人アピオンが「ユダヤ人は毎年一異教徒を屠り、その人血を宗教儀式に用ゐる」と記してゐるのは、聖書の禁令に對する無知に由來するもので、それが後世に流布した結果、キリスト教徒の間に儀式殺人の俗信を生むに至つたのだといはれる。⁽¹⁾わが菅原教授の解明されるところによれば、この儀式殺人なるものは、最初古式ローマ時代にキリスト教徒が非難されたことがらなのであつたが、その後キリスト教徒が勢力を得るに及んで、殊に十二世紀頃になると、この非難の對象をユダヤ人に轉嫁させてしまつた。かくて中世から近世になつてもユダヤ人はキリスト教徒の子供を殺して、その血をパンや葡萄酒に混じて食用にするといはれるやうになり、それがユダヤ人迫害の具に供せられるに至つたものである。⁽²⁾

キリスト教徒におけるこの俗信は相當顯著なものであるらしく、實際儀式殺人の行はれた事件を報じた例は聞かぬに拘らず、民衆がこの俗信から、儀式殺人事件が惹起したと誤信し、後に至つてそれが全くの誤信であつて、被害者と目された兒童が生存してゐることの判明した事例はいくつか報告されてゐる。⁽³⁾どうも儀式殺人が頻發するといふやうなことは否定せねばなるまい。ユダヤ民族の習性に關聯してかゝる迷信的犯行を特色とすることは出來ない。それは丁度ジブシーにおいて幼兒略取の風ありと誤信されてゐるのと同様である。

註(1)菅原憲「獨逸に於ける猶太人問題の研究」、昭和一六年、三四頁以下。

(2)菅原憲、同書、三五頁。

(3) Hellwig, A, Unsinige Butenordgerichte. Arch. f. Krim., 1908, Bd. 31, S. 881.

五 ユダヤ人の犯罪性にはその罪質においてほゞ恒常的な特色が認められる。そのことは既に詳しく述べた通りである。しかし犯罪率の高低については必ずしも各國その一致を見てゐない。就中ロシアが例外的な代表的事態を示してゐる。しかし、概略的にいへば、多くの場合ユダヤ人の犯罪率は低い。その犯罪率および罪質の兩者に亘つてのユダヤ人の犯罪性における特色は何に由來するか。犯罪も亦遺傳的素質と環境的影響との複合的産物であるから、その原因はもとより簡單に一二のものに歸せらるべきでないが、ユダヤ人犯罪の研究等々の指摘する事項を拾つてみると、經濟状態、職業關係、飲酒傾向、智能ならびに教養に密接な關係がある。

ドイツ、オランダ、アメリカのやうに、ユダヤ人がその國において經濟的に惠まれた立場にあるものにおいては、犯罪率も低いが、これに反してロシアやオーストリーのやうに、ユダヤ人の經濟状態の悪い土地においてはその犯罪率はおのづから高くなつてゐる。従つてかくの如き犯罪率の高低といふことは、ユダヤ人の遺傳的な本性によるよりも、むしろ經濟的な外因に負ふところ大なりといはなければならぬ。リストはドイツにおける一八八二年から一九〇一年までの二十年間の犯罪率を調べ、ユダヤ人の犯罪率が經濟的不況時代(一八八九年から一八九五年まで)において特に甚しく高率に出現してゐるといふ事實をあきらかにした。⁽¹⁾かういふことからみても、ユダヤ人の犯罪が經濟事情に大きな關係を有することは窺ひ知ることが出来るのである。

職業關係が犯罪率と罪質を左右し易いことは極めて明白な事實であつて、ユダヤ人の犯罪がその罪質と密接な關係を有することも、既に出版業と猥褻圖書頒布罪、商業と各種財産犯ならびに高利貸、密輸出入等の犯罪と深い關係の

あることなどはあまりにも當然である。一例を一八九五年のドイツの統計にとれば、一般人口における職業分配の状況は、全人口におけるユダヤ人におけるにより著しく相違してゐる。第八表に見る如く、全人口は主として農工

第八表

ドイツにおける職業的人口構成(1895年)

	全人口	ユダヤ人口
農工	34.19%	1.38
無業	34.15	18.80
公務員	9.64	54.16
独立	8.84	16.30
商業	—	—
勞働者	5.88	5.99
	5.52	2.61
	1.78	0.36

を以て構成されてゐるに對し、ユダヤ人の人口構成においては、農工殊に農が甚しく少く、商のみが半数以上を占めてゐる。商業に従事する者がかくの如く多いといふことがユダヤ人の犯罪における利欲性、智能性を特徴づけるには大いに役立つてゐるであらう。しかしこゝに注目し値する事實をも見ざるを得ない。それは、本來犯罪率高き職業たる商業に屬する者が甚だ多く、しかも本來最も犯罪率の低かるべき職業たる農業に従事する者が著しく少いのであるから、それだけからいへば、ユダヤ人の犯罪は當然高率なるべきが期待される筈なるに拘らず、現にユダヤ人の犯罪殊

性罪犯の族民諸

性罪犯の族民諸

にこの數値の基礎たるドイツのユダヤ人犯罪が却つて低率であるといふことである。惟ふに、犯罪原因としての職業關係は、犯罪の種類を決定するにつき至大の關係があるが、その數を決定するについては經濟狀態ほど支配的な意味を持ち得ないのであらう。この推論に對して最も有力な支柱となるのは同一業者の集團内における地位關係に關する事實である。リストの報告に準據して、前同一資料によりこの地位關係を見るに、農工商の三者の合算數において、總人口中獨立業者は二八・九四%、使用人は三・二九%、勞働者は六七・七七%となるに對し、ユダヤ人集團においては獨立業者五七・六一%、使用人一一・二九%、勞働者三一・一〇%であつて、あきらかにユダヤ人の社會的地位は、全人口構成における地位分配の割合に比し、甚しく優位にあるのを知る。この地位における優位は、殊にそれが農工商に關するものである以上、當然に經濟的優位そのものである。ドイツなどのユダヤ人が本來犯罪率の高かるべき商業に關與すること多きに拘らず、その犯罪率が全體として低いのは、恐らくはこのやうな經濟狀態の優越に職由するものであらう。

ユダヤ人は酒を甚しく節してゐる。飲酒が犯罪と積極的相關にあることはあまりにも著名なことである。その飲酒とS.D.ことにおよびユダヤ人は特に節制であるといふ。ルンペン⁽⁴⁾はユダヤ人を「生來性の節制家」(der Geborene Temperenzler)と呼んでゐるくらゐである。これは彼等の犯罪率を低からしめるにたしかに大きな原因をなしてゐるであらう。殊に粗暴犯の少いことにはこのことが大いに役立つてゐると考へるのが自然である。いかにこれらの粗暴犯が酒精の影響を受けてゐるかについては、ロースがオランダにおける一九〇五年度の犯罪につき適切な證左を擧げてゐる。すなはち、有罪宣告を受けた輕傷害中四〇%、重傷害および生命に關する罪のうち五一%、毀棄のうち五二%、公務執行妨害のうち六四%がいづれも酒精の作用下において行はれたのである。他面においても浮浪、乞丐の如き常時飲酒傾向を有する者の陥り易い種類の犯罪(その五九%は常時飲酒者である)にはユダヤ人はあまり關與し

てゐな⁽⁵⁾。

最後にユダヤ人の智能ならびに教養が優れてゐるといふことは、犯罪を少からしめる一因となつてゐるとの見解も亦理由あることである。智能と教養とが犯罪率に對して一般に抑制的に作用することは顯著な事實である。彼等の勤勉、節儉、順應力等もこれに關聯して高く評價さるべきである。⁽⁶⁾

註(1) Liszt, Op. cit. S. 372.

(2) Liszt, Op. cit. S. 374.

(3) Liszt, Op. cit. S. 375.

(4) Roos, Op. cit. S. 201, Ann. 2.

(5) Roos, Op. cit. S. 201.

(6) 同上

五、諸國民の犯罪性

一 國籍の如何が直ちに民族の異同を示すものでないのはいふまでもない。しかし、たとへば日本國民のやうに、大體においてそのまま、單一の民族を表現してゐるものもある。たとへそれほどでないにしても、或る國民の國民性といふことがいへるくらゐに、その國民の性格がはつきりした一致性を或る程度まで形成されて來てゐれば、それはよほど民族といふ概念に近づいてゐるのである。この意味において、諸國民の比較は必ずしもたゞちに諸民族の比較となるわけではないが、おほよそその各國民の主要素をなしてゐるところの民族を比較することになるのである。

諸國民の犯罪性を比較するに當つて、各國の犯罪統計を互に比較することが、もし科學的に正しい方法であるとするれば、頗る便利なのであるが、それは到底たゞちに比較し得べき資料ではない。各國はそれぞれその法制を異にし、

現實の捜査裁判の手續にも大きな相違を持つ。殊に各國の犯罪統計は犯罪發生の件數によつて詳細な構成をなすにあらずして、その有罪宣告件數を基礎として、細部の報告を作つてゐるから、一層その統計は人爲的な手續によつて變容されたものとなつてゐる。甲國において犯罪とされるものは乙國においては必ずしも犯罪とはされないし、丙國において起訴されるもの必ずしも丁國においても起訴されるとは限らない。従つて或る國の犯罪率をたゞちに他の國のそれに比較することは、犯罪現象そのものの比較にはならない。それはむしろ捜査裁判上の取扱の比較といふ形になつてくる。そこで、諸國民の犯罪性を比較しようとする場合、少くともその大量的位相における考察を行ふには、ほゞ同一の法制と同一の手續のもとにある諸國民を比較するのなればならない。たとへば日本なら日本にゐる諸外國人を比較するといふ方法をとるのがよい。さうすれば日本の同一の法制下において同一の手續のもとに行はれた各國民の犯罪率が相互に比較され得ることになる。この場合、その國の事件處理方針がどの國の國民に對しても平等公平に行はれる場合に限るのは敢て論を俟たない。ところが、そのやうな資料は甚だ限られてゐる。ベルジック、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、スウェーデン、スウェーデン、カナダ、フィンランド、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、チェコスロヴァキア等の諸國にも外國人の犯罪についての數値に關する報告を缺いてゐるやうである。のみならず、その他の諸國の事情についても今十分に資料を手許に取寄せられない。こゝではたゞ甚だ乏しい文獻を手掛として、諸國民の犯罪性の一端を窺ひ視ることにする。

こゝで注意しなければならぬのは、この種の資料にも亦避くべからざる缺點のあることである。それは他の國に滞在する或る國の國民が必ずしもその國の國民の適當なる代表ではないといふことである。一般に外國移住者は、その大部分が移民といはれる種類のもので、あまり犯罪率の低くないのを通例とする。尤もこれには有力な反對もあるが、大體において移住民は土著民よりも高い犯罪率を示す傾向がある。この點からいつても、まづ本國にゐる國民の

犯罪率は、在外國民の犯罪率よりも若干割引して考へてもよいわけである。そればかりでなく、罪質の上においても相違があるかも知れない。しかし本國にもあり、在外國民にもあるやうな傾向はほどその國民本有のものとして大過なしとせねばならぬ。また或る國民が世界の各地においてほとんど同じやうな傾向を示してゐるとすれば、それもかなりはつきりした國民性と解してよいであらう。しかしこゝに利用し得る文獻資料はそれほど豊富でないから、二三の國民以外については或る一地方における犯罪事情だけしかわからないのを遺憾とする。要は以上の事項を念頭において解釋を行ふにある。

註(一) Roesener, E., Ausländer, Elster, A. und Lingemann, H., Handwörterbuch der Kriminologie, 1933, Bl. 2, S. 95.

(a) たんくお Finken, F., Mon. f. Krim. Psy., 1929, Bl. 20, S. 695. に於ける Hacker, E., Kriminalitätses bevéandorlás,

1929. の紹介文。この事項については文獻も少くないが、その詳細は別稿「移住民の犯罪性」に譲る。

(c) Sutherland, E. H., Criminology, 5th. imp., 1924, p. 99.

(4) 植松「犯罪現象より見たる臺灣在住民の族系的差異」、前掲五八頁によれば、臺灣においても支那人の犯罪は格段の高率を示してゐる。なほ筆者未發表の調査によれば、朝鮮における支那人亦著しく高き犯罪率を示してゐるのである。

二 ドイツにおける諸國民の犯罪率を示すものとして第九表を掲げる。本表中「一般人口」は一九二五年六月一六日現在の状況を示し、「有罪者」とあるのは一九二六年中に有罪宣告を受けた者の員數を表し、「比率」は右一般人口千に對する有罪者の割合を示すものである。また「A群」とあるのは當時ドイツに滞在せる者二萬を超える國の國民を意味し、「B群」とあるのは同じくその數二萬以下一千以上の少數なる國民を示したものである。この資料によつて、ドイツにおける諸國民の犯罪率を比較してみると、A群ではポーランド人、チッコスロヴァキア人、ロシア人等が著しく高率であり、スイス人、オランダ人等は甚だ低率である。イタリア人も他の諸國におけるイタリア人の犯罪率に比較すると、ドイツにおいては例外的によい状態のもとにあることがわかる。一九二六年におけるドイツ本國

第九表
ドイツにおける諸國民の犯罪率(※印あるものは植民地をも含む)

種別	一般人口	有罪者	比率	率	A群		B群	
					人口	有罪者	人口	有罪者
外人	957096	13558	1.42	4.2	25998	1	11111	
ボチエ	25228	699	2.77	1.7	8277	1	22222	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ポ	25228	699	2.77	1.7	8277	1	22222	
チ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
エ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
オ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ロ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
ス	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
イ	4444	111	2.47	3.3	2222	1	2222	
ノ	8277	666	8.04	6.6	4444	1	4444	
コ	22228	999	4.44	7.7	22228	1	22228	
ノ	8277							

ツ本國人のそれよりも低いことになつてゐる。これは後に示す他の資料と比照すると、甚しい例外的な現象であると見なければならぬ。恐らくはドイツにおけるイタリア人には、何か特別に犯罪抑壓的に作用すべき好條件が具はつてゐるものであらうが、いま筆者はそれを解明すべき證據を持たない。

次に、B群においては、フランス人、リトアニア人、ルーマニア人、エスパニヤ人、ギリシヤ人、トルコ人、エストランド人、ブルガリア人、レットランド人等がこの順序に従ひ、いづれも著しく高き犯罪率を示し、これに反して低い犯罪率に止まるものはデンマルク人を最低として、アメリカ人、ベルギー人、スエーデン人等である。イギリス人もこれらに準じて低率である。こゝで一言斷つておかなければならないのは、イギリス人およびアメリカ人にして當時ドイツに滞在してゐた者は上流中流の者が多いといふことである。従つてその犯罪率の低いのはむしろ當然といふべきであるが、他の諸國民については、かやうな特殊事情を審にしないので、ドイツに滞在せる他の諸國民が果して正當にその母國民を代表する集團であるといへるかどうかわからないのを遺憾とする。この點は、曩に斷つたやうに、すべてこの種の資料に伴ふ缺點であつて、解釋上において補正するほかはないが、しかもその補正に必要な資料も亦今のところ十分であるとはいへない。しかし、得られる限りの各地における資料を比照してみると、一つの國民に屬する者は土地を異にするものにおいても、多くはその間に大なる逕庭を見ない。たゞ前記の如く、こゝに現れたイタリア人は、他の各地に在る同國人に比し、甚しき例外と見るべく、ドイツ人もドイツ本國における右の如き犯罪率に比して、他の各地に在る者は優良な状態にあることが知られる。その詳細は左に述べる如くである。

ハンガリア國に一九三〇年代に在住せる諸國民の犯罪率は、前にジブシーの犯罪率を示すために掲げた第三表によつて知ることが出来る。これによれば、ドイツ人最も低く、スロヴキヤ人に次ぎ、セルビヤ人、ハンガリア人等が比較的高い。

性罪犯の族民諸

性罪犯の族民諸

ロシアにおける一八九七年の狀況が曩に掲げた第六表に示されてゐるが、これによると、當時におけるロシアの大民族中ポーランド人がユダヤ人に次いで犯罪率の高位が眼立つ。殊に女性犯罪人が多いこと他の諸族とは格段の相違である。詳しくこの民族の風習を知るにおいては、この點なども解明し得るかも知れないが、今は机上調査の限度を守り、たゞ事實を指摘するに止めておく。

フランスにおける事情として、一九二六年乃至一九二八年同國諸重罪裁判所 (Courts d'Assises) における有罪宣告人員を見ると、第一〇表の如くである。こゝでもポーランド人の犯罪率は著しく高く、ドイツ人はイングランド人

第一〇表 フランス某縣における外國人の犯罪數

種別	年 度		
	1926	1927	1928
F. イ	3	3	4
イ	61	70	64
ル	15	12	7
エ	20	20	19
ス	8	6	6
ロ	12	3	8
ポ	42	24	21
イ	3	4	—
ホ	28	52	29

とともに最低の犯罪率を示してゐる。ポーランド人より高率な民族としてはイタリア人あるのみである。イタリア人は後に述べる如く、世界各地どこへ行つても大抵高き犯罪率を示す国民であるが、ポーランド人は本表においてその次位を占めてゐるのである。ポーランド人と年度により第二位を争つてゐるのは「モロッコ人およびカビルル人」であるが、これは文化段階において著しく低位にあるものであるから、これをヨーロッパの諸民族と同日に談ずべきでない。ポーランド人がヨーロッパの北部に位置し、その所屬國民中に北方種族を多く含みながら、かく高き犯罪率を示してゐることは多少奇異を感じしめぬこともないが、それは東ヨーロッパとして一括さるべきものかと思ふ。エスパニヤ人も犯罪率が高い。文化的な民族としてはポーランド人の次順位にある。これはイタリア人と共に南ヨーロッパを占める民族であるといふことを注意せねばならぬ。

スイスにおいては、一九二九年度中外國人にして有罪宣告を受けた者のうち、その三九・五%（五八一名）がドイツ人、二九・九%（四四〇名）がイタリア人、一六〇名がオーストリー人、一二三名がフランス人である。こゝではドイツの方がイタリア人よりも多いのであるが、これは一般人口との比率ではないから、ドイツの方がイタリア人などより犯罪率が高いといふことにはならない。スイスの地理的、言語的關係からいつても、ドイツの方がイタリア人より多くこゝに滞在してゐるであらうから、犯罪人の實數を比較すれば、ドイツの方が多く現れるのはむしろ當然である。犯罪人の人口構成においてドイツ人が最大の百分比を占めてゐるといふことは、前記諸國におけるドイツ人の犯罪率の低いといふ事實に對し、何等の反證となるものではない。

アメリカ合衆國は各種の民族の混成國家であるから、諸國民、諸民族の比較を行ふには甚だ好都合な事情にある。一例を移住民第二世に關するタフト(D. R. Taft)の研究にとつてみると、第一一表に示す如く、東ヨーロッパおよび南ヨーロッパ系諸民族は西ヨーロッパおよび北ヨーロッパ系諸民族に比して、犯罪率において二倍以上の數を示

してゐる。第一一表の數値が有罪宣告を受けた者の數を基礎として算出されたものであることは、原資料によつて明

第一一表

アメリカ合衆國の族系別犯罪率

族系別	犯罪率	族系別	犯罪率
イソグランド系	27.1	ポーランド系	80.5
スコットランド系	41.4	ハンガリー系	63.1
スウェーデン系	22.7	ユークラシア系	43.7
フランス系	43.3	リトニア系	91.1
ドイツ系	27.7	イタリア系	95.2

白にされてゐるが、いかなる比率であるかは記されてゐない。たゞ數値からみると、恐らくは各系一般人口萬に對する比率と見て誤なきものと思はれる。本表により、イングランド系、ドイツ系の犯罪率低きことはこゝにも立證される。スウェーデン系亦典型的な北ヨーロッパ民族としての優秀性を犯罪の方面においても見せてゐる。南ヨーロッパでイタリア、東ヨーロッパでポーランドの各出身者の高き犯罪率は前掲諸國にある同民族と極めてよく一致してゐる。リトニア系も犯罪率が高い。もし在米民がリトニアの全國民の代表たり得るものであるとすれば、東ヨーロッパの民族としてポーランド系と同じやうな事情にあるものと見てよいであらう。

少しく方面を更へて、ニューヨーク州の状況を見ると、ギリシヤ人、メキシコ人などが登場して来る。一九二九年中に同州において重罪により逮捕された者の數を、各族十八歳以上の一般人口萬に對する割合により比率を求めてみると、ギリシヤ人、イタリア人、メキシコ人の三者は、あらゆる種類の犯罪において、外國からの全移住民の平均よ

りも高い犯罪率を示してゐる。全犯罪における第一の高率に位するものはメキシコ人で、その比率は一八八・六名であるが、そのうちに故殺を全然含まないといふのは注目すべき特色である。第二位はギリシヤ人で、七七・九五名、そのうちに故殺が一・六四名含まれてゐるといふところに、所謂地中海種族の激情的傾向を現してゐる。故殺はこのほかイタリア系、オーストリー系、リトアニア系なども、アメリカ本來の住民よりも高い犯罪率を示してゐる。暴行および傷害ではギリシヤ系、イタリア系、ポーランド系、メキシコ系、武器携帯の罪ではギリシヤ系、イタリア系、メキシコ系がそれぞれアメリカ本來の住民よりも高い犯罪率を示してゐる。これに反して、こゝでも一般に犯罪率の低いのはチッコスロヴァキア、ドイツ、アイルランド等の出身者である。

ニューヨーク市の不良少年について、その出身國系統別をあきらかにしたものがあつた。それは第一二表および第一三表に示す如くである。この兩表のうち、前者は一九二八年同市在住民の子弟にして、不良少年としての取扱を受けるに至つた者二五一名に關するものであり、後者は一九一八年から一九二二年までの間の同市少年不良行爲事件四四

第一二表
ニューヨーク市の不良少年出身國別 (1928)

出身	實數	%	出身	實數	%
メキシコ	71	58.8	メキシコ	11	11.1
イタリア	34	8.8	イタリア	11	11.1
ギリシヤ	22	7.6	ギリシヤ	11	11.1
ポーランド	11	1.1	ポーランド	11	11.1
オーストリー	1	1.5	オーストリー	1	1.1
リトアニア	1	1.5	リトアニア	1	1.1
ドイツ	1	1.5	ドイツ	1	1.1
チッコスロヴァキア	1	1.5	チッコスロヴァキア	1	1.1
フランス	1	1.5	フランス	1	1.1
イギリス	1	1.5	イギリス	1	1.1
その他	1	1.5	その他	1	1.1
計	122	100	計	99	100

性罪犯の族民諸

第一三表
ニューヨーク市不良少年出身國籍別 (1918—1922)

出身	實數	%	出身	實數	%
メキシコ	86	9.8	メキシコ	74	1.1
イタリア	33	3.8	イタリア	22	1.1
ギリシヤ	22	2.5	ギリシヤ	32	1.1
ポーランド	11	1.3	ポーランド	18	1.1
オーストリー	1	0.1	オーストリー	10	1.1
リトアニア	1	0.1	リトアニア	10	1.1
ドイツ	1	0.1	ドイツ	10	1.1
チッコスロヴァキア	1	0.1	チッコスロヴァキア	10	1.1
フランス	1	0.1	フランス	10	1.1
イギリス	1	0.1	イギリス	10	1.1
その他	1	0.1	その他	10	1.1
計	88	100	計	676	100

性罪犯の族民諸

七六例に關するものである。いづれもその出身國すなはち兩親の國籍に従ふ區分を示してある。兩表とも、その原資料に各系一般人口との比率を示してゐないから、正確なことは何もいへないが、イタリア系の者がとび抜けて多いことが窺はれる。前示の諸結果にみられる比率と綜合してみれば、その一般を知ることが出来る。

ニューヨーク市刑務所一九二八年七月一日現在の在監者三一八一名の白人につき出身國を調べた結果は、第一四表の如く報ぜられてゐる。これも一般人口との比率を示してないから、犯罪率について正確な斷案を下す資料とはならないが、前二表と共に、アメリカ合衆國における犯罪現象の一斑を知るには役立つ。本表で特に留意すべきは、多くのものが外國において生れたると合衆國において生れたるとを問はず、等しい犯罪傾向を示してゐるといふ點である。明瞭な例外と見るべきはアイルランド系であつて、これのみは、アイルランドで生れた者の犯罪者は甚だ少いに拘らず、合衆國において生れた者すなはち所謂移民第二世は著しく多くの犯罪人を出してゐる。このやうに、第一世代と第二世代との著しい相違、換言すれば最初の渡航者とその次世代の者との著しい差異は、移住民犯罪の問題として、

ニューヨーク州刑務所監者出身國籍別 (1928) 實數

出身	身		出		身		出	
	外國生	米國生	外國生	米國生	外國生	米國生	外國生	米國生
アイランド系	2	1	1	1	1	1	1	1
イギリス系	98	104	0	1	1	1	1	1
フランス系	85	16	2	6	2	6	2	6
ドイツ系	54	11	6	4	6	4	6	4
スウェーデン系	45	1	4	6	4	6	4	6
ポーランド系	5	1	6	4	6	4	6	4
その他	1	1	6	4	6	4	6	4
合計	159	141	65	47	65	47	65	47

第四表

別箇に考察を加へらるべきものであるから、いまは立入らないが、アイランド系の如きは、全體として相當多數の犯罪人を出してゐるといふ事實を認めておく必要がある。

性罪犯の族民諸

アメリカ合衆國において一九〇四年に收監された囚人中、三五〇九三名(全體の二三・五%)が外國からの移住白人であるが、これをさらに重罪者と輕罪者とに分てば、前者は四一三一名、後者は三〇九六二名であり、その出身國別分布を見ると、第一五表の如くである。この表には、同時に一般人口における各出身國系統別の分布狀況を示してあるから、これと犯罪者の分布とを對照すれば、一般人口との比較上からみた犯罪率を如實に知ることが出来る。これ

性罪犯の族民諸

によつてみるに、カナダ系、フランス系、ハンガリア系の如きは一般人口中に於いて占める割合とほぼ近似してゐるから、その犯罪率は全體の平均的位置を占めるといふべきである。然るにオーストリー、アイランド、イタリア、メキシコ、ポーランド、ロシア、スコットランド等の出身者はいづれも一般人口から期待されるよりかなり犯罪者を

第一五表 1904年アメリカにおける收監者出身國別(%)

出身地	重罪	輕罪	一般人口	出身地	重罪	輕罪	一般人口
オーストリー	5.1	2.6	2.7	メキシコ	4.4	1.0	1.0
カナダ	12.0	9.9	11.4	フランス	1.7	1.4	3.3
ハンガリア	0.9	0.6	1.5	ドイツ	4.5	2.8	3.7
イタリア	7.9	9.3	9.0	スウェーデン	6.5	3.1	4.1
スコットランド	1.5	0.9	1.0	ポーランド	2.4	3.6	2.3
フランス	16.1	11.8	25.8	ロシア	2.4	3.0	5.5
スペイン	1.5	1.2	1.4	その他	0.6	0.5	1.1
アイランド	10.7	39.6	15.6				
その他	14.4	5.0	4.7				

多數出してゐる。就中、イタリア、メキシコの兩系は重罪者を多く、アイランド系は輕罪者を多く出してゐる點で特に目立つてゐる。これに反して、デンマーク、イングランドおよびウェールズ、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、スイス等の諸系に屬するものは犯罪率が低い。要するに、北ヨーロッパ系およびイングランド系が犯罪率低く、

南ヨーロッパ系の犯罪率高きことはこゝにも一つの確證を見るわけである。

註(1) Rosener, Op. cit. S. 93. 掲載の第三表を簡明化したものである。

(2) Rosener, Op. cit. S. 91.

(3) 同上

(4) Rosener, Op. cit. S. 94. 原數直译《Compte générale de l'administration de la justice criminelle》に依據する。

しるす。

(5) 新明正道「歐羅巴の人種、國民及び民族」、河出書房「世界地理」二卷、昭和一五年、九六頁。

(6) Taft, Donald R., Nationality and Crime Americ. Sociol. Rev., 1936, pp. 724. nach Exner, Franz, Vo. kscharakter und Verbrechen. Mon. f. Krim. Psychol., 1938, Jg. 29, S. 4, 9 f.

(7) Stofflet, E. H., A study of National and Cultural Differences in Criminality. Arch. of Psychol., 1935, No. 185, p. 16.

(8) Gault, R. H., Criminology, 1932, p. 276.

(9) Gault, Op. cit. p. 277.

(10) Stofflet, Op. cit. p. 19.

(11) 植松正「移民の犯罪性」(近く法學志林)に發表豫定)

(12) Fahlinger, Hans, Die Am. rikanische Gefängnisstatistik vom Jahre 1904. A. d. f. Krim., 1908, B. I. 30, S. 358

三 日本人その他の東洋人を包含する犯罪統計の據るべきものが甚だ乏しいが、多少觸れなければならぬ。それは滿洲、支那における犯罪統計が完備すると、非常によく各地における日本人の狀況がわかるのであるが、目下のところその利用し得べきものがない。これについては、田中寛一教授の論述にその最も多くのものを負ふこと次の如くである。

性罪犯の族民諸

ピーチの研究によれば、カリフォルニア州における一九〇〇年から一九二七年までの犯罪檢舉總數中支那人はその

性罪犯の族民諸

三・五%を占めるに對し、日本人はその〇・九%に當るに過ぎない。然るに一般人口中においては、日本人の方が却つて多く、七%、支那人は一・五%である。従つて、支那人はその一般人口から期待される率の二・三倍の犯罪者を出してゐるに對し、日本人犯罪者は日本人の一般人口から期待される率の半分にしか當らない。さらに刑務所に收容される者の割合を見ると、支那人はほぼ一般人口から期待される如く、一・六%なるに對し、日本人は〇・二%であるから、それは一般人口から期待される率の八分の一にしか當らない。しかも支那人は毎年一般人口の減少する率とほぼ同率において入監者の數を減じてゆくに過ぎないが、日本人は一般人口において逐年増加しつつあるに拘らず、入監者の員數は却つて逐年減少しつつあるといふのである。

ロサンゼルスにおける一九二九年および一九三〇年の兩年中の少年審判所受理人員につき、各族少年の一般人口千に對する比率を求めると、第一六表の如くなる。⁽²⁾この表に「黒人」とあるのは、恐らく殆どすべてアメリカ・ニグロ

第一六表
ロサンゼルス少年犯罪人(1929・1930)

民 族	人 数	兒童生徒 1000 人 につき少年犯罪者	民 族	人 数	兒童生徒 1000 人 につき少年犯罪者
黒	人	5.3.6	ア	人	1.2.3
イ	人	3.2.1	ア	人	8.7
エスパニヤ語國民(メキシコを除く)	人	2.6.9	イ	人	2.1
ロ	人	2.6.5	ロ	人	1.9
メ	人	2.3.6	メ	人	

であるに相違ないから、その犯罪率の高いのは既に各地において證明されてゐるところである。イタリア人、ロシア

人についても同様である。日本人の犯罪率の甚だ低い事實をこゝにも見る。たゞ白人中最も卓越せる北ヨーロッパの諸國民と直接比較すべき資料を缺くのを残念に思ふ。こゝで附言する必要があるのは、この表に「日本人」とあるものには朝鮮出身者をも含んでゐるかも知れぬといふ點である。朝鮮出身者は、滿洲 支那における實情について見聞するところから見ても、また次に示すリンド (A. W. Lind) の研究を参照して見ても、その犯罪率において、日本人一般より著しく高率であるのを常とする。そこで、もしこのロサンゼルス(6)の少年犯罪人の分類において、「日本人」中に朝鮮出身者が含まれてゐるとすれば、「日本人」の犯罪率はそのために既に相當高められてゐるわけになる。それにも拘らず「日本人」少年の犯罪率は支那人のそれと伯仲してほゞ最低率を示してゐる。われら日本人として深き注意を拂はざるを得ない。こゝで支那人の犯罪率が甚だ僅かながら日本人のそれよりも數字上では低くなつてゐるが、この程度の些細な數字的差異は勿論實質的な優劣を證明するものではない。むしろ支那人は日本人と同じやうにいつもかやうに低率であるとは限らないのである。次に述べる他の資料がこれを立證してゐる。

第 一 七 表
ハ ワ イ の 少 年 犯 罪 人

種 別	實 數	兒童生徒千に對する犯罪人の比率	種 別	實 數	兒童生徒千に對する犯罪人の比率
白人	86	1.6	白人	11	2.6
日本人	63	4.6	日本人	9	2.1
朝鮮人	17	6.6	朝鮮人	3	2.8
支那人	3	5.7	支那人	1	1.7
フィリピン人	1	6.1	計	9	2.1
ポルトリコ人	1	9.3		0	8.1
その他	6	7.0		0	3.3
				960	

※印はその他の國に歸する者4名を加算した。

性罪犯の族民諸

性罪犯の族民諸

如き事實を報告してゐる。⁽³⁾これによれば、ハワイ人、ポルトリコ人、フィリピン人等は頗る犯罪率高く、ポルトガル人、エスパニヤ人(但、これはあまり實數が少いから、比率に確定的な意味を持たせるわけにはいかない。)等も相當高き犯罪率を有することは、前に示した南ヨーロッパ人に關する諸事實に一致してゐる。朝鮮出身者の犯罪率の高く現れてゐることについては前に述べた。これを除いて算出された「日本人」の犯罪率は、まづ最低位を占めてゐる。「その他の白人」の實數はあまり少いからその犯罪率も數字的には確定的な意味を持たない。たゞそれが低率であるといふことを一應推測せしめるに過ぎぬ。しかもハワイにおける日本人は一般に文化的に決して日本人全體を代表するやうな状況にあるとは思はれない。恐らくは日本人中の低い文化段階ならびに生活狀態を代表するものであらう。それにも拘らず、その道徳的事實であること、遵法精神に富めることにおいて、他の諸民族を凌駕してゐる。リンド註して曰く「ハワイ人は日本人よりも經濟的に上位にあるに拘らず、道徳を維持することにおいて遙に劣る」⁽⁴⁾と。また曰く「少年犯罪のうち最も多いのは侵入盜であるが、本罪を犯すことにおいて日本人最も少く(日本人の犯罪の七六%)、ハワイ人と支那人が最も多い(それぞれ各民族の全犯罪中の八五%および九〇%)」⁽⁵⁾と。以てその罪質における特徴の一端を見るに足る。

筆者は一九三五年六月三〇日現在のハワイの刑務所在監人⁽⁶⁾および、年度不明であるが、恐らくは一九三六年度のものと思はれる資料で、ハワイにおいて有罪宣告を受けた者の數⁽⁷⁾を知り得たので、これに必要な補正を加へ、ほゞこの當時の一般人口を基礎として、犯罪率を算出してみた。その結果は第一八表および第一九表の如くである。これらの資料によると、ポルトリコ人、エスパニヤ人などが甚だ犯罪率が高く、フィリピン人、ハワイ人なども相當高率であるが、朝鮮出身者を除いた日本人は常に格段の最低率を維持してゐる。ハワイ人や朝鮮系の日本人が有罪人員においてはさう高率でないのに、在監人の數においてかなり高率を示してゐるのは、重罪を犯す者が比較的多いことを

物語るものとしてべきである。

これらの資料を通覧するに、日本人の犯罪性については、その資料を世界の各地に亘つて得ることが出来ないが、

第一八表

ハワイにおける1935年6月30日在監人

種別	人口に對する比率		種別	人口に對する比率	
	男	女		男	女
白人	39.33	20.00	白人	31.33	6.61
ルコ	5.22	0.01	ルコ	5.22	1.00
ガリ	5.22	0.01	ガリ	5.22	1.00
ト	5.22	0.01	ト	5.22	1.00
ル	5.22	0.01	ル	5.22	1.00
その他	49.2	7	その他	49.2	6.61
計	49.2	7	計	49.2	6.61
合計	49.2	7	合計	49.2	6.61

第一九表
ハワイにおける有罪宣告を受けた者

種別	人口に對する比率		種別	人口に對する比率	
	男	女		男	女
白人	37.14	1.22	白人	55	436.16
ルコ	6.69	0.00	ルコ	234	350.19
ガリ	4.44	0.00	ガリ	38.22	669.71
ト	3.32	0.00	ト	293	不詳
ル	5.59	0.00	ル	293	不詳
その他	44.84	1.81	その他	124.23	315.88
計	44.84	1.81	計	124.23	315.88
合計	44.84	1.81	合計	124.23	315.88

諸民族の犯罪性

ともかくもその甚だ低率なるをほゞ肯定し得る。

註(一) 田中實一「日本の人的資源」昭和一六年、二〇三頁以下。

(二) 田中、前掲、二〇五頁以下。

(三) Lind, Andrew W., Some Ecological Patterns of Community Disorganization in Honolulu. Amer. Journ. of Sociol., 1930—31, Vol. 36, p. 215. 田中、前掲、二〇七頁以下にも紹介されている。

(四) Lind, Op. cit. p. 216.

(五) Lind, Op. cit. p. 217, footnote.

(六) 日布時事社「昭和十一年—十二年布哇年鑑」七五頁、七六頁。

(七) 日布時事社、前掲、七三頁。

(八) 日布時事社、前掲、四八頁。

四 諸國における外國人犯罪については實に資料が乏しい。犯罪總數に關する國籍別資料も容易に得られないのであるから、その罪名別はなほさらわからない。稀にわかつたとしても、本來實數の少いものを細分することになるから、各罪名に關する數値に十分恒常的な意味を認めることは困難である。しかも研究上重要な意味を持つのは、抽象的な總體的犯罪よりも、むしろ罪名別の犯罪率なのである。然るに現状ではこれを十分に知ることが出来ない。罪名別の比較は一般的な犯罪率を述べる際にも、便宜に應じて多少觸れるところがあつたので、今はたゞ二三の國民につき諸文獻に散見するところを補説するに止めなければならない。

罪名別から諸國民の犯罪を數字的に實證するものとしては、甚だ數も少くて十分信頼難しいが、ともかくも参照すべきものがある。それはドイツにおいて、一九二六年度中に有罪宣告を受けた諸國民に關するものである。第二〇表がこれを示してゐる。この表においてAB兩群をわけた理由は第九表におけると全く同様である。また「比率」とあるのは在獨各國民の人口萬に對する有罪人員の割合を意味する。この表によつてみると、一般に實數が少いので、竊

諸民族の犯罪性

盜、詐欺だけが、眞の意味での論議の対象となり得るに過ぎぬと思はれるが、この兩罪のうちでも、國によつてその員數

第 二 〇 表

1926年ドイツにおける主要犯罪の國籍別有罪人員數

國 籍	風 俗 犯 罪		竊 盜		庇 護 贓 物		詐 欺		欺 偽		造 偽	
	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率
A ポ チ オ オ ロ ス イ	55	2.12	797	3.7	121	4.62	249	9.58	100	3.85	73	3.28
イ コ ス ト ロ ヴ ア キ ヤ	63	2.83	316	14.2	27	1.21	193	8.67	73	3.28	24	1.86
ラ ト ビ ヤ	16	1.24	122	9.47	15	1.16	75	5.82	24	1.86	4	0.49
ウ ク ラ イ ン	15	1.82	30	3.65	5	0.61	26	3.16	4	0.49	19	4.73
リ ト ワ ニ ヤ	5	1.05	119	25.236	10	2.12	50	10.6	4	0.94	4	0.94
ス ウ イ ス	11	2.06	27	6.78	4	0.94	23	6.60	4	0.83	2	0.83
ト ル キ ー	3	1.86	26	16.1	4	2.48	16	9.91	8	4.96	1	0.71
ユ ー ラ ン	5	3.55	8	5.69	1	0.71	5	3.55	1	0.71	3	4.12
ラ ト ビ ヤ	15	17.8	52	71.3	5	6.86	25	34.3	3	4.12		

があまりに少いものは、偶然的事情による數値の動搖を生じ易いから、濫に斷案を下すことは出来ない。いまは假に暫定的な様相を摘示してみるに止めよう。すなはち、(1)竊盜ではフランス人が極端に高率で、ポーランド人、ロシア人に次ぐ。(2)同じく財産犯たる詐欺でも、フランス人、ロシア人、ポーランド人が順次最高位を占め、これら兩罪がほと歩調を合せてゐる。このうちフランス人はB群でもあり、犯罪人の實數も少いから、事情を異にするが、偽造、庇護、贓物の兩欄をも綜合して、所謂東ヨーロッパ人における財産犯への傾向を觀取することが出来る。風俗犯は全體としていかにも數が少いので、多くを論じ難いが、フランス人を除いては、各國民間に大きな差異なく、強ひて順位をいへば、チラコスロヴァキヤ人、スイス人等が高率を以て登場してゐる。この資料には南ヨーロッパの諸國民

諸民族の犯罪性

性罪犯の族民諸

があまり含まれてをらず、僅にイタリア人が出てゐるが、數が少いから資料としてこれを高く評價することは出来ない。ウルフンは「ドイツ人は職業犯人となるに適した能力を持たない。旅館盜や大詐欺師を働くには言語や交際がへたであるから適しない。これに反して外國訛にすぐ親しみを覚えやすいから、被害者には極めてなり易い傾向にある。ドイツにおける危険な盜罪の犯人や職業的犯罪人の類は多くもつばらロシア、バルカン半島の諸國、イタリア、オーストリー、ハンガリア等の出身者である」との趣旨を述べ、「イタリア人はその人種の性質に基き、ドイツにおいても財産犯を犯すこと少く、人身犯殊に有刃兇器を使用する犯罪を犯すことが多い」といふことを強調してゐる。⁽²⁾

このイタリア人の人身犯的傾向は甚だ顯著なるものであつて、一九二六年度におけるニュージャージー州立刑務所在監者に關する研究を行つたジャックソン(J. D. Jackson)は、兇器携帯の重し強盜犯人中にはイタリア人を兩親とするアメリカ生の者やポーランド人が頗る多いことを指摘してゐる。また彼は同刑務所の一九二五年六月以降二箇年内における入監者一二〇七名につき調査した結果、イタリアからの移住民が謀殺や傷害において頗る高率であり、侵入盜において甚だ低率たることを指摘してゐる。⁽³⁾かくの如く粗暴犯、人身犯についてのイタリア人の好發傾向は極めて顯著たるものがあるが、その傾向が人種的な素質上の特性に其くかといふことについては、多くの研究者は必ずしもこれを積極に解してゐない。

ジャックソンが前掲一二〇七名について行つた研究結果によると、父母がイタリア人或はポーランド人であつても、その子がアメリカ生である場合には、侵入盜、強盜の如き盜罪を犯す傾向がずつと強くなり、犯罪のアメリカ化が見られるといふ。⁽⁴⁾

ルーツ(W. T. Root)は一九二七年中ペンシルヴァニア西刑務所收容の一四四名のイタリア人につき、この點

に關してもつと詳しく報じてゐる。すなはち、その要旨によれば、

- (1) 同じくイタリア人であつても、南イタリア出身者は北イタリア出身者よりも犯罪率が高い。その理由は前者が封建時代からの傳統的風習を保持してゐるといふことと、經濟的に不良な立場にあるといふこととにある。
- (2) イタリア人は、アメリカ・ニグロを除き、他のいかなる人種よりも暴力犯を犯す傾向が強い。
- (3) イタリア人犯罪の主要原因は、彼等が情緒激發し易く、武器を祕密に携行し、飲酒賭博を好み、失業者多く、徒黨を組む等の事實にこれを求むべきである。

(4) イタリア人に暴力犯多きは、その人種的特性に基くものではない。イタリア系の間でも、アメリカで生れた者はイタリア本國で生れた者よりも、本犯を犯すこと遙に少く、アメリカ土著の白人ほど相等的いからである。

(5) 累犯率に至つてはイタリアから移住して來た者すなはちイタリア生の者は逆にアメリカ生のイタリア系第二世やアメリカ土著の白人よりも低率である。

(6) イタリア人は土著の白人よりもあらゆる犯罪において人口の割に高率であるが、侵入盜、詐欺、横領等においては土著の白人より低率である。

(7) イタリア人の囚人は一般に智能が低い。精神薄弱との境界線上にある者が多い。

この調査の對象となつた員數はあまり多くないから、この結論を細部に亘つて一般に適用することは危険である。殊に囚人の智能の低いことなどはイタリア人に限つたことではないから、そのなかでもイタリア人が目立つて低いのかどうか問題である。しかしながら、この報告がイタリア人犯罪の特徴の一端を語るものとしての意味はこれを酌まねばならぬ。

イタリア人の暴力犯的犯罪傾向は、アメリカにおける第二世において著しく減少するといふ事實が、こゝに指摘さ

れてゐるが、これはアメリカへの移住民第二世に限つた現象ではない。ボディーオ (Bouio) の研究によれば、イタリア本國においても一般に、年と共に暴力犯が減少しつゝある事實が見られるといふことである。

ボスコ (Bosco) は一八八九年アメリカ合衆國における故殺罪につき、各人口一〇萬に對し、本來のアメリカ人は九・五名の割合で犯人を出してゐるが、デンマルク人、スエーデン人およびノルウェー人は五・八名、イングラント人一〇・四名、アイルランド人一七・五名、ドイツ人九・七名、フランス人二七・四名、イタリア人五八・一名となり、フランス人、イタリア人およびアイルランド人が特に高率なることを實證してゐる。尤も、これら諸國民はそれぞれ母國民に比すれば、一般に犯罪率が高いのであつて、フランス人とイタリア人とを除けば、いづれも母國民の二倍に相當する高率である。それはそれとして、ともかくもこれら在米諸國民間にかやうな犯罪率の相違があるといふことは事實である。

上來述べ來つたところによりあきらかな如く、イタリア人の犯罪性はその量においても顯著な特色を持つてゐるので、多くの學者の注目するところとなつてゐるが、その他の諸國民、諸民族については、極めて斷片的な記載の徴すべきものあるに過ぎない。その記述を一二採録すれば次の如くである。

ウルフィンによれば、ローマン民族 (イタリア、フランス、エス、パニ等) の犯罪は激越性にありとし、階級對立の意識も亦甚だ尖鋭な特徴とするに對し、ドイツのそれは冷徹にして客觀的である。またアメリカの犯罪人が打算的であるのもその國民性の一般的類型の反映であるし、イギリスに恐喝が古くから流行してゐるのは、イギリス人らしい偽善によつて外面を糊塗しようとする者が被害者となるのであらうと。ロシアでは法規に對する無感覺が犯罪において大きな役割を演じてゐる。何人もロシアにおけるほど、その囚人のうちに善良な、素朴な、さうして甘んじて犠牲となるやうな人間を見出すことは出來ない。ロシアには配遇者謀殺が甚だ多いが、その多くは夫その他の親族

に虐待され、暴行を加へられた妻が、犯行に及ぶのであつて、他のヨーロッパ諸國に往々見かけるやうな快樂殺人 (Lismord) の如き性的素質の自然的發露を原因とする配偶者殺害は珍しいのである。⁽⁸⁾ ウルフェンはかゝる觀察を敘した後、ロシアの藝術に論及し、「ドストイェフスキーやゴールキは西ヨーロッパの人間には理解出来ないやうなロシアの犯罪の動機を詳しく記してゐる。ロシア人にとっては犯罪に陥ることがある程度まで運命的であるから、犯罪的なものがその民族生活において特別の役目を持ち、それが文藝や繪畫に入り込んでゐる。殊に繪畫は犯罪を主題として非常な効果を收めてゐる。モスカウのトレチャコフ (Trejakow) 畫廊には、たとへばレイピン (J. I. Rjepin) の『囚人歸家』やロシヤ人 (A. Jarschanko) の『到るところ生活あり』の如き他國で見られない傑作がある」と結んでゐる。⁽⁹⁾

註 (1) Rosenz, Op. cit. S. 92.

(2) Wulfen, E., Kriminalpsychologie, 1928, S. 161.

(3) Stofflet, Op. cit., p. 15.

(4) 同 十

(5) Root, W. T., A Psychological and Educational Survey of 1916 Prisoners in the Western Penitentiary of Pennsylvania, 1927, pp. 218.

(6) Proal, Louis, Le Crime et la Peine, 4e ed., 1911, p. 156.

(7) Lombroso, Op. cit., p. 84.

(8) Wulfen, Op. cit., S. 161 f.

(9) Wulfen, Op. cit., S. 162.

六、結 語

諸民國の犯罪性について、乏しい資料のなかを、ともかくも、漁つて來た。資料が乏しいので必ずしも歴史的に述

べることも出來ず、また現在に近接せる事情のみを述べるわけにもゆかなかつた。いきほい古い記述をそのまま、使はざるを得なかつたが、それをしも敘述の便宜上、現在形の動詞を以て敘した。しかしいづれも、年代を明記しておいたから、その當時の事實を述べたものと解していただきたい。年次的には古くとも、それはその資料にまつはる特殊事情を闡明する上に差異があるだけであつて、決してその古きがゆゑにその民族の現在における犯罪性に無關係であるのではない。

民族性といふことを遺傳と環境との複合的所産として見るかぎり、それは現實あるがまゝの民族性として、犯罪性のうちに顯現してゐる。各民族の民族性はその生活態度のうちに如實に出てゐるが、その生活態度に照應するやうな事實が、そのまゝまた犯罪現象のうちにも特質として現れてゐる。犯罪も亦疑もなく一つの民族的所産である。犯罪性とは民族性の一つの位相である。

大局的に見て、一般に世界における一つの優秀民族と見られる北ヨーロッパの諸民族は、犯罪の方面においてもその率低く、その民族の優秀性を證明してゐる。イングランド人の如きも世界最高の文化の一部を擔ふ民族として、ドイツ人と相伯仲する程度の優良な犯罪率を示してゐる。これに反して地中海種族に屬する諸民族は概ね犯罪率高く、殊に激情性犯罪に關與すること大なるを證明してゐる。東ヨーロッパの諸國に位置する民族も、これに準じて犯罪性強き民族である。

世界注視の的となつてゐるユダヤ人はその智的優秀性を犯罪の面にも反映し、一般に犯罪率が低いが、他面その貪婪利欲的な性情が、財産犯殊に詐欺的虚妄を手段とする犯行に走ることに於いて如實に表現されてゐる。その犯罪率は經濟状態如何によつて大いに變化するが、その罪質における特色は、少くとも或る程度まで、時と所とを超えて存するものの如くである。

ジブシーはその生活の甚しく原始的にして、通常の社會に存するが如き道義觀念に順應してゐないから、その犯罪の如きも丁度無智な未開人の或る者におけるが如き状態にある。犯罪率極めて高く、しかもその手段には甚だ特色がある。

アメリカ合衆國に於いて非常な關心を呼んでゐるアメリカ・ニグロの犯罪は、やはり粗暴犯が多いといふ點で、智能の劣等な民族に通常認められる特色をそのまま表現してゐるが、ニグロの犯罪率は南部諸州と北部諸州とにより著しく相違してゐるし、彼等の犯罪率を高めるやうな外圍的事情も種々あることを顧慮しなければならぬ。

最後に、日本人の犯罪性については資料殊に不十分ではあるが、一として優秀性を否定すべきものはない。その道徳的健全性、遵法的資質には世界に向つて誇るに足るものがある。田中寛一教授は日本人の心理的優越性とこれに關聯せる若干の身體的卓越性とを幾多の業績を以て證明せられたのであるが、こゝに犯罪性に關してもその立證の曙光を見る。たゞ日本人中、朝鮮民族については今後大いに戒慎を要するものあるを見ざるを得ない。

最後にもう一度あきらかにしておきたいのは、曩にも一言斷つたやうに、諸國民の犯罪を論ずるに當つて、その資料が、それら諸國民の外地における實情からとられたといふことである。これは以上の考察にとつて一つの長所たるを疑はないが、同時にそれはまた重大な危険を藏するものであることを忘れることが出来ない。それはその外國に在るところの者が本國の國民を正當に反映してゐるかどうかといふことである。今後各地における豊富なる資料による補正と裏付とに期待せねばならぬ。

ナチス・ドイツの戦時刑法(四)

市川 秀雄

(一) 國民の害賊性に對する銃後治安維持のための戦時刑法(其の一)(承前)

五

一 次に、『國民の害賊に對する命令』の第三條の註解を試みることにする。

この第三條は、*S*はゆる公共に危険なる犯罪 *sogannt. Gemeingefährliches Verbrechen* の重罪 *Verbrechen*——輕罪 *Vergehen* *U*はな S ことに注意せねばならぬ——に該當する行爲、例へば放火等を爲し、それに因つてドイツ國民の物質的抵抗力に損害を興へることに關する犯罪のやうなのについての規定である。さうして、かやうに公共に危険なる犯罪を行ふことに因つて國民の物質的抵抗力を害することを、ナチスの學者は特に『公共に危険なるサポター』 *Gemeingefährliche Sabotage* と S つてゐるのである。それで、第三條は、戦時刑法の立場からして、上の

『公共に危険なるサポター』に關する犯罪についての峻嚴なる刑罰を規定したものであるわけである。なほ、この『公共に危険なるサポター』と S の對して、後に述べるであらう一九三九年九月四日の『戦時經濟令』 *Kriegswirtschaftsverordnung vom 5. September 1939 (RGBl. 1 S. 1609)* の第一條に規定されてゐるやうに、

原料品又は生活上の重要な生産品について之を滅失し、正常なる取引外に置き又は退蔵し、それに因つて一般住民の生活上の需要の充足を故意に危険に陥れること（その第一項）及び貨幣を理由なく退蔵すること（その第二項）のやうなのや一九三六年十二月一日の『經濟サボタージに對する法律』(Gesetz gegen Wirtschaftssabotage vom 1. Dezember 1935) の法律は固より戰時刑法ではないけれども、ナチス・ドイツにおける非常時法の一つとして、經濟刑法上、格別に重要視せらるべきものであるが、これについての詳しくは、後に『戰時經濟令』の註解を試みる際に併せて考察することにしよう）に規定されてゐるやうなのやを、學者は又『經濟上のサボタージ』(Wirtschaftssabotage) と呼んでゐるのであることを序ながら附言しておかう。

二 さて、『國民の害賊に對する命令』の第三條に規定せられたる犯罪の行爲者は、公共に危険なる重罪——既に述べたやうに、輕罪にあらず——を犯したる者である。例へば放火を爲し、それに因つて國民の物質的抵抗力に侵害を加へたる者のやうな類である。かやうな者は、この第三條に依つていはゆる『國民の害賊』たる者と烙印づけられるのである。

三 『國民の害賊に對する命令』の第三條に規定された罪については、これと關聯してドイツ刑法第二十七章の『公共に危険なる重罪及び輕罪』(Gemeingefährliches Verbrechen und Vergehen) すなはち第三百六條乃至三百三十條の中において規定されてゐる重罪——輕罪は『國民の害賊に對する命令』の第三條において問題とされないので、従つて除外されるのである——及び『爆發物法』(Sprengstoffgesetz) の中に規定されてゐる重罪——同様に輕罪は問題とされず、従つて除外される——すなはち同法第五條以下に規定されてゐる規定中の特に第五條乃至第十條に關する重罪が、特に第三條にいはゆる『公共に危険なる重罪』として問題となつて來るのである。

因みに、上の『爆發物法』は、正確には『爆發物の犯罪及び公共に危険なる使用に對する法律』(Gesetz gegen

den verbrecherischen und gemeingefährlichen Gebrauch von Sprengstoffen) とその標題を有する法律は、一八八四年六月九日に公布せられたものである。それで、『國民の害賊に對する命令』の第三條と關聯して問題となつて來るその第五條以下の規定を示すと次のやうである。

第五條 爆發物の使用に因り故意に他人の財産、健康又は生命に對し危険を招來したる者は懲役に處す。

右の行爲に因り重き身體傷害を惹起したるときは五年以上の懲役とし、他人を死に致したるときは十年以上の懲役又は無期懲役とす。

右の行爲に因り他人を死に致したる者が、該結果を豫見し得たるものなるときは、死刑を宣告すべし。

第六條 數人が第五條に依つて罰せらるべき一個若は數個の行爲の實行を謀議し又は引つづきその實行を爲したるときは、その一人一人が規定せられたる行爲を爲したるに非ざる場合と雖も、實行の著手を包含する行爲に依り、右の犯罪實行の決意が證明せらるることを要せずして五年以上の懲役に處す。

第七條 爆發物の使用に因り他人の財産、健康若は生命に對する危険を自ら招來し又は他人をして右の犯行を爲さしむる目的を以て爆發物を製造、購入、注文又は占有したる者は十年以下の懲役に處す。

第五條に規定せられたる犯罪行爲に供せらるることを知りつつ爆發物を他人に讓渡したる者に付亦同じ。

第八條 許されたる目的の爲に爲さるるに非ざる事情の下に爆發物を製造し、購入し、注文し、意識的に占有し又は他人に讓渡したる者は五年以下の懲役又は一年以上の禁錮に處す。(下略)。

第十條 多衆の前に公然又は文書其の他の圖畫を頒布することに依り又は公然揭示し若は公然陳列することに依り又は文書其の他の圖畫に依り第五條及び第六條に列舉せられたる行爲の一を行ひ若は之に關與したる者は懲役に處す。

前項の方法に依り第一項に列擧せられたる行爲を推奨し又は稱揚すべきものとするの態度を示し、因りて特に該行爲を爲すことを煽動し又は誘惑したる者に付亦同じ。

以上が「國民の害賊に對する命令」の第三條と關聯して「公共に危険なる重罪」として問題になるべき爆發物法中の規定である。さうして、このドイツの一八八四年六月九日附の「爆發物法」は、一九三三年四月四日の「政治的暴行爲の防衛の爲の法律」Gesetz zur Abwehr politischer Gewalttaten vom 4. April 1933 (RGBl. I S. 162) に依つてその刑が強化されることになつた。すなはち、「政治的暴行爲の防衛の爲の法律」の第一條には「次の各號に該當するものにして従來本法より輕き刑を規定せられたる場合には死刑又は無期懲役又は十五年以下の懲役に處することを得。(一)一八八四年六月九日の爆發物の犯罪及び公共に危険なる使用に對する法律第五條第一項第二項の犯罪を爲したる者。(以下略)」と規定された。さうして、更に第二條に曰く、「第一條に列擧せる犯罪並に爆發物の犯罪及び公共に危険なる使用に對する法律第五條第三項、第六條乃至第八條の犯罪に對しては、ライヒ裁判所又は控訴院が權限を有せざる限り一九三三年三月二十一日のライヒ政府の命令に依りて構成せられたる特別裁判所の管轄とす」と。但し、この第二條は一九四〇年二月二十一日附の「刑事裁判所の管轄、特別裁判所及び其の他の刑事手續上の規定に關する命令」Verordnung über die Zuständigkeit der Strafgerichte, die Sondergerichte und sonstige strafverfahrensrechtliche Vorschriften vom 21. Februar 1940 (RGBl. I S. 405) の第十四條第一項に依りて廢止されるに至つたことを特に茲に注意しておきたる。

次に、更にまた、オーストリア刑法第六十六條乃至第六十九條に依る放火を除き、「國民の害賊に對する命令」第三條にいはゆる「公共に危険なる重罪」としては、同刑法第八十五條b及びc、第八十七條、第八十九條、第七十七條、第七十五條bが問題になつて來る。その外に、なほオーストリアの「國家保護法」Staatschutzgesetz の第

七條及びオーストリアの「爆發物法」第四條乃至第六條及び第八條が問題になつて來るのである。それは、オーストリアに在つては、一九三八年三月十三日の「ドイツ國とのオーストリアの合邦に關する法律」Gesetz über die Wiedervereinigung Österreichs mit dem Deutschen Reich vom 13. März 1938 (RGBl. I S. 237) の第二條には「目下オーストリアに適用されつつある法規は當分なほその効力を存続す」ることを規定してゐるので、オーストリアの刑法は爾後もエステルライヒ地方に適用されてゐるのは勿論その他の法規も適用されてゐるのであるから、上に擧げたオーストリアの諸法規が「國民の害賊に對する命令」第三條と關聯して問題になつて來るのである。

それで、オーストリア刑法第八十五條b及びc、第八十七條、第八十九條、第七十七條、第七十五條bの規定とは次のやうである。

第八十五條 (第五の場合) 次に該當する場合にして他人の財産に對し惡意を以て其の他の損害を與へたるときは、公然の暴力行爲に因る犯罪とす。

(b) 之に因りて他人の生命、健康、身體の安全に對し又は一層廣い範圍に互り他人の財産に對し危険を生ぜしめ得るとき。

(c) 蒸氣に依り若は之に依らずして運轉せらるる鐵道又は鐵道に附屬する建設物、運搬器具、機械、設備又は運轉に必要な物件、又は蒸氣船、蒸氣機關、汽罐、給水工場、橋梁、鑛山の採鑛設備、其の他の物に對し特に危険なる關係の下に損害を加へたるとき。

第八十七條 (第六の場合) 何等かの原因に基づき他人に對する惡意ある行爲に因り又は鐵道其の他第八十五條cに列擧せられたる機械若は企業の使用に際り自己に課せられたる義務を故意に無視することに因りて第八十五條bで規定せられたる危険を招來したる者は公然の暴力行爲の罪を犯したるものとす。

第八十九條（第七の場合） 國家の監理する電信機の構成部分の一部に對する惡意に依る毀害及び其の事業の故意の妨害又は右の國家設備の故意の濫用は其の損害の額に拘はず公然の暴力行爲の罪とし六月以上一年以下の重懲役とす。其の損害特に重大なるか又は其の惡意甚だ大なるときは一年以上五年以下の重懲役とす。

第七十條 他人の財産を危険に曝らすことなくして自己の財産を焼却する目的を以て之に放火したる者が、之に因りて第三者の權利を滅殺すべく又は他人に嫌疑をかけしむべく意圖したる限り、放火罪は構成せざるも詐偽罪を構成するものとす。

第七十五條 其の盜品の性質上次の場合に於ける竊盜は重罪とす。

（一）其の價額の如何に關せず、竊盜が

（b）第八十五條、及び第八十九條に列舉せられたる物に對し爲されたるとき。

さて、右の第八十五條、第八十七條、第八十九條に、それぞれ「第五の場合」「第六の場合」「第七の場合」とあるのは、第七十六條に「公然の暴力行爲に因る重罪は次の諸場合に行はるるものとす。第一の場合、云云」と規定されてあり、第七十八條がその第二の場合として、第八十一條が第三の場合として、さうして、第八十三條が第四の場合として規定されてゐるのを承けて規定したものである。

又、オーストリアの「爆發物法」とは一八八五年五月二十七日に法律として公布されたもので、ドイツの「爆發物法」が公布された翌年に公布されてゐる。大體ドイツの「爆發物法」に倣つたもので、その條文も殆ど同じやうに規定されてゐるが、序ながら、その第四條乃至第六條及び第八條を示せば次のやうである。

第四條 爆發物として爆發物を使用し、故意に他人の財産、健康又は生命に危険を招來したる者は重罪の罪とし五年乃至十年の重懲役とす。但し、身體傷害又は廣く重大なる財産の毀損を生じたる場合には十年乃至二十年の重懲役に

處す。

右の行爲に因り他人を死に致したるときは無期重懲役を宣告することを要す。行爲者が右の結果を豫見し得たるものなるときは死刑に處するものとす。

第五條 數人が第四條に依りて罰せらるべき行爲の實行を謀議し又はそれに引續き右の行爲を爲したるときは、その一人一人が規定せられたる行爲を爲したるに非ざるときと雖も且つ第四條に規定せられたる重罪の實行の爲に爲したる行爲が著手せられざりしときと雖も重罪の罪とし五年乃至十年の重懲役に處す。

第八條 公然又は多衆の前にて又は印刷物又は流布せられたる圖畫又は諸種の文書に依り第四條及び第五條に規定せられたる罰せらるべき行爲を爲し、又は右の行爲に協力すべきことを要求したる者又は右の行爲を稱揚し若は是認せむとしたる者、又は右の行爲の實行を主として擔當したる者は重罪の罪とし五年乃至十年の重懲役に處す。

四 次に、「國民の害賊に對する命令」第三條の犯罪が既遂となるがためには、放火その他の公共に危険ある重罪の基本的犯罪と關聯して、ドイツ國民の抵抗力を侵害するといふ事實が惹き起されることが必要である。さうして、茲に「ドイツ國民の抵抗力」 *Widerstandskraft des deutschen Volks* とははれてゐるものはゆる「抵抗力」とは、「物質的抵抗力」 *materielle Widerstandskraft* を意味するものである。これについては、既にわたくしが「ラジオの臨時措置に關する命令」の第二條に就いて註解を試みた際に、右の第二條にいはれてゐる「抵抗力」とは「精神的抵抗力」 *seelische Widerstandskraft* を意味するものであるとともに、「國民の害賊に對する命令」第三條にいはれてゐる「抵抗力」は「物質的抵抗力」を意味してゐるものであることを詳説しておいたので茲に再説しないことしよう。

序ながら附言するならば、一九三九年八月十七日の「戰時及び軍の特別配置の際に於ける特別刑法に關する命令」

Verordnung über das Sonderstrafrecht im Kriege und bei besonderem Einsatz vom 17. August 1939 (RGBl. I S. 1457) — この命令は『戦時特別刑法令』『Kriegs-sonderstrafrechtsverordnung』と略稱せられて

ある——の第五條第一にいはれてゐる『國防力』も、亦、精神的抵抗力を意味してゐるのである。

五『國民の害賊に對する命令』第三條の内部的構成要件としてナチスの有力な刑法學者の諸家（例へばコールラウシ、教授やドレックスラーやクゾーリッヒの兩家）は、放火その他の公共に危険なる重罪が故意に爲されたことを必要とするのみならず、ドイツ國民の抵抗力に對する侵害も亦故意に爲されたものなることを要するとしてゐる。さうして、その故意は未必的故意をもつて十分であるとされてゐるのである。

それ故に、かやうに解するときには、この第三條の犯罪は、基本的犯罪との想像的競合において成立する一種特別なる犯罪、すなはち、獨立犯 *ein delictum sui generis* であるわけである。蓋し、この第三條の犯罪に因つて、一般的規定に依つて保護せられてゐる法益とドイツ國民の物質的抵抗力との二つの法益が侵害せられるからであるのである。

六

一 更に進んで第四條に就いて註解を試みることにしよう。

『國民の害賊に對する命令』の第四條は、戦時における銃後の國民が種種の犯罪に對し無防禦の状態に置かれてゐるので、銃後の國民のその無防禦状態の保護を間然するところならしめむがために規定を見たものである。さうして、本條に依つて『戦時状態を利用する』 *Ausnutzung des Kriegszustandes* 犯罪に對して刑罰を加重し、之に依つてその犯行を阻止することを目的として本條が設けられたのである。本條制定の精神は、實に、茲に存するといふ

ことが出来る。それ故に、この第四條は、戦争に因つて生じた非常状態を利用して故意に犯罪を爲したる者に對して『健全なる國民感想』 *Gesundes Volksempfinden* が特に『國民の害賊』として非難に値するとの評價を爲したる場合には、通常の刑の範圍を超えて峻嚴なる刑罰を科すべきことを規定してゐるのである。

さて、この第四條には『綜合構成要件』 *Aufgangstbestand* を規定してゐる。すなはち、第四條においては、一般犯罪（基本犯罪）の構成要件の外に、戦争に因つて生じた非常状態を右の犯罪の實行に利用するといふことが、又一つの構成要件として附け加へられてゐる。さうして、これらの構成要件が集成されて一つの戦時刑法の規定、すなはち、この第四條の規定が形成されてゐるのである。かやうに、二つ以上の構成要件が集成されて一つの刑罰法規の規定を形成してゐるとき、その集成された構成要件を綜合構成要件といふのである。それで、第四條の綜合構成要件には、戦争状態の異常なる關係を利用して爲された總ての犯罪、例へば戦争に因つて引起された兵員の不足のために監視を缺いてゐるところの野營からの竊盜や戦時状態に因る品不足を利用してその價格を暴騰せしめ、因つて暴利を貪ること、等、等の犯罪がこれに該當するのである。なほ、これについてナチス・ドイツ政府機關紙の報じてゐるところに依ると、次のやうな事件がこの種の犯罪の例として擧げられてゐる。例へば、夫とか父とか兄とかいふやうな肉身の保護者が出征したのに乗じて、その不在を利用して、その出征家族に對して詐欺をはたらくことや、戦時の經營上、萬一のためのために貯藏されてゐる品に關する種種の規定に對して脱法行爲を爲すことや、更に又、戦時の品不足に因る價格の暴騰に拍車をかけようとして、現在の商品（在庫品）を故意に滅却して他の商品からより多額の利得を得ようとする、すなはち、いはゆる *"Dardanariat"* や戦時の經濟上非常に價值ある貨財を管理してゐるのを奇貨としてそれを横領すること等で、就中商品を不正手段に利用して巨利を博すること、すなはち *Warenauschiebung* 及びあらゆる種類のひろい意味の暴利行爲 *Sozialwucher* が好例とされてゐるのである。

序ながら、上に述べた Dardanariat と云ふ語に就いて註解を明かにしておかう。Dardanariat と云ふのは、一般生活必需品の價格を人工的につり上げるために利己的に買占めをすることを意味する法律語である。これは特に穀物に對して暴利を得ることに關していはれるところである。それで、この Dardanariat と云ふ名稱は、フニキヤの魔術師 Dardanus に由來してゐるといはれてゐる。この魔術師は不思議なる技術に依つて穀物を自分の穀倉に集め、さうして、その穀物が最高の價格に騰貴したときに、はじめて之を賣つて巨利を博してゐたのである。これが、實に、後世特に穀物で暴利を得る者のことを Dardanarius と呼ぶに至つた由來であるのである。

二 次に、まづ、第四條の規定の本質、すなはち、法律上の性質について明かにしよう。第四條の本質についても、亦、既に第二條の本質について見たと同様な多くの異なつた見解の對立を見るのである。それ故に、第四條の本質に關して、わたくしは第二條の本質について上に述べたところを参照せられむことを希望しておかねばならぬ。

さて、第二條の本質をもつて構成要件に因る刑の加重を規定したものであるとするの見解を執るときには、この第四條の本質を明かにするについて、いよいよ特別犯罪説を否定せざるを得ないことになるのである。蓋し、第四條における特別犯罪説に對する事實上の反對の理由としては、第四條におけるその標題、すなはち、『戰時状態を利用することに因る刑の加重』といふのと同時に、そこに規定されてゐる『通常の刑の範圍を超え』 unter Überschreitung des regelmässigen Strafrahmens と云ふ表現の用語が擧げられるのである。

しかし、學者に依つては、他面において、第四條にあつては單なる刑の量定の原因を規定したものであるとすることも恐らくは正當ではないであらう、としてゐるのである。蓋し、それは、この第四條も亦構成要件に關しての追加が爲されてゐるのであり、しかも、それは第四條の基本的犯罪の實體的違法内容を變更してゐるのであることが看過されてはならぬのに因るのである。かくして、他の學者は、『通常の刑の範圍を超えて』といふ表現法にもかかはら

ず、この第四條は一種の『刑罰加重規定』 eine Strafschärfungsvorschrift に關するものでなく、むしろ、一種固有なる獨立の構成要件に關するものである、としてゐるのである。それは、行爲が特別なる事情——その行爲は、實にその特別なる事情の下において爲されたのである——に因つて、基本犯罪の外に、他の違法内容を充足してゐるからである。かかる第四條に關する法律上の本質把握の見解こそ、夙にフライスラーが創唱したところのものであつた。このフライスラーの所見に對しては、ナチスの刑法家の多くのものが之を支持してゐる。例へばヒニューベルやドレックスラー及びクゾーリヒヤの諸家がこれである。すなはち、ドレックスラー及びクゾーリヒの兩家はフライスラーに左袒して曰く、『第四條は、その標題にもかかはらず、一種の固有なる犯罪、換言すれば、一つの綜合構成要件に關してゐるのである。さうして、戰時状態に因つて引起された關係の利用といふのが構成要件の特質をなしてゐるのである。従つて、この構成要件の特質においては、總ての人は、平時の諸關係に對應して戰時状態に因つてもたらされた變革が招來した諸關係を十分に理解せねばならぬのであつて、健全なる國民感想が行爲に對する特別なる非難のため、その行爲に對してきびしい刑罰を要求してゐるといふことが、この構成要件の特質の裡に加はつて來なければならぬのである』と。

しかし、又、或ナチスの學者は、第四條について、『第四條は、それに先行してゐる諸規定（『國民の害賊に對する命令』の第一條乃至第三條を指す）に依つて捕捉されてゐない「國民の害賊」たるの諸行爲に對する一般的構成要件 Generaltatbestand を規定したものである。それ故に、第四條の適用範圍は殆ど際限のないものである』と云つてゐるのである。

かやうにして、この第四條の法律上の性質の把握に對する見解は種種に對立してゐるのであるが、しからば、一體ドイツの裁判所の見解はいかがであらうか。この點について、裁判所の判決も、亦、第四條の法律上の性質の名稱に

おいて動搖を示してゐるのである。しかし、判決は、事實上、第四條においても、第二條におけるそのやうに、第四條をもつて、大體において、構成要件に因つて條件づけられてゐる刑罰の加重を規定したものとすの立場にあるといふことを得るのである。しかし、『第二條は加重されたる構成要件を有つた一種の新らしい刑法上の法規であり、さうして、獨立的統一的なる刑法上の規定である。それに反して、第四條にあつては、立法者は明白に既に存立してゐる科刑を加重することに制限をした』として、第二條と第四條との規定についての本質を峻別してゐる判決があることは注目されねばならぬ。しかし、この判決を除いて、その他の判決においては、上に述べたやうに、第二條と第四條とは系統的並に構成的には同一に取扱はれてゐるのである。さうして、第二條と第四條とをこの點について之を區別して取扱ふことは何等理由のあるものではない、と有力なドイツの學者もいつてゐる。しかし、又、一九四〇年二月十六日のライヒ裁判所の判決が、第四條をもつて、『その標題と文言にもかかはらず、刑法第二十條のやうに、單なる刑罰加重規定ではなくして、むしろ特別な刑の構成要件を規定したものである』と判示してゐるのは異色なものとして注意に値ひしよう。但し、この判決においては、『第二十條のやうに』といつて、ドイツ刑法第二十條を引合ひに出してゐるのであるが、しかし、ここに引合ひに出さうとするならば、コールラウシュ教授がいはれてゐるやうに、第二十條aの規定よりは、むしろドイツ刑法第二百四十三條を引合ひに出す方がより適切であるとせねばならぬのである。しかし、この判決においては、上に述べられた立言にもかかはらず、その判決の主文には、『被告は國民の害賊に對する命令第四條と結合して何何の犯罪行為の罪とす』といふ形式を採つてゐることを附言しておかう。因みに、この判決に現はれた事案は詐欺に關するものであつた。

三 なほ、『國民の害賊に對する命令』の第四條には、『其の他の犯罪行為』といふ立言がされてゐることを注意しなければならぬ。それで、これについて少しばかりの註解を加へておかう。

この第四條に『其の他の犯罪行為』とは、本命令の第二條及び第三條に該當しないで、しかも、何等かそれ自身罰せらるべき行為をいふのである。換言すれば、第四條は、この『其の他の犯罪行為』に對して一種の綜合構成要件を形成してゐるのである。更に、詳言すれば、第四條は、その『戰時狀態の利用に對する刑罰の加重』といふ標題にもかかはらず、それは一つの固有な犯罪 *ein eigenes Verbrechen* すなはち一つの綜合構成要件に關してゐる規定であるのである。それ故に、行為者が『國民の害賊』と認められない場合又は身體、生命若は財産に對する重罪又は輕罪が空襲防衛のために執られたる措置を利用したのではないが、すなはち、それ故に第二條とは別に、しかし、戰時狀態に因つて惹起せられた非常關係を利用して行はれた場合には、身體、生命若は財産に對する重罪又は輕罪でも第四條の犯罪となるのである。

又、更に第四條については、『公共に危険なる重罪』がドイツ國民の抵抗力を害したるにあらざる場合か、しからずむば、公共に對して危険を發生せしめんとするの故意を缺いてゐる場合、すなはち、第三條の場合を別にして『公共に危険なる犯罪』も問題になつて來るのである。判例としては、戰時經濟の規定に違反した行為、例へば後に註解を試みるであらう一九四〇年四月六日の『消費規正刑罰令』の第一條に規定されてゐるところの不正なる手段に依つて得た購買券に基づいて生活資料の購買や注文やするやうな行為は、軍刑法に抵觸する行為の構成要件の特質に該當しないので、固より軍刑法に依つて處罰せらるべき行為ではないが、しかし、特別に戰時狀態に基礎を置いてゐる諸事情が存在してゐる場合には、第四條の構成要件を充足することもあり得る、といふ趣旨を判示したのがある。又最高法院の判決には、戰時中に行はれた擬似牛乳製造は格別に非難されるべきことのやうにも考へられるが、しかし、これをもつて直ちに戰時の困窮狀態を利用して爲されたものであるとすることは出來ない、と判示したのもある。

四 本條と基本犯罪の未遂との關係について考察を施しておきたい。

基本犯罪の未遂は、本條においても、亦、第二條と同じやうに、本條の構成要件を充足する、すなはち、本條の適用を受けるとするのが通説である。なほ、この場合には、基本犯罪の未遂自體がもともと既に罰せらるべきものであるか否かは問題とならないのである。蓋し、それは、第四條の刑罰加重に因つて右の基本犯罪は重罪となるからである。さうして、この第四條をもつて特別犯罪と解してゐる學派の人人からは、固より當然のこととして上のところは承認されねばならぬのである。ライヒ裁判所は、當該の犯罪行為の未遂がそれ自體元來罰せらるべきものであるかどうかといふ問題を今迄決定せずに来たのであつた。それは判決に上つた今迄の事案においては、それを決定するの必要がなかつたからなのである。

なほ、第四條の未遂の場合には、ドイツ刑法第四十四條に依る刑の減輕が出来ないことは、ライヒ裁判所の判示した一九四〇年二月二十六日の判決が傍論したところである。但し、この判決に對しては、この判決が、第四條は、刑法第二十條のやうに、單に刑罰加重の規定を包含してゐるのみならず、一の特別構成要件を包含してゐるとするのではあるが、未遂を罰することに關しては、「その法律上の建前が刑法第二十條の場合と同様である」と判示したのは、その理由を解するに苦しむ、とコールラウシュ教授が批評してゐられるのは正當であるといはねばならぬ。

五 第四條には、「戦争状態に因つて惹起せられたる非常關係を利用して」 unter Ausnutzung der durch den Kriegszustand verursachten aussergewöhnlichen Verhältnisse と立言されてゐる。以下にこの「戦争状態に因る非常關係の利用」といふことについて、ドイツ學者の諸家の見解を參酌しつつ少し註解を明かにすることにしよう。なほ、この「戦争状態に因る非常關係の利用」といふのを通常は「戦時状態の利用」といつてゐるのであるが、これについては、わたくしが既に「國民の害賊に對する命令」の第二條において詳述した「空襲防衛措置の利用」の項を参照されむことを希望しておかねばならぬ。

さて、第四條は、その「戦時状態の利用に因る刑の加重」といふ標題にもかかはらず、一つの固有の犯罪すなはち一の綜合構成要件に關して規定してゐるのであることは既に上に述べたところであるが、「戦時状態に因つて惹起された非常關係を利用して」といふことが、その構成要件の特徴を爲してゐるのである。さうして、この構成要件の特徴においては、上に既に述べたやうに、人人は、戦時状態に因つて平時の諸關係に對して著しい變革が行はれたといふことを十分に理解しておかねばならぬのである。

それで、戦時状態に原因して惹起せられた異常なる關係の利用といふことは、「故意」に爲されたのでなければならぬ、とするのが通説である。なほ、その故意は未必的故意で十分である、といふのが、定説であるとしてよいであらう。さうして、最高裁判所の判決にも、未必的故意を以つて足る、と判示したのがある。

又、第四條は、第二條に規定されてゐるところと想像的競合になる、といふ學者もあるが、しかし、第二條は、上にも述べたやうに、第四條に對して特別規定たるの關係に在るのであるから、第二條と第四條との競想的競合の問題は生じないと解すべきであらう。

次に、輕微なる行為は第四條の適用はないと、するのが有力なる學説となつてゐる。しかし、右の輕微なる事件と雖も、それ自體違警罪に該當することはいふまでもない。更に、各種の私的公訴罪——それは夫が出征してゐる場合には殆どが姦通罪である——も亦第四條の適用をうけない。但し、右の姦通罪の場合には官憲から起訴が爲され得ることになつてゐる。さうして、輕罪及び違警罪も、上に述べた綜合構成要件が存在するときには、第四條に依つて重罪となるのである。

それで、「戦時状態の利用」といふのに關し判例としては次のやうなのがある。判例には單純なる身體傷害に關するものでも「戦時状態の利用」としたのがあるし、又、最高裁判所の判決には、戦時中國防軍の各員の家族に對しての

み規定されてゐる家族保護をこまかして受けてゐたのを戦時状態の異常關係の故意ある利用と判示したのがある。

六 第四條においては、「戦時状態の利用」といふことが、その構成要件の特徴を爲してゐることは既に上に述べたところであるが、第四條は、この構成要件の特徴の上に、更に「健全なる國民感想がその當該犯罪行為の特別に非難に値ひする場合に」、それに因つて右の行為を峻嚴に罰せむことを要求してゐる、といふことが構成要件として更に附加されてゐる。これが、すなはち、綜合構成要件として上に述べたやうに、第四條が一種固有な獨立の犯罪といはれるゆゑんであるのである。

それで、健全なる國民感想が、その行為の非難性のために、右の行為を峻嚴に罰することを要求するといふ要件は、戦時状態の利用といふ構成要件と同様に常に存在せねばならぬのである。しかも、それは決して死刑の場合にのみ必ず存在せねばならぬといふのではないことを注意せねばならぬ。

七 申告罪は、第四條に包含されてゐるとするのが學說である。それは、一九三九年九月七日の「國民の害賊に對する命令の施行令」第二條は、申告罪を第二條から除外してゐるのであるが、第四條に對しては除外しなかつたのに因るのである。しかし、第四條にあつては、健全なる國民感想が重い刑罰を要求せねばならぬとする附加要件が、その犯罪の重くない場合を第四條から除外し得るものであることを許してゐるのである。それで、ライヒ裁判所は、この上に述べた趣きを認めた判決を既に再度にわたつて示してゐる。その一つは一九四〇年四月八日の判決にかゝるものであり、他は同年四月二十二日の判決においてである。又、ウィスバーデンの特別裁判所でも同じ趣旨の判決をした。

次に、第四條の申告に關する更に一つの問題は、第四條の適用上、申告が實際に爲されたことを要するか否かといふことである。しかし、ライヒ裁判所の判決に現はれた事案においては申告が爲されたものばかりに關するものな

で、この點に關しては判決では未解決のままになつてゐるのである。但し、エッセンの特別裁判所は申告が爲されたことを必要としないといふ判決を明かにした。この第四條をもつて特別犯罪なりとするの見解を執る者は、申告を必要とするや否やといふ問題については、之を消極的に解せねばなるまい。又、第四條をもつて刑罰加重原因を規定したものとするとするの見解を示す者は、この問題については之を積極的に解せねばならぬことになる。この結果からしても、やはり、第四條に關する限り特別犯罪説の正當性は維持し得られないところとせねばならぬのである。それは、蓋し、申告罪において申告を必要とするの理由は、犯罪に關してその重要ならざる場合を除外するためにのみしかるのでなくして、むしろ、例へば侮辱罪、誘惑罪、姦通罪その他これに類似の犯罪の場合にあつて、被害者を更に新たに害ふことになるであらうところの法廷における辯論を遮る可能性を被害者のために與へる必要があるので、申告を要するものとしてゐるのである。されば、かやうな見地からするときには、申告のなされたことを必要とする刑罰加重原因を規定したものと第四條の本質を把握する見解を妥當なものとしなければならぬのである。

八 第四條においては、「健全なる國民感想が犯罪行為を特に非難に値ひするものとして要求した場合には、通常の刑の範圍を超えて」刑の量定が行はねばならぬことになつてゐる。さうして、この通常の刑の範圍を超えるべき必要性が第四條を適用するについての要件となつてゐる。それで、このことは、ライヒ裁判所の判決に依れば、行為者が第四條においても國民の害賊であらねばならぬことを意味してゐるとしてゐるのである。しかし、このことはコールラウシュ教授がいつてゐられるやうに、犯罪行為が健全なる國民感想から見て「その行為自體、すなはち、右の行為の實行の方法から或は行為者の人格から明かにされ得るであらう」ところに依つて考へられねばならぬことを前提要件としてゐるのである。これに關するライヒ裁判所の判決における事案には、戦時中特に重要な物品を制限して配給する——戦時においては食糧品の如き重要物品を配給するには制限して之を行ふのである——ことを奇貨として

之を利用して右の物品の多量を秘かにくすねてゐたといふのがあつたが、この事案においては、行爲そのものは、まさに健全なる國民感想から非難せらるべき性質のものであるが、しかし、被告人は未だ前科を有しないのであるし、且つ戰場では評判のよい兵士であり、さうして戦傷兵士でもあつたので、健全なる國民感想は第四條に依るの刑の加重を要求しないであらうとされた。それで、右の上の判決が健全なる國民感想から非難すべきや否やは、「その行爲自體、すなはち、右の行爲の人格から明かにされ得るであらう」としてゐるのに對して、コールラウシュ教授はこれを批評して、「それ故に、右の判決では、「その行爲自體、すなはち、右の行爲の實行の方法から或は云云」でなくして、「その行爲自體、すなはち、右の行爲の實行の方法から及び行爲者の人格から」といふ方が正しかつたであらう」といつてゐられる。さうして、この「或は」といふのと「及び」といふのとでは非常な差違のあることを是認することを要するであらう。

一九四〇年七月五日のライヒ裁判所の判決は、以上のことを更に一般化してゐるのである。すなはち、その判決に依ると『通常の刑の範囲を超えて』罰すべき必要性が具體的事案において存在しないやうな場合には、第四條を適用すべきではない、としてゐるのである。さうして、行爲者が國民の害賊として考へられるといふことでは、未だ直ちに第四條を適用するに足りないともしてゐるのである。

七

一 次に、第五條の規定の註解に移らう。

第五條の規定は、『國民の害賊に對する命令』の第一條第二項の規定とともに一九四〇年三月十三日の『刑事裁判所の管轄及び特別裁判所並に其の他の刑事訴訟法の規定に關する命令の施行令』の第二十一條第二項第三十號に依つて

廢止されるに至つた。

二 第六條に就いては別に註解を要するほどのことではないであらう。しかし、第六條の外に次のやうな命令の規定のあることを注意せねばならぬ。それは、一九三九年九月二十七日の『國民の害賊に對する命令の第二次施行令』 Zweite Verordnung zur Durchführung der Verordnung gegen Volksschädlinge vom 27. September 1939 (RGBl. I S. 1987) の第一條及び第二條である。曰く、――

第一條 行爲が國民の害賊に對する命令に依りて罰せらるべき行爲とせられるや否やはドイツ國の刑罰規定に従ひて判斷せらるべし。

第二條 一九三九年八月二十六日のサポタージュ行爲に關して公布したるペーメン並にメーレンに於ける保護者たるライヒ總統の命令の諸規定は國民の害賊に對する命令に依りて其の効力を妨げらるることなし。

――つゞきのひある。

第七條についても別に註解を要するほどのことはない。

これで、『國民の害賊に對する命令』の註解を終ることにする。

さて、國民の害賊性に對する銃後治安維持のための戰時刑法には、この『國民の害賊に對する命令』の外に、なほ、一九三九年十月四日の『重く犯罪少年に對する防衛令』 Verordnung zum Schutz gegen jugendliche Schwerverbrecher vom 4. Oktober 1939 や一九三九年十二月五日の『暴力犯人に對する命令』 Verordnung gegen Gewaltverbrecher vom 5. Dezember 1939 や等がある。此等の戰時刑法については、又、端を新たに改めて註解を試みることにしよう。

刑政年報

(自昭和十九年一月至同三月)

一月

四日 臨時家族手當支給規程中改正

第九條ノ二

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者司法部以外ノ他ノ官廳ヘ又ハ司法部以外ノシタル場合ニ於テ必要アルトキハ關係官廳ト協議ノ上其ノ月分ノ臨時家族手當ハ全部之ヲ舊所屬官廳ニ於テ支給スルコトト爲スコトヲ得

(司法省會甲第七七號)

戰時官吏服務令等官紀肅正ノ四勅令公布、即日實施

概要左ノ如シ

一、戰時官吏服務令(勅令第二號)、戰時公吏服務令(內務省令第一號)

客年九月閣議決定ヲ見タル國內態勢強化方策中實行要目ノ一トシテ掲ケラレタル「行政運営ノ決戰化」ニ即應シ官紀ノ肅正ヲ圖ル爲制定セラレタルモノニシテ、官吏タルモノ官吏服務規律ヲ嚴守スヘキハ勿論、戰局益々熾烈、官吏ノ責任一層重キヲ加ヘツツアル今日、特ニ實踐躬行ヲ要スル所トシテ責任遂行、決戰執務、陣頭指揮、命令恪遵、懇

切丁寧、品位保持、言動戒慎ノ七項ヲ昭示セラレタルモノナリ

二、文官懲戒戰時特例(勅令第三號)、巡查及消防手懲戒戰時特例(勅令第四號)

戰時官、公吏服務令ノ勵行ヲ嚴ニスル爲之ト不可分ノ關係ニ於テ制定セラレタルモノニシテ、懲戒ノ方法トシテハ文官懲戒令第三條ノ處分ノ外、新ニ「謹慎」ノ處分ヲ設ケ減俸ト併科シ或ハ單獨ニ六十日以下勤務ヲ停メテ居室内ニ屏居謹慎セシムルト共ニ時宜ニ依リテハ

反省修養ニ適スル事項ノ實行ヲ命スルコトヲ得ルコトトナレリ

八日 防空法施行令、同施行規則公布、九日施行

刑務所防空要綱制定セラレ、刑務所ノ防空措置ハ之ニ依リ全國的ニ統一強化セララルコトトナル

(刑政甲第四五二號)

十一日 軍法會議處斷等ノ少年及準少年受刑者ハ臨時小菅刑務所ニ移送集容シ特別鍊成ヲ施シツツアリシトコロ、新ニ之カ拘禁區分ヲ設ケラル

一、集容刑務所、小菅刑務所

二、移送刑務所、少年刑務所

三、移送受刑者ノ種類及範圍、懲役男少年及準少年受刑者中左ニ該ル者

イ、軍法會議處斷受刑者
ロ、通常裁判所處斷受刑者
ハ、中國民徵用令違反者
ニ、右イ及ロ該當者ト雖不良經歷特ニ票質若ハス所後ノ行狀、智能又ハ健康狀態等不良ナル者ハ移送ヨリ除外ス

(刑政甲第九七號)

二十六日 アルゼンチン、日獨ト國交斷絶

二十七日 リベリヤ、日獨ニ對シ宣戰布告

二月

一日 本月一日ヨリ末日迄

ノ一ヶ月間ヲ無事故強調週間トシ刑政各廳ニ之ヲ實施ス

(刑政甲第二五八號)

四日 作業ノ種類(業種表)指定セララル—三月一日ヨリ施行(刑政甲第二六〇號訓令)

其ノ内容概略次ノ如シ

一、業種
イ、内閣統計局制定ニ係ル産業分類ヲ基礎トシテ新ニ百九十七種類ヲ指定ス

右ハ從來ノ業種カ彙ニ廢止セラレタル作業別食糧表ニ基礎ヲ有シ其ノ名稱、分類方法等本邦産業ニ慣用セララルモノト一致セザリシニ因ルコト、新業種中旋盤工、タ

一、レット工、其ノ他工作機械ヲ用フルモノ及鋸打工、現圖工ノ如キハ近時擴充強化セラレタル造船作業、航空機其ノ他、造機作業ノ施行ニ即應シ採上ケラレタルモノニシテ刑務作業ノ改善乃至進歩ヲ反映スルモノ

二、細目及勞作ノ強度
イ、各業種ハ之ヲ夫々細目ニ分ツ、例之、鋸打工ニ於テハリベツター、鉸鋏、鋏シメ及板金鋸打ノ如シ

ロ、勞作ノ強度ハ之ヲ重稍重、中、輕等ニ品等スハ、各細目ハ勞作ノ強度品等ニ從ヒ業種毎ニ區分ス

標準賃金制度實施セララル—三月一日ヨリ施行

(刑政甲第二二三號)

本制度ハ刑務作業ノ經營上原價計算ノ基礎トナルヘキ受刑者ノ賃金ヲ從來工錢等ノ名稱ニ依リ各所別ニ定メ來レルトコロ其ノ金額概シテ低廉ニ過キ現下ノ經濟情勢並ニ刑務作業ノ經營規模ト照應セサルニ至リタル爲右金額ヲ第一類乃至第四類ノ區分毎ニ作業ノ種類(業種)就業受刑者ノ別(男、女成年、準少年及少年)及技能等級(特、一、二、三、四各等及考查級)ニ從ヒ夫々増額スルト共ニ全國的ニ之ヲ統一實施セントスルモノナリ

第一條 標準賃金ハ受刑者ノ勞力ニ關スル原價計算ニ資スル爲之ヲ設クルモノトス

第二條 標準賃金ノ額ハ別表標準賃金ニ依ル

第三條 老齡、心身ノ障礙其ノ他特別ノ事由アル者ニ付前條ノ標準賃金ノ額ニ依リ難キ場合ニ於テハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ別ニ其ノ額ヲ定ムルコトヲ得

第四條 作業原簿ニ所要賃金ヲ記載スル場合ニ於テハ前二條ノ標準賃金ノ額ニ依據スヘシ
作業賞與金計算規程制定セラル—三月一日ヨリ施行
(刑政甲第二六二號訓令)

本規程制定ノ趣旨ハ作業賞與金ニ關スル從來ノ規程カ制定後長年日ヲ閱シ一般經濟情勢ノ變化ト刑務作業ノ飛躍的發展ノ實情ニ即セサルモノアリタルニ依ル

其ノ概要ハ左ノ如クニシテ改正ノ要旨ハ
一、現行規定ニ依ル計算高ノ最近三年間ノ實績八月額平均二圓五十二錢ナルトコロ之ヲ約五圓程度ニ改メタルコト

二、新規定ニ依ル計算高ハ就業者ノ勞力カ國庫ニ齎スヘキ賃金ニ比例セシムルノ方法ヲ採リタルコト
三、戰時下特殊重要作業ニ出業中ノ者及深夜業

徹夜業就業者ニ對シ相當多額ノ割増制度ヲ認メタルコト

四、發明其ノ他創意工夫ヲ爲シ依テ生産能率増強ニ寄與シタル場合ニ對シ加算ヲ認メタルコト

概要
第二條 作業賞與金ノ計算ニ付テハ就業受刑者ノ當該月ニ於ケル標準賃金(第二六三號訓令ニ依ル)ノ總額ノ二割ニ相當スル額ヲ以テ標準月額トス

第三條 就業受刑者ニ對シテハ左ニ依リ作業賞與金ノ計算ヲ爲スヘシ
行刑果進處遇令 第一

級者 基本月額ノ十三割相當額
同 第二級者 同十二割相當額
同 第三級者 同十一割相當額
同 第四級者及不適用者 同十割相當額

第四條 前條ニ依リ計算シタル額ニ對シテハ本人ノ作業成績ヲ斟酌シ基本月額ノ三割ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ加算又ハ減額ヲ爲スコトヲ得
第五條 左ノ作業ニ就ク者ニ對シテハ其ノ狀況ヲ斟酌シ各號ニ付基本月額ノ十割ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ加算ヲ爲スコトヲ得

一、構外作業

二、徹夜作業又ハ深夜作業

三、著シク危險ヲ伴フ作業其ノ他特殊ノ作業

就業受刑者ニシテ作業ノ實施ニ關シ創意工夫ヲ爲シ生産能率ノ向上ニ付特別ノ功勞アリタルモノニ對シテハ十圓以下ノ範圍内ニ於テ加算ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第七條 刑事被告人及勞役場留置者ニ對スル作業賞與金計算方法ハ別ニ之ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

十日 海軍刑法及海軍軍法會議法中改正法律(法律第一號)
經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律(法律第四號)訴訟費用等臨時措置法(法律第二號)朝鮮ニ於ケル裁判手續簡素化ノ爲ノ國防保安法及治安維持法ノ戰時特例ニ關スル法律(法律第二〇號)公布セラ

十五日 官吏功勞表彰令(勅令第一五號)公布セラ
本令ハ拔群ノ功勞アリタル官吏及各廳部局ニ對シテ所管大臣ノ申牒ニ依リ内閣總理大臣ヨリ官吏ニ對シテハ終身佩用シ得ル顯功章ヲ、各廳部局ニハ

顯功狀ヲ授與スル旨ヲ規定ス
顯功章ニハ授與セララル者ノ資格ニ依ル等級ナキコト、顯功狀ノ授與ハ内閣總理大臣ヨリ上奏スルコト等ヲ特色トシ軍ニ於ケル感狀ニ類似ス

十六日 構外作業派遣職員ニ對スル日額費旅等支給額改正増額セラレ全國統一セラル(刑政甲第三六九號)

十八日 橫須賀海軍刑務所收容受刑者中普通刑務所へ移送集容スヘキモノノ移送區分決定セララル
少年受刑者 川越少年刑務所

準少年受刑者(刑言渡ノ際滿十八歳以上二十歳未

滿ノ者)

小菅刑務所(特ニ惡質ナル不良經歷ナク且身體強健ナル者)

千葉刑務所(前項以外ノ者)

成年受刑者 橫濱刑務所
千葉刑務所

(橫濱ニ收容餘力ナキ場合千葉へ移送スルモノトス)

十九日 千葉刑務所ニ男準少年受刑者ヲ收容スルコトトナル
(刑政甲第四〇二號)

二十一日 「造船釋放者保護ニ關スル要綱」制定セラル其ノ概要左ノ如シ
一、行刑造船部隊ニ於テ造船ノ技能ヲ習得シタ

ル釋放者ノ繼續就業ヲ確保シ因テ以テ其ノ更生ノ實ヲ擧クル爲右釋放者ヲ以テ造船報國隊ヲ組織スルコト

二、造船報國隊ハ之ヲ司法保護團體トシ當該造船所ニ於テ設立スルコト

三、職員一隊長ハ行刑造船部隊長其ノ他適當ナル者、副長一名及輔導若干名ハ隊長ノ推薦スル者(當該造船所ノ社員トシテ取扱フコト)

四、隊員ノ在隊期間ハ概ネ六月乃至一年トスルコト

五、造船部隊以外ノ各刑務所ノ釋放者ト雖適當ト認ムル者ハ加入セシムルコトヲ得ルコト

尚本要綱ハ東京、相生若松各造船部隊ニ於テ實施セラル、モノナリ

(刑政甲第四一〇號、海軍省兵備局長、司法省刑政局長、厚生省勤勞局長、連名通牒)

二十二日 參謀總長ニ東條首相兼陸相、軍令部總長ニ嶋田海相親補、國務、統帥ノ緊密化實現

二十五日 比島、徵用制ヲ實施

二十九日 獨芬新通商協定成立

三月 學校給食、疎開等決戰措置具體案決定

猛烈ナル鍊成ノ實施、在院者體位低下等ニ對スル對策トシテ矯正院在院者ノ食糧給與量改正セラル

(刑政甲第五四八號)

六日 地久節ニ際シ女收容者ノ幹業ヲ免セラル(但シ緊急軍需作業ニ從事スル者ヲ除ク)(刑政甲第五七一號訓令)

大阪、神戸及京都各拘置所收容者激増ニ伴ヒ拘禁狀態緩和ノ爲大阪、神戸及京都各刑務所ニ被疑者及刑事被告人ヲ收容スルコトニ決定

(刑政甲第五五八號)

八日 司法省所管內國旅費規則中改正(傭人ニ對スル旅費支給區分、家族移轉料計算方法等ナリ)

(司法省會甲第八七一號)

司法省所管南洋群島關東州滿洲旅費規則及同所管外國旅費規則中改正

(司法省會甲第八七二號及第八七三號)

十一日 司法省所管工事取扱規程中改正(四月一日ヨリ實施)第一條及第十四條中(本規程ニ依ラスシテ工事ヲ爲スコトヲ得ル一廉ノ工事費等)五千圓ヲ一萬圓ニ改ム

(司法省會甲第一〇一九號)

十五日 ソ聯バドリオ政權承認

十七日 北海道廳警察署留置場巡視區域一部左ノ通變更サル

帶廣刑務所

帶廣區裁判所管內 函館少年刑務所

函館地方裁判所管內

(刑政甲第六七七號)

十八日 勤勞昂揚方策及女子挺身隊制度強化方策要綱ノ二件決定

會社等臨時措置法施行令公布セラル

二十二日 重要都市ニ對スル空襲其ノ他最惡事態發生ノ場合ニ對處スル爲小菅、豊多摩、府中及名古屋各刑務所ニ大東亞戰爭中拘道監ヲ設置セラル

(司法省告示第十二號)

二十三日 空襲時等非常ノ際ニ於テ官給スルニ非サレハ職員カ食餌ヲ採リ難キ場合賄料支給ノ有無ニ拘ラス炊出ニ依ル握飯其ノ他ノ簡單ナル非常食ヲ給與シ得ルコトナル

(司法省會甲第一三二九號)

二十四日 女子少年事件處理要綱制定セラル

決戰非常措置要綱中一般女子ニ對スル勤勞體制強化ノ方策ニ則リ少年審判所ニ於テ取扱フ女子少年事件ノ處理ヲ爲サシムルト共ニ輔導鍊成上少年保護團體等ニ於テ女子勤勞報國隊ヲ結成セシムル等ノ措置ヲ講セントス

(刑政甲第七二三號)

二十五日 第八十四議會開院式

懲役禁錮ノ女受刑者收容區分改正ナル(四月一日ヨリ實施)

栃木刑務支所一東京管內拘置所、刑務所及少年刑務所

和歌山刑務支所一大阪、名古屋、廣島、長崎各管內刑務所

大通刑務支所一札幌管內刑務所及少年刑務所

大島刑務支所一(大島刑務支所)

沖繩刑務所一(沖繩刑務所)

樺太刑務所一(樺太刑務所)

註、本改正ハ久留米少年刑務所ノ佐賀刑務所ヘノ移轉改稱(佐賀少年刑務所ト改稱)、三次、佐賀、宮津各刑務支所並ニ名古屋、徳島、高知各刑務所ニ從來收容セル女受刑者ヲ新ニ和歌山刑務支所ヲ指定シ之

ニ一括收容セントスルモノナリ

(刑政甲第七五九號訓令)

二十六日 少年審判所會計事務章程及保護觀察所會計事務章程中改正(出納官吏設置ニ關スル規定ナリ)(司法省會甲第一三一六號及第一三二七號)

刑務所會計事務章程中改正(第五十九條一前渡資金出納計算書ノ進達一ヲ削ル)(司法省會甲第一三二八號)

司法保護委員事務局會計事務處理要綱中改正(司法保護委員事務局ニ物品會計官吏設置)

(司法省會甲第一三二〇號)

卅一日 日ソ協定調印成ル

刑事關係文獻

(自昭和十九年一月至同三月)

● 刑法、刑事訴訟法

現代刑事法學の諸問題 (宮本教授 還歴祝賀)

……佐伯千仞編 (單、弘文堂書房 七三三)

改正刑法新刑法原論

……島津嘉香 (單、日本法曹會本部 四・五)

刑事訴訟法提要

……團藤重光 (單、弘文堂書房 三三〇)

刑事判例評釋集 第三卷

……小野清一郎監修
……刑事判例研究會編 (單、有斐閣 五・九)

日本經濟刑法概論

……定塚道雄 (單、日本評論社 八・八)

市川秀雄著「ドイツ戰時刑法」第一卷

……牧野英一 (法時 一五・三)

違法の認識と故意との關係 (一)

……李 子賢 (臺法 三〇・二)

價格指定の告示の性質並
告示の變更と刑法第六條

……吉田常次郎 (新聞四八七九一四、八〇〇)

經濟刑法の構造とその特質

……植松 正 (臺法 三三五)

經濟事犯の連續犯附、牽連犯及觀念
的競合犯

……美濃部達吉 (自研九・三 三三〇)

經濟犯罪の本質

……植松 正 (臺報 三三四)

經濟倫理と經濟刑法

……市川秀雄 (統經 七・六)

財産犯罪要論

……高木 巖 (國試 一五・三)

戰時刑事特別法の改正

……牧野英一 (自研 一五・三)

戰時刑事法の進展

……團藤重光 (法時 一五・三)

統制經濟法規と犯意

……田上輝彦 (司協 三・三)

統制犯の二重的性格

……牧野英一 (國試 一六・一)

背任 罪

……畠山成坤 (國試 一六・一)

最近の刑事判例

……牧野英一 (法時 一六・二)

人格なき社團と刑事責任

……牧野英一 (警研 一五・一)

戰時刑事特別法規の改正に就て

……江里口清雄 (警思 一七・一)

零細なる反法行爲—刑事法判例抄(三)

……不破武夫 (法政 一三三・二)

我が國法と刑事裁判のために (三)

……鈴木才藏 (正義 二〇・一)

移住民の犯罪性

……植松 正 (志林 四・二、三)

教唆の獨立性と日本法理 (二、完)

……牧野英一 (國試 一六・三)

經濟刑法に於ける法規の解釋

……八木 胖 (警研 一五・二)

刑法に於ける日本的なるもの自覺 (二)

……佐伯千仞 (法叢 五〇・一)

戰時刑事特別法の改正

……牧野英一 (自研 二〇・二)

戰時刑事特別法の改正と其の運用

……岸 達也 (國試 一六・三)

裁判所構成法戰時特例中
一部改正意見

戰時法の運用

……島田武夫 (正義 二〇・一)

刑事裁判に於ける二、三の基礎的問
題に就て (六)

……横川敏雄 (志林 四六・二)

十七條憲法と刑法

……木村龜二 (刑政 五七・二)

國學の傳統と日本刑法の理論

……依伯千仞 (刑政 五七・二)

ナチス・ドイツの戰時刑法 (三)

……市川秀雄 (刑政 五七・二)

木村龜二著「刑事政策の基礎理論」—
刑事法學界の消息を兼ねて—

……團藤重光 (法協 六二・二)

戰時刑事特別法の改正に就て—併せ
て裁判所構成法戰時特例の刑事關係
の改正に就て—

……岡原昌男 (法曹 二二・一)

上告申立書の宛名の誤記と上告の效力
……團藤重光 (法協 六二・二)

戦刑法二〇條と刑訴法三二二條一項との關係
……高田義文 (法協 六二・二)

法律の錯誤と關する所見の補遺—最近における諸家の論述を比較しつつ—
……牧野英一 (法協 六・三三・二)

●刑政關係

少年保護論集(少年法全國施行記念)
……司法保護研究所編 (單、司法保護研究所 七・〇〇)

犯罪と刑事政策

……エドムンド・メツガー原著
……吉 益 修 夫 譯 (單、朝倉書店 四・七〇)

刑事政策の理論と實踐 (二一五)

……牧野英一 (警研 二四・二二)

死刑と教育刑
……木村龜二 (法學 三・三)

戦争と青少年の犯罪
……小齊甚治郎 (正義 三〇・一)

●其ノ他

日本法律史話
……瀧川政次郎 (單、ダイヤモンド社 三・三五)

法制史の研究
……三浦周行 (單、岩波書店 五・六九)

蒙古法の基本原理
……リヤザノフスキー著
……青木 富太郎 譯 (單、生活社 七・〇四)

勞務管理實務(勞務管理全書三〇卷)
……江波三郎 (單、東洋書館 三・六)

牧野英一著「非常時立法考」
……市川秀雄 (新報 五・三)

編輯後記

何よりも先づ、用紙の關係、印刷の都合その他に依り本誌の發行が非常に遅れたことをお詫びしなければならぬ。其の點殊に、御早々と玉稿を賜つた牧野、植松兩先生に對し申譯ないことに思つてゐる。
用紙の不自由を忍びつゝ、兎も角も發行を續けて來た本誌ではあるが、其の本誌も愈々強化せられて來た紙の消費規程に依つて本誌を最後に一先づ休刊の己むなきに至つた。
願れば「監獄協會雜誌」の後を受け本誌が創刊されてより二十有餘年の長きに亙り本誌の果して來た役割は極めて大きかつたことを確信する。殊に一昨年の改編に依り新に登場した「月刊刑政」と相並んで、それぞれ異つた立場から新なる使命の達成に邁進して來たことを看過することは出来ない。その月刊刑政を失ひ、今亦、われわれの行刑に絶へざる反省の機會を與

へ新なる理論を注入して呉れた本誌の休刊を見ることは洵に遺憾に堪へざる所であり情に於て忍びざるものがある。然し、益々危急を加へつゝある戦局に對處し、紙一枚の能力をも戦力増強に結集しなければならぬ今日に於ては、寧ろ喜んで此の事態に順應すべきであらう。
創刊以來長年に亙つて本誌に特別の御厚意と御援助を賜つた執筆者の各位に對し茲に更めて深甚の謝意を表すると共に、本誌なき後に於ても直接間接我行刑のため一層の御指導を賜らむことを祈つて已まない。
牧野先生の御論稿は本誌第五十六卷第四四號に寄せられた、藤八木先生の所論を批判し自らの教育刑の立場を闡明せられたもの、植松先生のそれは、新に確立せられて行く大東亞共榮圈の刑事政策を願望せられつゝ諸民族の犯罪性に就て克明に論述せられたもので、何れも本誌の最後を飾るに相應しい御論稿である。
資料は市川秀雄氏の勞に俟つもの。
(編輯部)

定價表	
一冊(稅共)	金 五十錢
四冊(稅共)	金 二 圓

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

昭和十九年三月二十八日印刷納本
昭和十九年 四月 一日 發行
東京都麴町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼 澁 谷 善 藏
兼印刷人
東京都神田區淡路町二丁目九番地
配給元 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所
東京都麴町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所 刑 務 協 會
電話銀座 二三四四・三八一五
振替口座 東京二五〇五九番

昭和十九年三月二十八日印刷
昭和十九年四月一日發行

(二・四・七・十月各二日發行)

第五十七卷第二號

(日本標準規格A列五號)



